

新興国等における競争当局の執行状況
に関する調査報告書

2017 年 4 月
経済産業省

はじめに

日本の「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号。以下「日本独禁法」という。）に相当する独禁法・競争法（以下「競争法」又は各法域での通称名で呼称する。）と呼ばれる法律を備える法域の数は爆発的に増加している。1947 年に立法された日本独禁法は（カナダ・アメリカに次ぐ）世界で 3 番目の競争法であるが、2016 年時点では 130 以上の国・地域が競争法を整備しているといわれる（平成 28 年 3 月 9 日公正取引委員会事務総長定例会見）。

近年のビジネスの国際化の進展は目覚ましく、日本企業が地球の裏側で大規模な M&A を仕掛けることも珍しい話ではなくなっている。「郷に入れば郷に従え」であり、外国で事業を行う以上は、当該外国の法律を十分に理解した上で、適法に事業を行うためのコンプライアンス体制を構築・強化しなければならない。そのため、企業は外国の競争法について一定の理解を持つことが急務となっている。

競争法は企業活動の様々な局面を規制する法律であり、世界中の競争法の詳細を 1 冊の報告書にまとめることは極めて困難である。そこで、本報告書では、主に日本企業が知っておくべき必要性が高いテーマの一つである「新興国等における競争当局の執行状況」について取りまとめることとした。このテーマを選んだ背景及び本報告書の狙いを以下敷衍する。

世界の競争法の多くは、カルテル・単独行為（市場支配的地位の濫用）・企業結合を規制している点で、他の法律に比べて共通点が多い。そのため、日本独禁法や欧米の競争法の理解があれば、最低限の対応は可能かもしれない。しかし、日本独禁法が、欧米の競争法と異なり「不公正な取引方法」の規制を設けていることがしばしば引き合いに出されるのと同様に、各国の競争法にはそれぞれの特徴があり、他国よりも厳しい規制がかけられている場合もあれば、他国で規制されている行為が規制されていない場合もある。企業結合審査の届出基準や審査手続には様々なバリエーションがあり、これらは企業の M&A 活動のスケジューリングや成否に直結する。そこで、本報告書は、新興国等へ活動領域を広げつつある日本企業に対して、それらの法域の競争法について基本的な情報を提供することを目的としている。

このような試みとしては、公正取引委員会ウェブサイト上の「世界の独禁法」コーナーや JETRO による「ASEAN 諸国における競争法の制定および執行状況（2014 年 3 月）」等があるが、新興国等においては法制定や法改正が相次いでいるところ、本報告書は執筆時点における最新情報をできる限り網羅的に提供することを試みた。また、実際の競争法執行の多寡やペナルティの大きさは法域により大きく異なるため、本報告書では、日本企業が対象となった事案を取り上げることにより、各国における執行のリアルな像をできる限り収集することに努めた。

本報告書では、主に新興国を中心として、日本企業が競争法の規制に遭遇する頻度・可能性が高いと思われる 13 の法域（中国・韓国・台湾・シンガポール・マレーシア・タイ・インドネシア・ベトナム・フィリピン・インド・ブラジル・メキシコ・南アフリカ）について、競争法の整備状況（規制対象・カルテル等に対する規制・企業結合規制）、競争法の執行状況（カルテル・カルテル以外の行為・企業結合届出義務懈怠・域外適用）、民事訴訟の動向を取りまとめ、競争当局の執行状況に関する考察・分析を行った。

本報告書を活用するにあたり、以下の 2 点について留意されたい。

第 1 に、記載内容の限界である。本報告書のための調査は、日本国内で行うことができる文献調査に限定されている上、各国が目まぐるしく競争法の改正や整備を行い、事例を積み重ねるため、本報告書はただちに陳腐化し始める。したがって、企業が違反行為審査や企業結合事案に直面した場合には、各法域の専門家に法解釈のみならず、本報告書以降の法令・ガイドラインの制定状況や執行事例・裁判例の有無についても確認することが望ましい。

第 2 に、競争法の域外適用である。欧米を含む多くの法域において、自法域に対する効果（影響）がある限り自法域の競争法が適用できるとする効果主義の考え方が採用されており、それに基づく域外適用が行われている。たとえば「A 国で製造された部品が B 国で完成品に組み込まれ C 国で販売される」ような部品カルテルの場合、1 つの商品に関する行為が複数の法域で法適用の対象となることもある（このような事例の詳細については、経済産業省「国際カルテル事件における各国競争当局の執行に関する事例調査報告書」（2016 年 6 月）¹を参照されたい。）。本報告書は、各法域における域外適用の規制については記載しているものの、企業が直面している行為がいずれの法域の競争法の問題になるのかの説明は省略している。事業を行っている法域の競争法のみが問題となると誤解しないように、いずれの法域の競争法が適用されるのかについては十分に検討する必要がある。

競争法の執行が活発化する新興国等で事業を推進し、又は今後しようとする企業や、グローバルな競争に打ち勝つために問題解消措置を要する企業結合に果敢に挑戦しようとする企業が各国法令を遵守し、新興国等で事業を展開するために、本報告書が参考となることを期待したい。

¹ <http://www.meti.go.jp/press/2016/06/20160603002/20160603002.html>

なお、本報告書は、当省の実施する平成 28 年度市場競争環境評価調査「海外競争当局の
執行状況等調査」に基づき次の体制で実施した調査研究を取りまとめたものである。

<調査研究実施体制>

池田 毅	森・濱田松本法律事務所 弁護士
渥美 雅之	森・濱田松本法律事務所 弁護士
小川 正太	森・濱田松本法律事務所 弁護士
井上 諒一	森・濱田松本法律事務所 弁護士

目 次

I. 中華人民共和国	1
II. 大韓民国	14
III. 台湾	26
IV. シンガポール	36
V. マレーシア	43
VI. タイ	48
VII. インドネシア	53
VIII. ベトナム	62
IX. フィリピン	69
X. インド	76
X I. ブラジル	85
X II. メキシコ	94
X III. 南アフリカ共和国	101
XIV. おわりに	109

I. 中華人民共和国

1. 競争法の整備状況

(1) 規制対象

中華人民共和国（以下「中国」という。）の独占禁止法（2007 年 8 月 30 日公布、2008 年 8 月 1 日施行。以下「中国独禁法」という。）は、主に

規制対象行為	中国独禁法上の用語
カルテル	独占的協定
垂直的取引制限	
市場支配的地位の濫用	市場支配的地位の濫用
企業結合	事業者集中
行政権力による競争制限行為	行政権力の濫用による競争の排除及び制限等

を規制対象としている。（本報告書では、カルテル、垂直的取引制限、市場支配的地位の濫用、企業結合について説明する。）

(2) カルテル等（企業結合以外）に関する規制

ア 概要

① カルテル及び垂直的取引制限

中国独禁法は、カルテル及び垂直的取引制限を独占的協定として規制している。独占的協定とは「競争を排除し、若しくは制限する合意、決定、又はその他の協調行為」（中国独禁法第 13 条）をいい、競争事業者又は川上事業者・川下事業者が表 1 に示すカルテル及び垂直的取引制限を行うことは禁止されている。合意や決定は、書面のみならず口頭のものも含むが、仮に合意や決定がない場合でも、事業者間に一致する行為があり、かつ、意思の連絡又は情報交換が行われた場合には「その他の協調行為」があったものとみなされる。

また、事業者団体が所属する事業者にカルテル又は垂直的取引制限を形成させることも禁止されている（同第 16 条）。

表 1 カルテル及び垂直的取引制限の概要

規制対象行為	根拠条文	内容
カルテル	水平的独占的協定 (中国独禁法第 13 条)	・ 販売価格の固定、変更 ・ 生産数量、販売数量の制限 ・ 販売市場、原材料調達市場の分割 ・ 新技術、新設備の購入の制限 ・ 新技術、新製品の開発の制限 ・ 共同の取引拒絶
垂直的取引制限	垂直的独占的協定 (同第 14 条)	・ 再販売価格の固定 ・ 再販売最低価格の設定

② 市場支配的地位の濫用

市場支配的地位を有する事業者が以下の濫用行為を行うことは禁止されている(中国独禁法第 17 条)。

- ・ 不公平な高価格で販売、又は不公平な低価格で購入すること
- ・ 正当な理由なく原価を下回る価格で販売すること
- ・ 正当な理由なく取引先に対して取引を拒絶すること
- ・ 正当な理由なく取引先に排他条件付取引、又は拘束条件付取引を課すこと
- ・ 正当な理由なく商品の抱き合わせ販売、又は不合理な取引条件を付加すること
- ・ 正当な理由なく取引条件における差別的待遇を行うこと

市場支配的地位を有するか否かは、以下に示す事業者の関連市場における市場シェア(同第 19 条)その他の事情²を勘案して判断される。

- ・ 一つの事業者の市場シェアが 2 分の 1 以上
 - ・ 二つの事業者全体の市場シェアが 3 分の 2 以上 (※)
 - ・ 三つの事業者全体の市場シェアが 4 分の 3 以上 (※)
- (※) このうち、市場シェアが 10%に満たない事業者(単体)は市場支配的地位を有するものとは推定されない。

² その他の事情としては、(i) 関連市場における競争状況、(ii) 販売市場又は原材料調達市場に対する支配力、(iii) 事業者の財政的・技術的状況、(iv) 他の事業者の当該事業者に対する取引依存度、(v) 関連市場への参入の難易度等が挙げられる。

イ 執行機関

カルテル、垂直的取引制限及び市場支配的地位の濫用に対する執行機関は国家工商行政管理総局（SAIC³）及び国家発展改革委員会（NDRC⁴）であり、それぞれの権限は表 2 の通り。

表 2 SAIC 及び NDRC の権限

	所管	違反行為の 調査権限	行政上の 制裁権限	刑事上の 制裁権限
SAIC	企業結合規制以外の分野における <u>価格に関連しない</u> 行為に対する規制	あり	あり	なし
NDRC	企業結合規制以外の分野における <u>価 格に関連する</u> 行為に対する規制	あり	あり	なし

留意点：カルテルが価格に関連するか否かは明確ではないため、一定の場合⁵には SAIC・NDRC の双方が管轄を主張することもあり得る。

ウ 制裁

① 概要

カルテル、垂直的取引制限及び市場支配的地位の濫用に対する制裁の概要は表 3 の通り。

表 3 制裁の概要

行政上の制裁	刑事上の制裁
・違反行為に対する停止命令 ・違法行為から得た所得の没収 ・制裁金の賦課	なし（※）

（※）ただし、SAIC・NDRC の調査に協力しない又は妨害した場合、罰金刑又は禁錮刑を科される可能性あり

制裁金額は、違反行為の態様等の各種事情を勘案し、

違反事業者の直近事業年度における売上高⁶×1%以上 10%以下の係数（表 4 参照）

により算定される。なお、カルテル合意はしたものの実施には至らなかった場合は、最高 50 万元⁷の制裁金が賦課される。

³ The State Administration for Industry and Commerce の略称。

⁴ The National Development Reform Commission の略称。

⁵ 例えば、顧客分割カルテルなどが挙げられる。

⁶ 中国国内における売上高を指すものと一般的には解されている。

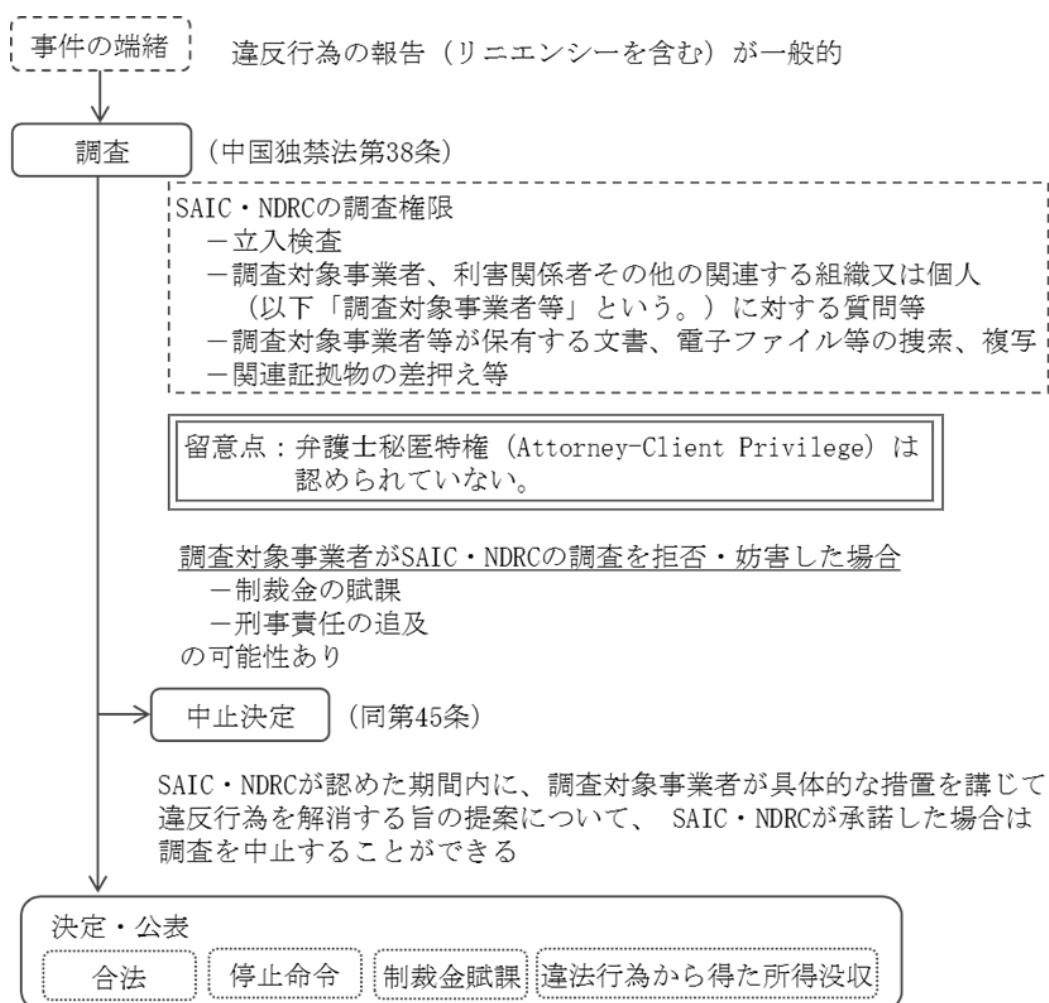
⁷ 為替レート：1 元＝17.06 円（2016 年 12 月 30 日時点）。

表 4 制裁金の算定に関する規則等

機関	公表	内容
SAIC	非公表	—
NDRC	公表	非常に重大な違反行為 8%以上
		重大な違反行為 5%以上 8%以下
		軽微な違反行為 5%以下

② 手続

中国独禁法及び SAIC・NDRC の規則等に定める、違反行為に対する一般的な行政手続の流れは以下の通り。



エ リニエンシー・確約制度

① リニエンシー制度

中国独禁法第 46 条及び SAIC・NDRC の規則等に定めるカルテル及び垂直的取引制限に対するリニエンシー制度の概要は表 5 の通り。

表 5 カルテル及び垂直的取引制限に対するリニエンシー制度の概要

順位	SAIC		NDRC	
	減免率	要件	減免率	要件
1 位	全額免除	・ 自主申告 ・ 重要な証拠の提出 ・ 当局への完全協力	全額免除	・ 自主申告 ・ 重要な証拠の提出
2 位	減額 ⁸	・ 自主申告	50%以上減額	
3 位以降		・ 重要な証拠の提出	50%以下減額	

留意点：制裁金減免の要件や手続等に関する SAIC・NDRC の規則やガイドライン等は公表されておらず、具体的な運用基準は明らかではない。

② 確約制度

中国独禁法には、確約制度に類似する制度として調査の中止決定（中国独禁法第 45 条）が存在する。

③ 和解制度

SAIC 及び NDRC は、調査期間中に事業者から受けた和解の提案に応じることができ、当該事業者は制裁金の減額を求められる。ただし、具体的な手続を定めた規則等は存在せず、運用基準等は明らかではない。

オ 時効

中国独禁法には、時効に関する規定がない。

なお、中国独禁法違反を理由とする損害賠償請求訴訟の時効は以下の通り⁹。



⁸ 減免率は規定されていない。

⁹ 最高人民法院の規則（最高人民法院關於審理因壟斷行為引發的民事糾紛案件應用法律若干問題的規定）に規定されている。

(3) 企業結合規制

ア 概要及び執行機関

企業結合は、事業者集中として以下の通り定義されており（中国独禁法第 20 条）、競争を排除又は制限する、及びその可能性のある企業結合は禁止されている（同第 28 条）。

- ・ 合併
- ・ 株式又は資産の取得による他の事業者に対する支配権（表 6 参照）の取得
- ・ 契約等により、他の事業者に対する支配権を取得し、又は決定的な影響を与えること

企業結合の執行機関は商務部（MOFCOM¹⁰）であり、権限は以下の通り。

	所管	違反行為の 調査権限	行政上の 制裁権限	刑事上の 制裁権限
MOFCOM	企業結合規制	あり	あり	なし

Point：中国で M&A 取引を行う際は「支配権等」の意義が非常に重要。

中国独禁法上、「支配権等」の定義に関する明文の規定はないが、MOFCOM が公布した指導意見において、表 6 の通り規定されている。

表 6 支配権等に関する規定

項目	内容
定義	単独支配権、共同支配権
判断方法	支配権等の有無は、以下の事項等を総合的に勘案して判断する。 ・ 企業結合の目的、将来の計画、対象会社の企業結合前後の資本構成とその変更 ・ 対象会社のコーポレートガバナンス（株主総会、取締役会、監査役会における決議方法、総経理等の選解任方法） ・ 対象会社の株主間、取締役間、株主・取締役間の、議決権行使の委託関係等の有無 ・ 当事会社間の重大なビジネス関係や提携合意等の有無
取得方法	・ 直接取得 ・ 既に支配している事業者を通じた間接取得

¹⁰ The Ministry of Commerce of the People's Republic of China の略称。

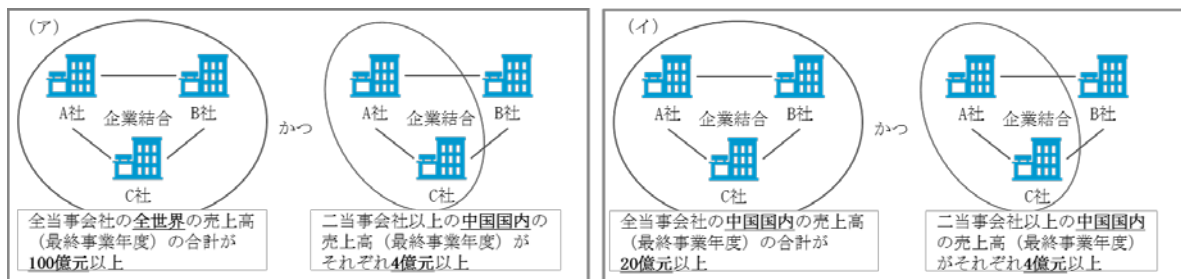
留意点：少数株式取得でも、定款又は株主間契約において対象会社の経営等に関する重要事項について拒否権が与えられる場合には、「支配権等」を取得すると判断される可能性が十分ある。

イ 届出制度の概要

① 届出基準

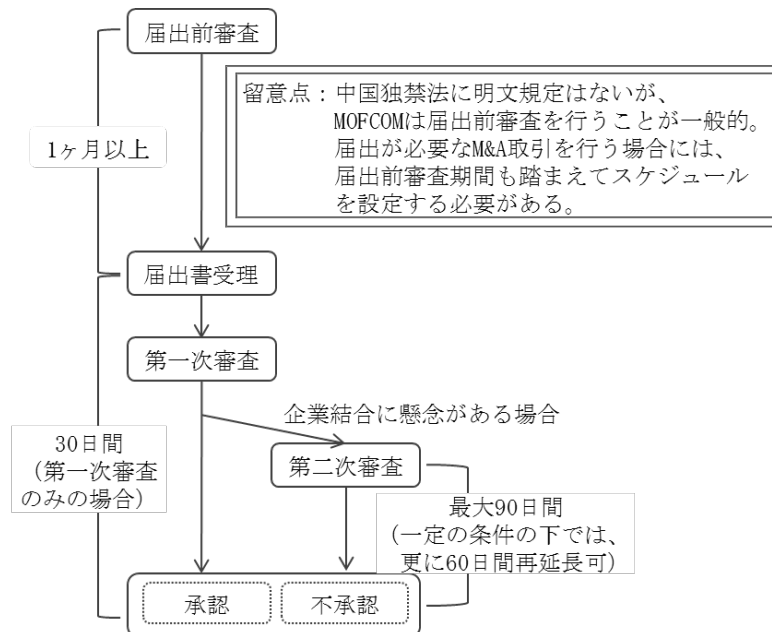
企業結合が図 1 の（ア）又は（イ）に示す中国国务院令第 529 号第 3 条に定める届出基準を満たす場合、当事会社は MOFCOM に事前に届出を行わなければならない（中国独禁法第 21 条）。ただし、同一事業者グループ¹¹内で行われる企業結合は届出を行う必要はない（同第 22 条）。

図 1 企業結合の届出基準



② 審査手続

中国独禁法に定める MOFCOM による企業結合審査の流れは以下の通り。



¹¹ 一の当事会社が他の当事会社の議決権の過半数を保有している場合等、支配権等を有しているときに同一事業者グループに属するとされている。

③ 簡易審査手続

当事会社は、以下 6 要件のいずれかに該当する場合、企業結合を簡易審査手続で行うよう MOFCOM に申請することができる。

- (i) 全当事会社の同一関連市場における市場シェアの合計が 15%未満の場合
- (ii) 川上・川下関係が存在する企業結合で、当事会社の川上・川下市場におけるシェアがいずれも 25%未満の場合
- (iii) 川上・川下関係が存在しない企業結合で、当事会社の各市場におけるシェアがいずれも 25%未満の場合
- (iv) 当事会社が中国国外に設立する合弁・合作企業が中国国内で経済活動を行わない場合
- (v) 当事会社が持分又は資産を買収する国外企業が、中国国内で経済活動を行わない場合
- (vi) 二以上の事業者が共同支配する合弁・合作企業が、企業結合の結果、そのうちの一以上の事業者によって支配される場合

簡易審査手続は通常審査手続に比べて申告すべき事項が少なく、比較的短期間で審査が終結する可能性があるため、導入された 2014 年以降広く活用されている。

留意点：簡易審査手続では（企業結合の概要や簡易審査手続に該当する事由が記載された）公示表が正式受理後 10 日間公表されるため、事業者が自ら行うスケジュール公表との調整が必要になる。

留意点：公示表の公表中に第三者から提出された意見等を踏まえて MOFCOM が簡易審査手続で処理すべき事案ではないと判断した場合には、簡易審査手続を取り消す。この場合、通常の届出書を準備し直した上で届出を行い、通常審査手続を経る必要があるため、かえって審査が長期化するリスクがある。

ウ 届出懈怠に対する制裁

当事会社が届出を懈怠した場合に MOFCOM が行う制裁の概要を表 7 に示す（中国独禁法第 48 条）。

表 7 制裁の概要

措置	制裁金
・ 企業結合の実行の禁止 ・ 関連市場を企業結合実行前の競争状況に原状回復させるために必要な措置	あり ¹² (上限 50 万円)

中国独禁法その他の法令に、届出懈怠に対する制裁金の算定方法を定めた規定はない。ただし、MOFCOM は、当事会社が自主的に過去の違反を申告した、又は当事会社が調査に協力した等の事情があれば、当事会社の制裁金が減額される要因になり得るとしている。

2. 競争法の執行状況

(1) カルテルの摘発状況

カルテルに対しては、2013 年から 2015 年に、SAIC が合計 20 件、NDRC が合計 8 件の制裁金を賦課しており、摘発・処分はかなり活発に行われているといえる。

表 8 に示す通り、近年 NDRC は、日本企業を含む国際カルテル（主として価格カルテル）事件の摘発・処分を強化しており、非常に高額な制裁金を賦課している。さらに、NDRC は、2014 年に日本で課徴金、台湾で制裁金が賦課されたコンデンサの価格カルテルについても調査を開始しており、国際カルテル事件に対する執行を今後ますます強化していくと思われる。

表 8 日本企業を含む国際カルテルの処分事例

年	事案の概要	制裁金（元）	
		総額	個社に対する最高額
2015	自動車の海上運送運賃の価格カルテル	407,000,000	Eukor Car Carriers: 284,000,000
2014	自動車部品及びベアリングの価格カルテル	2,067,360,000	住友電気工業：290,400,000
2013	LCD パネルの価格カルテル	353,000,000	LG Display：118,000,000

(2) カルテル以外の行為の摘発状況

SAIC 及び NDRC は、市場支配的地位の濫用及び再販売価格維持行為も積極的に摘発している。個社に対する制裁金額が（1 億元超の）高額な処分事例を表 9 に示す。

SAIC は Microsoft 社に対しても抱き合わせ販売の嫌疑で立入調査を実施してお

¹² 現在の MOFCOM による制裁金の最高額は、2016 年に Bombardier Transportation Sweden AB に賦課した 40 万円である。

り、NDRC 及び SAIC による市場支配的地位の濫用の摘発・処分は今後ますます強化されていくものと思われる。

NDRC は、近時、再販売価格設定行為も積極的に摘発・処分しており、制裁金額も非常に高額になっている。

表 9 市場支配的地位の濫用及び再販売価格維持行為の処分事例

年	事案の概要	主な個社に対する制裁金額（元）
2016	Medtronic 社による再販売価格の設定	Medtronic: 118,500,500
2016	Tetra Pak 社の市場支配的地位の濫用	Tetra Pak: 667,724,176
2015	Qualcomm 社の市場支配的地位の濫用	Qualcomm: 6,088,000,000
2015	Mercedes-Benz 社及び Dongfeng-Nissan 社による最低再販売価格の設定	Mercedes-Benz: 350,000,000 Dongfeng-Nissan: 123,000,000
2014	FAW-Volkswagen 社による最低再販売価格の設定	FAW-Volkswagen: 248,580,000
2013	粉ミルクの再販売価格の設定	Mead Johnson: 203,800,000

なお、表 3 の通り、カルテル、垂直的取引制限及び市場支配的地位の濫用に対する行政処分として「違法行為から得た所得の没収」が行われるが、統計資料等がないため、執行状況は不明である。

(3) 届出義務懈怠に対する摘発状況

2014 年、MOFCOM は届出義務懈怠に対する制裁を強化することを明らかにした。中国の国営企業のみならず日本企業を含む外国企業も対象とし、現在までに合計 14 の事業者に対して制裁金を賦課しており¹³、かなり活発に執行している。

これまで MOFCOM が制裁を課した事案はいずれも実質的な競争法上の問題が存在する事案（すなわち、問題解消措置が検討されるべき事案等）ではなかったが、実質的な競争法上の問題が存在する事案では、制裁金額が増大になると予測される。

(4) 域外適用

中国独禁法には域外適用に関する明文の規定はない。しかし、NDRC は、中国国外でなされた中国独禁法違反の行為でも中国国内市場に競争制限効果をもたらすものに対しては、中国独禁法又は関連法令を適用している。例えば、2014 年の自動車部品及びベアリングの価格カルテルは、日本の自動車部品メーカーが日本において行ったカルテル合意であるが、中国国内市場に影響があることを理由として中国独禁法が適用された。

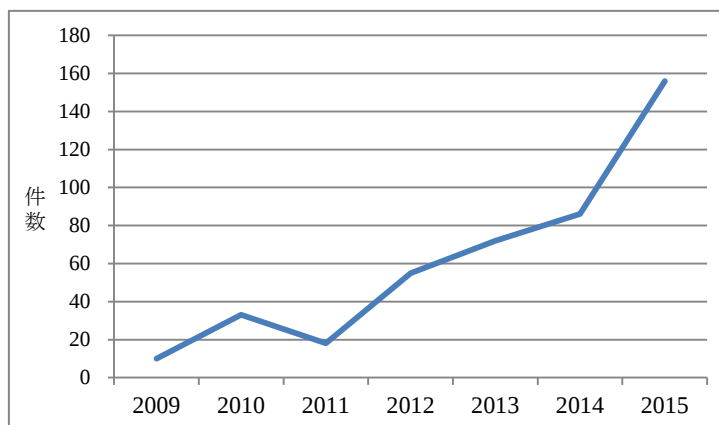
¹³ MOFCOM は、届出義務懈怠の制裁事例を <http://tfs.mofcom.gov.cn/article/xzcf/> で公開している。

3. 民事訴訟の動向

(1) 概要

図 2 に示す通り、中国では中国独禁法違反を理由とする民事訴訟が急増しており、2015 年には裁判所に係属しているものは 150 件を超えている。

図 2 中国独禁法違反を理由とする民事訴訟件数の推移



中国独禁法の法解釈（特に垂直的取引制限及び市場支配的地位の濫用）は民事訴訟によって発展した側面が否めず、民事訴訟は私人による中国独禁法のエンフォースメント¹⁴にとって非常に重要な意義があるといえる。

また、stand alone action が積極的に提起されている点も中国の特徴の 1 つである。中国独禁法違反を理由とする民事訴訟のうち、重要な裁判例を表 10 に示す。

表 10 中国独禁法違反を理由とする代表的な民事訴訟

年	事案の概要	当事者（勝者は○、敗者は●）	
		原告	被告
2015	市場支配的地位の濫用を理由とした損害賠償請求	●Mishi	○Qihoo 360
2014	市場支配的地位の濫用（抱き合わせ販売等）を理由とした損害賠償請求	●Qihoo 360	○Tencent
2013	市場支配的地位の濫用を理由とした損害賠償請求	○Huawei	●InterDigital
2012	垂直的取引制限（最低再販売価格の設定等）を理由とした損害賠償請求	●Rainbow	○Johnson & Johnson

¹⁴ 私人が民事訴訟において競争法違反を理由として違反事業者には損害賠償責任を追及することにより、違反事業者が違反行為を取り止め、関連市場の競争にとって良い影響がもたらされることがある。これを私人による競争法のエンフォースメント（執行）と呼称することがある。

(2) 当局調査を踏まえた訴訟（follow-on action）の活用状況

SAIC 及び NDRC の調査を契機とした follow-on action も提起されているものと思われるが、詳細の統計データが公表されていないため、件数は不明である。

(3) その他の訴訟（stand alone action）の活用状況

(1)に挙げた裁判例はいずれも stand alone action であることから分かる通り、中国では非常に活発に stand alone action が利用されている。なお、詳細の統計データが公表されていないため、件数は不明である。

(4) 独禁法民事訴訟固有の法制度

SAIC 又は NDRC の決定が裁判所を拘束すると定めた法令等は存在しておらず、決定に拘束力は認められていないものの、違反行為の存在を推定するものと一般的に解されている。

中国独禁法違反を理由とする民事訴訟は、集団訴訟で提起することができる（中国民事訴訟法第 54 条参照）。ただし、中国独禁法違反の損害賠償請求は、垂直的取引制限又は市場支配的地位の濫用を理由に提起されるものが多いため、集団訴訟が活発に利用されているとは言い難い。

4. 競争当局の執行状況に関する考察・分析

中国独禁法については、「外資たたき」の懸念が指摘されることもある。この点、中国国内企業に対する事案も蓄積されているし、例えば国外企業に対する事案として過去最高額の制裁金が課された Qualcomm 事件における制裁金の算定対象は中国国内の過去 1 年間の売上高に限定されているなど、必ずしも外資企業であるために厳しい評価となっているわけではないことには留意すべきである。日本独禁法における優越的地位の濫用等と同様に、中国にも特徴的な法適用があり、例えば再販売価格の拘束が、メーカーと販売店との間の垂直的カルテルとしてのみならず、販売店同士の水平的カルテルとしても摘発される等が挙げられる。中国独禁法固有の規制を念頭に置いた適確なコンプライアンス対応が重要である。

リニエンシー制度の活用は定着しつつある。日米欧等の主要国では、再販売価格維持行為のような垂直的制限行為にリニエンシーの適用はないところ、中国では適用があるため、垂直的制限行為の場合においてもリニエンシー申請の是非を検討する必要がある。

中国は決して特異な存在とはいえないものの、企業結合審査においては、審査期間の長さに加え、LOI や MOU 等の非拘束的な合意ではなく、一般的に最終契約書と呼ばれる当事者を法的に拘束する明文の合意を締結するまで審査を開始できないという制約があることが、日米欧等の主要国と運用が異なる点である。M&A

取引のスケジュールでは中国における審査が最大のネックになることが依然として多いため、専門家と協議の上、MOFCOM からのクリアランス取得に向けた現実的なスケジュールを見通すことが実務上重要である。

5. その他参考情報

2016 年 4 月 11 日、公正取引委員会（以下「公取委」という。）と MOFCOM は「日本国公正取引委員会と中華人民共和国商務部との間の独占禁止協力に関する覚書」¹⁵を締結し、両競争当局が同時に審査を行う個別事件の情報交換を行うことが可能となった。

¹⁵ 公取委の公式ウェブサイト (<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/apr/160411.html>)

Ⅱ. 大韓民国

1. 競争法の整備状況

(1) 規制対象

大韓民国（以下「韓国」という。）の独占規制及び公正取引に関する法律（1980年12月31日公布、1981年4月1日施行。以下「公正取引法」という。）は、主に

規制対象行為	公正取引法上の用語
カルテル	不当な共同行為
市場支配的地位の濫用	市場支配的地位の濫用
不公正な取引方法	不公正取引行為
再販売価格維持行為	再販売価格維持行為
事業者団体規制	事業者団体規制
企業結合	企業結合

を規制対象としている。なお、公正取引法の補完法としては、「下請取引の公正化に関する法律」「約款の規制に関する法律」の2法がある。

(2) カルテル等（企業結合以外）に関する規制

ア 概要

① カルテル

公正取引法は、カルテルを不当な共同行為として規制している。事業者は、契約、協定、決議その他いかなる方法によるかを問わず、他の事業者と共同して不当に競争を制限する以下の行為について合意し、又は他の事業者にこれを行わせなければならない（公正取引法第19条第1項）。なお、合意は、書面、口頭によるかを問わないと解されている。

- ・ 価格の決定、維持又は変更
- ・ 商品・役務の取引条件、代金又は代金の支給条件を定める行為
- ・ 商品の生産、出荷、輸送、取引、又は役務の取引を制限する行為
- ・ 取引地域、取引の相手方を制限する行為
- ・ 商品の生産・役務を提供するための設備の新設、増設又は装備の導入を妨害又は制限する行為
- ・ 商品・役務の生産又は取引にあたり、その商品・役務の種類・規格を制限する行為
- ・ 営業の主要部分を共同して遂行・管理するための会社等を設立する行為
- ・ 入札・競売において、落札者、入札価格、落札価格等を決定する行為
- ・ その他、他の事業者の事業活動、事業内容を妨害又は制限することにより関連市場における競争を実質的に制限する行為

② 市場支配的地位の濫用

市場支配的地位を有する事業者が以下の濫用行為を行うことは禁止されている（公正取引法第3条の2）。

- ・ 価格の不当な決定、維持、変更
- ・ 商品・役務の販売、又は提供の不当な調節
- ・ 他の事業者の事業活動への不当な妨害
- ・ 競争事業者の新規参入の不当な妨害
- ・ 競争事業者の不当な排除

なお、以下の事業者は市場支配的地位を有すると推定される（同第4条）。ただし、当該市場における年間の売上高又は購入額が40億ウォン¹⁶未満の事業者は除く。

- ・ 市場シェアが50%以上の事業者
- ・ 市場シェア上位3社の合計が75%以上である場合の各事業者（ただし、市場シェアが10%に満たない事業者（単体）は除く）

③ 不公正な取引方法

公正取引法は、日本独禁法でいう不公正な取引方法に該当する行為類型を不公正取引行為として規制している。事業者は、以下に示す行為であり、公正な取引を阻害するおそれがある行為をし、又は系列会社¹⁷若しくは他の事業者に行わせてはならない（公正取引法第23条第1項）。不公正な取引方法は、同項各号に列挙されるとともに、具体的な類型及び基準が施行令に定められている。

- ・ 取引拒絶、差別的取扱い
- ・ 不当に競争事業者を排除する行為（不当廉売、不当高価購入）
- ・ 不当に競争事業者の顧客を自己と取引するよう誘引又は強制する行為
- ・ 自己の取引上の地位を不当に利用して、相手方と取引する行為
- ・ 取引の相手方の事業活動を不当に拘束する条件で取引し、又は他の事業者の事業活動を妨害する行為
- ・ 不当に、特殊関係人・他の事業者に対して、仮支給金、貸与金、人材、不動産、有価証券、商品、役務、無体財産権等を提供し、又は著しく有利な条件で取引して、特殊関係人・他の事業者を支援する行為

¹⁶ 為替レート：1ウォン＝0.099円（2016年12月30日時点）。

¹⁷ 「系列会社」とは、同一の企業グループに属する会社を指す（公正取引法第2条第3項）。

④ 再販売価格維持行為

事業者は、再販売価格維持行為を行ってはならない。ただし、商品・役務を一定の価格以上で取引できないようにする最高価格維持行為であって、正当な理由がある場合は、この限りでない（公正取引法第 29 条第 1 項）。

⑤ 事業者団体規制

事業者団体は、以下に示す行為を行ってはならない（公正取引法第 26 条第 1 項）。

- ・カルテル
- ・一定の取引分野における現在又は将来の事業者数の制限
- ・構成事業者の事業内容や事業活動の不当な制限
- ・事業者に不公正な取引方法や再販売価格維持を行わせる行為、又はこれらを幫助する行為

イ 執行機関

公正取引法の執行機関である韓国公正取引委員会（KFTC¹⁸）の権限は表 11 の通り。

表 11 KFTC の権限

違反行為の調査権限	行政上の制裁権限	刑事上の制裁権限
あり	あり	なし（※）

（※）ただし、検察官に対する告発権限あり。

ウ 制裁

① 概要

カルテル、市場支配的地位の濫用、不公正な取引方法、再販売価格維持行為、事業者団体規制に対する制裁の概要は表 12 の通り。なお、KFTC は、単独で刑事罰を科すことはできず、検察官に対して公正取引法違反を告発する権限のみ有している。他方、検察官は、KFTC による告発がなければ公訴提起はできない（専属告発¹⁹。公正取引法第 71 条第 1 項）。

¹⁸ The Korean Fair Trade Commission の略称。

¹⁹ 多くの法域では、刑事事件における公訴の提起及びこれを遂行する権限は検察官に属しているが、競争法違反に係る刑事事件はその専門性に鑑みて、競争当局による告発がなければ検察官が公訴提起できないとする法制度が採られている。これを専属告発制度という。日本においても、独占禁止法違反に係る刑事事件に関しては、公取委の告発がなければ、検察官は公訴提起できない（独占禁止法第 96 条）。

表 12 制裁の概要

	行政上の制裁		刑事上の制裁 (併科あり)	
	是正命令 是正勧告 ²⁰	課徴金	懲役	罰金
カルテル	あり	・ 関連売上高 ²¹ の 10%以下 売上高がない場合等は 20 億ウォン以下	3 年 以下	2 億 ウォン 以下
市場支配的地位の濫用	あり	・ 関連売上高の 3%以下 売上高がない場合等は 10 億ウォン以下		
不公正な取引方法	あり	・ 関連売上高の 2%以下 売上高がない場合等は 5 億ウォン以下 (※)	2 年 以下	1 億 5000 万 ウォン 以下
再販売価格維持行為	あり	・ 関連売上高の 2%以下 売上高がない場合等は 5 億ウォン以下		
事業者団体規制	あり	・ 事業者団体に対しては 5 億ウォン以下 ・ 構成事業者に対しては関連売上高の 5%以下 売上高がない場合等は 5 億ウォン以下		

(※) 特殊関係人又は他の事業者に対する支援行為を行った場合は、当該事業者の直近 3 事業年度の平均売上高の 5%を上限とする。

② 課徴金の算定方法

KFTC は、以下の要領で課徴金を算定する。

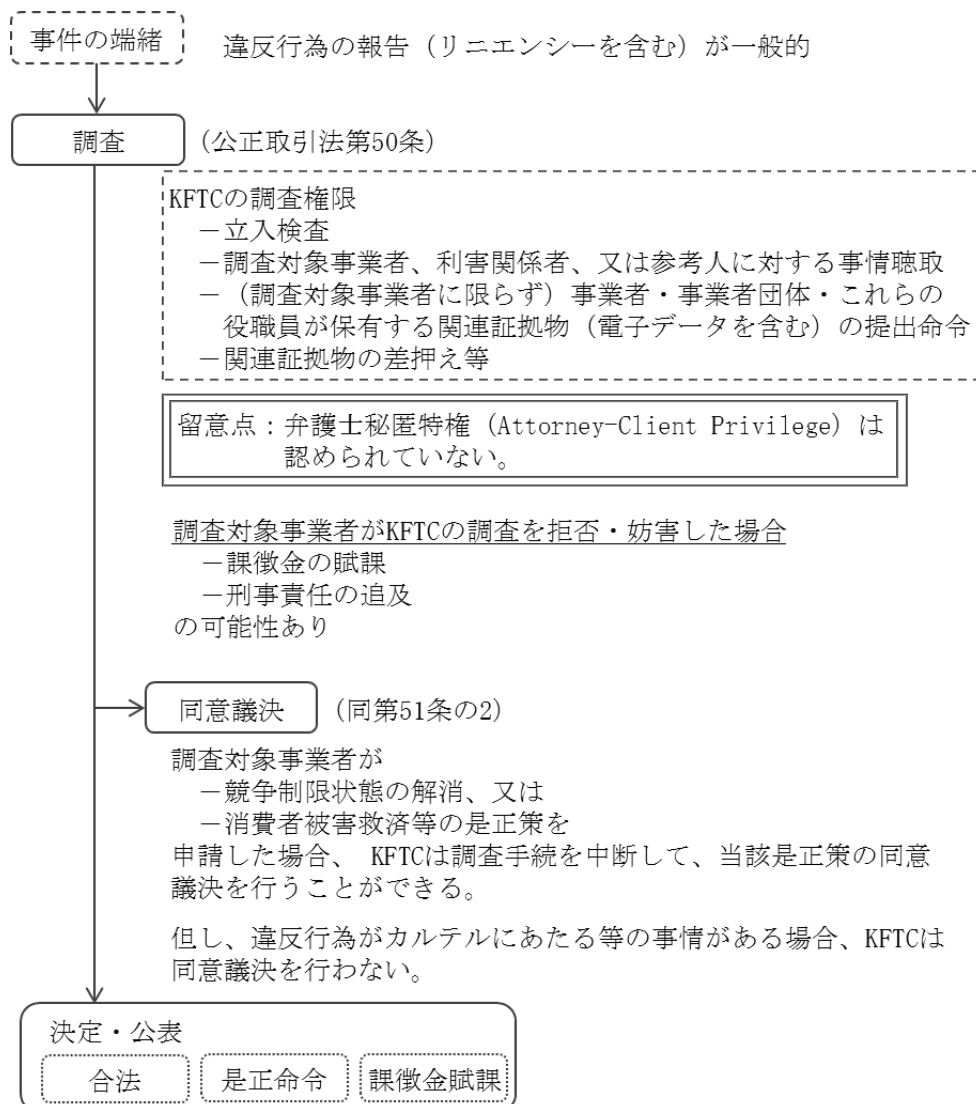
カルテル 4 段階を経て課徴金を算定する。 基本額の算定 義務的な調整 裁量的な調整 課徴金額の算定 累犯に対する加算や不当利得による調整等 違反行為の態様、KFTC の調査への協力態度等を勘案 リニエーションによる減免含む	カルテル以外 3 項目を考慮して課徴金を算定する。 違反行為の内容、程度 違反行為の期間、回数 違反行為により取得した利益の規模等
--	---

²⁰ 「是正勧告」は、是正命令に先立って、KFTC が違反行為者に対して、当該違反行為を中止又は是正するために必要な措置を履行するように勧告するものである。当該事業者が任意に是正勧告を受諾した場合、是正命令が命じられたものとみなされる。

²¹ 違反行為継続期間における対象製品の売上高をいう。

③ 手続

公正取引法に定める違反行為に対する一般的な行政手続の流れは以下の通り。



エ リニエンシー・確約制度

① リニエンシー制度

公正取引法第22条の2、施行令及びリニエンシープログラムに関する告示に定めるカルテルに対するリニエンシー制度の概要は表13の通り。リニエンシー申請は第2順位の申請者までしか認められない。

表13 カルテルに対するリニエンシー制度の概要

順位	効果	要件
1位	・課徴金全額免除 ・刑事告発の対象から除外	・KFTCにカルテルを証明する証拠を提出 ・カルテルへの参加の取りやめ
2位	課徴金50%減額	・KFTCの調査への全面的な協力 等

リエンシー第1順位申請者は、課徴金を全額免除されるとともに、KFTCによる刑事告発の対象から除外される。第1順位申請者が法人の場合には、その役員及び従業員も刑事告発の対象から除外される。

Point : リエンシープラス制度（※）が認められている。

（※）あるカルテル事件（以下「本件」という。）の調査対象事業者が、他のカルテル事件（以下「別件」という。）について KFTC にリエンシー第1順位で申請した場合、別件について課徴金が全額免除されるとともに、本件についても課徴金の免除又は減額を受けられる制度。

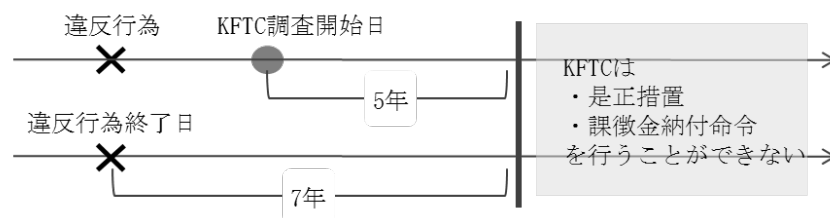
Point : リエンシー申請者以外の違反行為者でも、KFTC のカルテル調査に協力した場合には、裁量的に課徴金が最高 30%まで減額される余地がある。

② 確約制度

公正取引法には、確約制度に類似する制度として同意議決制度（公正取引法第51条の2）が存在する。

オ 時効

公正取引法は、時効に関して以下の通り規定している（公正取引法第49条第4項）。



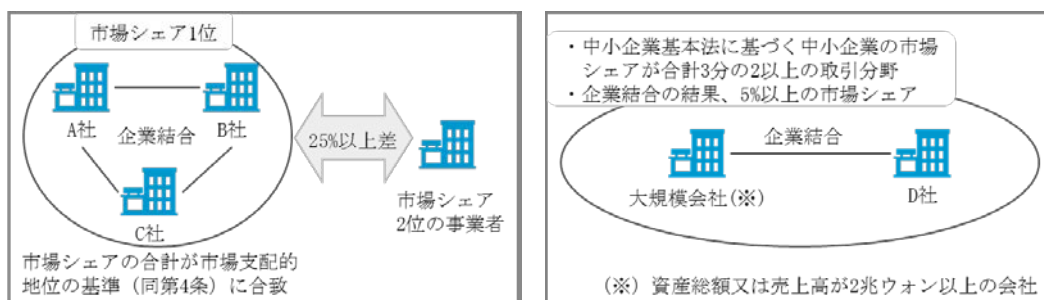
(3) 企業結合規制

ア 概要

企業結合は以下の通り定義され、関連市場における競争を実質的に制限する企業結合は禁止されている。（公正取引法第7条）

- ・ 株式保有
- ・ 役員兼任
- ・ 合併
- ・ 営業又は資産の譲受
- ・ 新たな合併会社の設立への参加

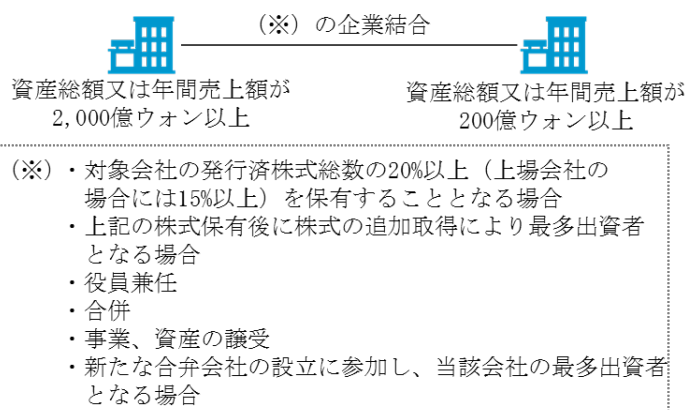
以下のいずれかの企業結合は、競争を実質的に制限するものと推定される（同第7条第4項）。



イ 届出制度の概要

① 届出基準

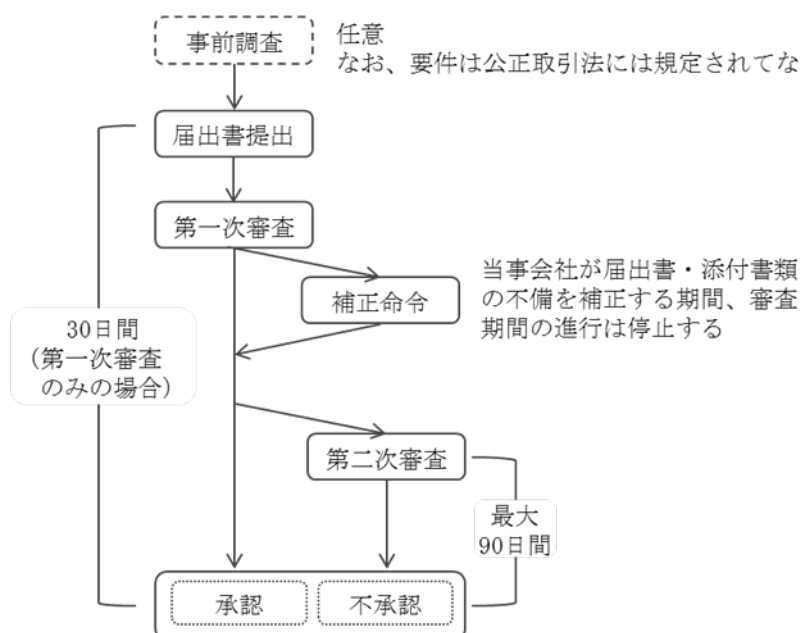
以下の企業結合を行う場合、当事会社は企業結合の効力発生日から30日以内にKFTCに届出を行わなければならない（公正取引法第12条）。



留意点：当事会社のうち1社以上が大規模会社であり、かつ役員兼任以外の企業結合の場合、当事会社はKFTCに事前に届出を行わなければならない。

② 審査手続

公正取引法に定める KFTC による企業結合審査の流れは以下の通り。



以下の要件のいずれかに該当する場合には簡易審査の対象となり、KFTC は書類の提出を受けてから 15 日以内に決定を行う（企業結合審査ガイドライン第 3 項）。

- ・ 同一事業者グループ内の企業結合
- ・ 大規模会社でない事業者間の混合型企業結合²²
- ・ 支配権に変動が生じない企業結合
- ・ 純粋な投資目的による企業結合
- ・ 事前審査で適法と判断されたこと

ウ 届出懈怠に対する制裁

当事会社が届出を懈怠した場合に KFTC が行う制裁を表 14 に示す。（公正取引法第 16 条）

表 14 制裁の概要

措置	制裁金
・ 企業結合の実行の禁止命令 ・ 株式の全部又は一部の処分命令等	あり（上限 1 億ウォン）

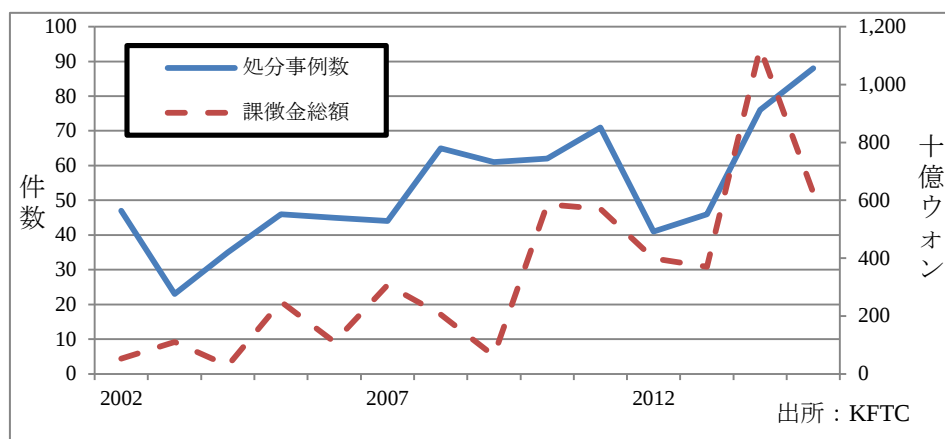
²² 「混合型企業結合」とは、競争関係にある当事会社間における企業結合（水平型企業結合）又は取引段階を異にする当事会社間における企業結合（垂直型企業結合）のいずれにも該当しない企業結合をいう。

2. 競争法の執行状況

(1) カルテルの摘発状況

KFTC が課した処分事例数及び課徴金総額の推移は図 3 の通り。

図 3 処分事例数及び課徴金総額の推移



KFTC はカルテル違反の摘発・処分を強化しており、2008 年に国際カルテル事件を専門に担当する国際カルテル課を設ける等、積極的に取り組んでいる。KFTC が摘発した国際カルテル事件として、マリンホース事件、液晶パネル事件、航空貨物利用運送事件等が挙げられる。直近 5 年で KFTC が摘発した国際カルテル事件のうち、日本企業に対して多額の課徴金が課された事例を表 15 に示す。KFTC は、国際カルテル事件の効果的な摘発のために、外国の競争当局と事前にタイミングを調整し、同時多発的に現場調査を開始し、調査の進行経過を確認するなど、外国の競争当局との連携を密にしている。

一方で、2013 年に韓国自動車メーカー向けに自動車部品を販売する外国企業によるカルテルを摘発するなど、EU や米国とは別で独自に調査を行うケースもある。

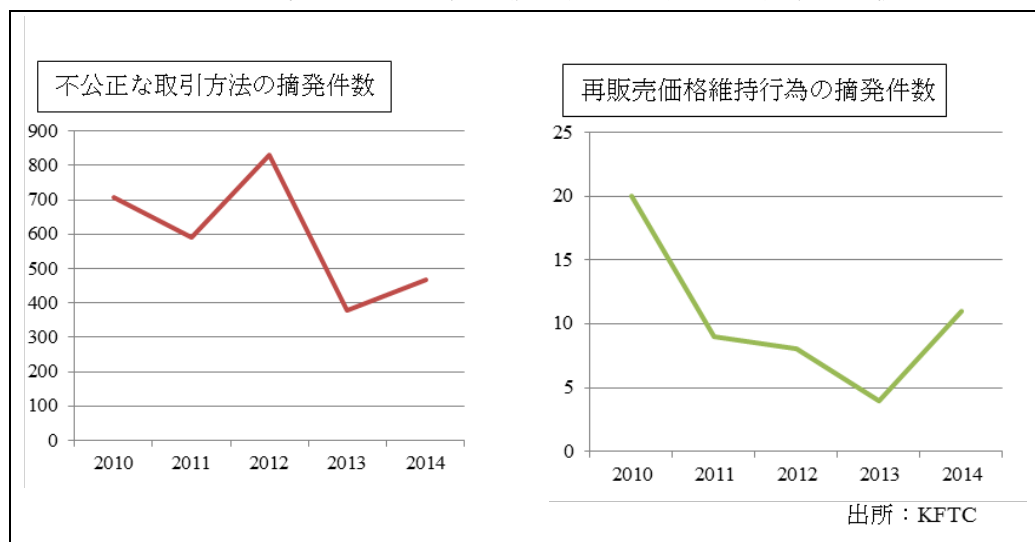
表 15 日本企業に課徴金が課された国際カルテル

年	事案の概要	課徴金 (ウォン)	
		総額	個社に対する最高額
2016	自動車部品の価格カルテル	3,704,000,000	デンソー: 3,704,000,000
2014	自動車部品及びベアリングの価格カルテル	77,775,000,000	NSK: 33,466,000,000
2013	自動車の計器盤及びワイパーの価格カルテル	114,680,000,000	デンソー: 63,060,000,000
2012	航空貨物利用運送料の価格カルテル	124,300,000,000	大韓航空: 54,273,000,000

(2) カルテル以外の行為の摘発状況

KFTC は、不公正な取引方法及び再販売価格維持行為も積極的に摘発している（図 4 参照）。

図 4 不公正な取引方法及び再販売価格維持行為の摘発件数の推移



市場支配的地位の濫用については、「濫用行為」の立証が困難なこともあり、これまで積極的に摘発していなかった。しかし、表 16 に示す通り、近年は非常に高額な課徴金を課す事例も現れており、今後の動向に注意する必要がある。

表 16 市場支配的地位の濫用の主な処分事例

年	事案の概要	課徴金総額（ウォン）
2016	Qualcomm 社の市場支配的地位の濫用	1,030,000,000,000
2015	KT 社及び LG U+社の市場支配的地位の濫用	6,494,000,000

(3) 届出義務懈怠に対する摘発状況

KFTC は、2015 年度だけでも合計 16 の届出義務懈怠事案に対して合計 3 億 3,600 万ウォンの課徴金を賦課しており、執行はかなり活発であるといえる。なお、2015 年度以前の摘発状況について、KFTC の公表情報からは見当たらなかった。

(4) 域外適用

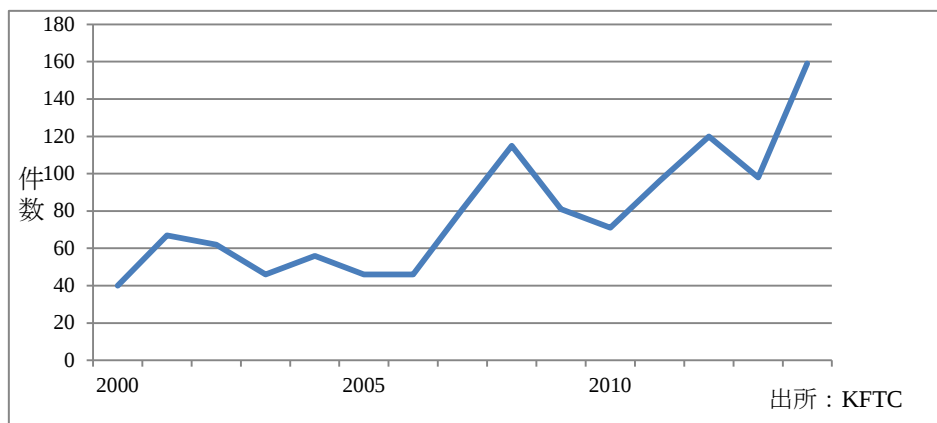
公正取引法は、韓国国外でなされた公正取引法違反の行為でも、韓国国内の関連市場に競争制限効果をもたらすものに対しては適用される（公正取引法第 2 条第 2 項）。実際に、KFTC は、マリンホース事件その他の多くのカルテル事件において公正取引法を域外適用している。

3. 民事訴訟の動向

(1) 概要

図 5 に示す通り、韓国では、公正取引法違反を理由とする民事訴訟が積極的に提起されており、その多くは当局調査を踏まえた訴訟（follow-on action）である。

図 5 公正取引法違反を理由とする民事訴訟件数の推移



(2) 当局調査を踏まえた訴訟（follow-on action）の活用状況

韓国で提起される公正取引法違反を理由とする民事訴訟の多くは follow-on action である。

(3) その他の訴訟（stand alone action）の活用状況

公正取引法違反を立証することが困難なため、stand alone action は積極的には活用されていない。ただし、詳細の統計データが公表されていないため、件数は不明である。

(4) 独禁法民事訴訟固有の法制度

KFTC の決定が裁判所を拘束すると定めた法令等は存在しない。

一般民事の損害賠償を請求する場合、原告は、違反行為のみならず違反行為等について被告の故意又は過失も立証する必要があるが、公正取引法違反を理由とする損害賠償請求については、原告が被告が違反行為を行ったことを立証できた場合には被告の故意又は過失が推定されると定められている（公正取引法第 56 条）。

4. 競争当局の執行状況に関する考察・分析

KFTC は執行が非常に活発であり、Global Competition Review（GCR）が実施する競争当局の格付け（2016 年版）で、公取委（☆4.5）を上回り、本報告書が対象とする競争当局の中で最も高い格付け（☆5）を獲得するなど、世界でも一流のレベルにあるとの評価もあるため、言うまでもなく KFTC の執行に注意すべきであ

る。他方、世界的大企業の濫用的行為の被害を受けている場合には、日米欧等の競争当局に加えて KFTC を申告の対象とすることは有力な選択肢となりうる。

不公正な取引方法をはじめ、公正取引法には日本独禁法と共通する概念や規制が多く、とっつきやすい印象を受けるが、日本独禁法と用語は同じでも詳細の解釈や運用が異なることも多いので、安易に日本独禁法に照らして理解しようとすることは危険である。とくに、企業結合においては、届出基準が比較的低いうえ、原則として日本独禁法が届出対象としない合弁形態が届出対象となっているなど、実務上注意すべき点が多い。

5. その他参考情報

特になし。

Ⅲ. 台湾

1. 競争法の整備状況

(1) 規制対象

台湾の公平交易法（1991年2月4日公布、1992年2月4日施行。以下「公平交易法」という。）は、主に

規制対象行為	公平交易法上の用語
カルテル	共同行為
市場支配的地位の濫用	独占事業者の不正行為
不公正な取引方法	公正競争阻害行為等
再販売価格維持行為	再販売価格維持行為
企業結合	企業結合

を規制対象としている。

(2) カルテル等（企業結合以外）に関する規制

ア 概要

① カルテル

公平交易法は、カルテルを共同行為として規制している。事業者は、契約、協定その他の合意によって、他の競争事業者と共同して、商品・役務の価格を決定し、又は数量、技術、製品、設備、取引の相手方、販売地域等を制限して、相互に事業活動を拘束する行為をしてはならない（公平交易法第14条第1項）。なお、契約、協定その他の合意は、書面のみならず口頭のものも含む。

カルテルに係る合意は、市場の状況、商品・役務の特性、コスト・利益、事業行為の経済的合理性等の相当性を有する根拠要素に基づき推定できる（同第3項）。したがって、公平交易法の執行機関である公平交易委員会（TFTC²³）は、直接証拠の有無にかかわらず、相当性を有する根拠要素である間接事実や間接証拠に基づき違法認定できるため、比較的容易にカルテルの摘発を行うことが可能である。

なお、公平交易法には、再販売価格維持行為を除いて、垂直的取引制限を規制する規制は存在しない。

② 市場支配的地位の濫用

独占とは、関連市場において、競争のない状態又は圧倒的な地位を有する事業者がいる状態を指し（公平交易法第7条第1項）、独占事業者が以下の行為を行うことは禁止されている（同第9条）。

²³ The Taiwan Fair Trade Commission の略称。

- ・ 不公正な方法により他の事業者が競争に参加することを直接的又は間接的に阻害すること
- ・ 商品・役務の対価を不当に決定、維持、変更すること
- ・ 正当な理由なく、自己を有利に取り扱うよう取引相手に強要すること
- ・ その他、市場における支配的地位を濫用する行為

二つ以上の事業者が、関連市場において実質的に価格競争を行わず、かつ、当該関連市場全体において競争のない状態又は当該事業者が圧倒的な地位を有する状態にあるときは、当該事業者は全て独占事業者とみなされる（同第 7 条第 2 項）。

以下のいずれかに該当する事業者は独占事業者と認定される（同第 8 条第 1 項及び第 2 項）。ただし、以下に該当しない場合でも、市場参入にあたり法的又は技術的な制約がある等の事情がある事業者は独占事業者と認定される可能性がある（同第 3 項）。

- ・ 一つの事業者の市場シェアが 2 分の 1 以上
 - ・ 二つの事業者全体の市場シェアが 3 分の 2 以上
 - ・ 三つの事業者全体の市場シェアが 4 分の 3 以上
- （ただし、市場シェアが 10 分の 1、又は最終会計年度の売上高が 10 億台湾元²⁴に満たない事業者（単体）を除く）

③ 不公正な取引方法

公平交易法は、日本独禁法でいう不公正な取引方法に該当する行為類型を公正競争阻害行為として規制している。事業者は、以下に示す行為であり、かつ、競争を制限し又は公正な競争を阻害するおそれがある行為を行ってはならない（公平交易法第 20 条）。

- ・ 間接ボイコット
- ・ 正当な理由のない差別的取扱い
- ・ 低価格での顧客誘引、その他不正な手段により競争事業者の参入や競争を妨害する行為
- ・ 脅迫、利益誘導、その他不当な方法により、他の事業者を競争制限的行為に参加するよう促す行為
- ・ 拘束条件付取引

その他、公平交易法は、不当表示（同第 21 条）、他の商品又は役務と誤認させる行為（同第 22 条）、不当な景品類の提供（同第 23 条第 1 項）、不実情報の告知・流布（同第 24 条）、欺瞞的又は著しく不公正な行為（同第 25 条）を禁止している。

²⁴ 為替レート：1 台湾元＝3.58 円（2016 年 12 月 30 日時点）。

④ 再販売価格維持行為

事業者は、再販売価格維持行為を行ってはならない（公平交易法第 19 条）。

イ 執行機関

公平交易法の執行機関である公平交易委員会（TFTC）の権限は表 17 の通り。

表 17 TFTC の権限

違反行為の調査権限	行政上の制裁権限	刑事上の制裁権限
あり	あり	なし（※）

（※）ただし、検察官に対する告発権限あり。

ウ 制裁

① 概要

カルテル、市場支配的地位の濫用、不公正な取引方法及び再販売価格維持行為に対する制裁の概要は表 18 の通り（公平交易法第 40 条）。

表 18 制裁の概要

行政上の制裁		刑事上の制裁	
違反行為の停止、更正その他の 是正のために必要な措置の命令	制裁金	禁錮	罰金
あり（期限付き）（※）	10 万～5,000 万台湾元	なし	なし

（※）に定める期限を経過しても違反事業者が必要な措置を実施しない場合、TFTC は表 18 に 加えて、以下の制裁を課す。

	行政上の制裁		刑事上の制裁 （併科あり）	
	措置命令	制裁金	禁錮	罰金
カルテル 市場支配的地位の濫用	あり （期限なし）	10 万～1 億 台湾元	3 年以下	1 億台湾元 以下
不公正な取引方法 再販売価格維持行為			2 年以下	5,000 万 台湾元以下

カルテル又は市場支配的地位の濫用であり、かつ制裁金の算定に関する規則に定める

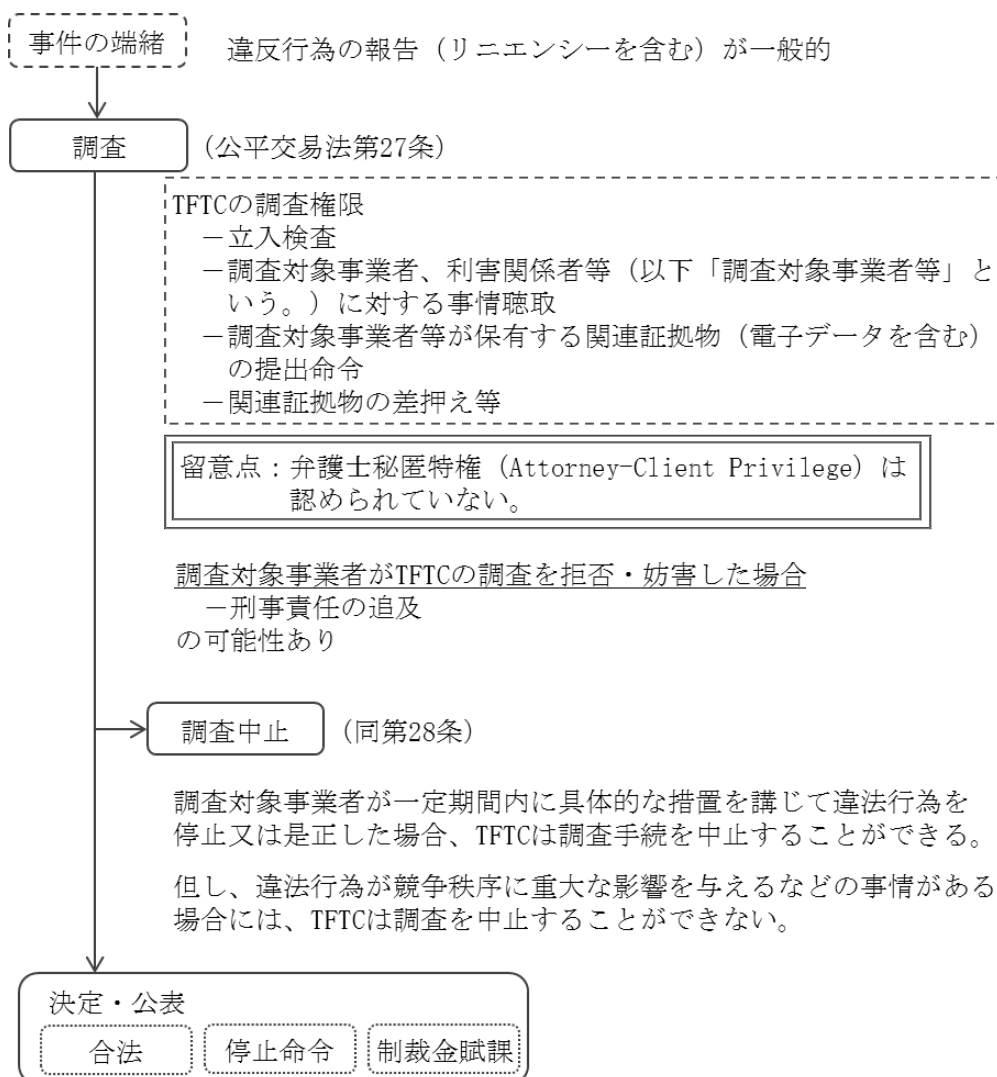
(i) 違反行為継続期間の対象製品の売上高が 1 億台湾元超の場合、又は

(ii) 違法行為によって取得した利益が制裁金の上限額（5,000 万台湾元）超の場合には TFTC は情状が重いと認定し、表 18 に 代えて、以下の制裁を課す。

行政上の制裁		刑事上の制裁	
違反行為の停止、更正その他の 是正のために必要な措置の命令	制裁金	禁錮	罰金
あり（期限付き）	直近事業年度の 総売上高の 10%以下	なし	なし

② 手続

公平交易法に定める違反行為に対する一般的な行政手続の流れは以下の通り。



エ リニエンシー・確約制度

① リニエンシー制度

公平交易法第35条及びTFTCの規則等に定めるカルテルに対するリニエンシー制度の概要は表19の通り。

表 19 カルテルに対するリニエンシー制度の概要

順位	減免率	要件
1 位（調査開始前）	全額免除	・ 違反行為の停止 ・ TFTC の調査に有意義な証拠を提出 ・ TFTC の調査への協力
1 位（調査開始後）	30～50%減額	
2 位（調査開始後）	20～30%減額	
3 位（調査開始後）	10～20%減額	
4 位（調査開始後）	10%以下減額	

Point : リニエンシー申請について、留保制度（※）が認められている。

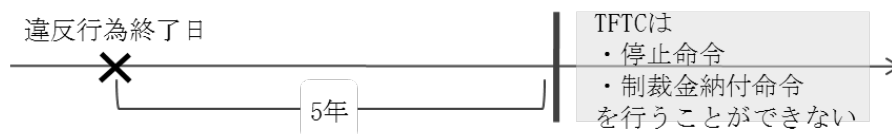
（※）公平交易法及び TFTC の規則に定める TFTC に提出すべき資料や証拠が全て揃っていないと、申請者が TFTC に書面又は口頭により所定の事項を説明しうる場合、TFTC が指定する期限内に所定の資料や証拠を提出することを約して、申請に係る優先順位の留保を受けられる。ただし、期間内に提出できなければ優先順位の留保は失効する。

② 確約制度

公平交易法には、確約制度に類似する制度として調査中止制度（公平交易法第 28 条）が存在する。

オ 時効

公平交易法は、時効に関して以下の通り規定している（公平交易法第 41 条）。



(3) 企業結合規制

ア 概要

企業結合は以下の通り定義されている（公平交易法第 10 条第 1 項）。

- ・ 合併
- ・ 議決権付株式又は総資本額の 3 分の 1 以上の保有、取得
- ・ 事業、資産の全部又は主要な部分の譲受け、賃貸
- ・ 他の事業者との恒常的な共同経営、又は他の事業者の経営の受任
- ・ 他の事業者の経営、人事の直接的又は間接的支配

イ 届出制度の概要

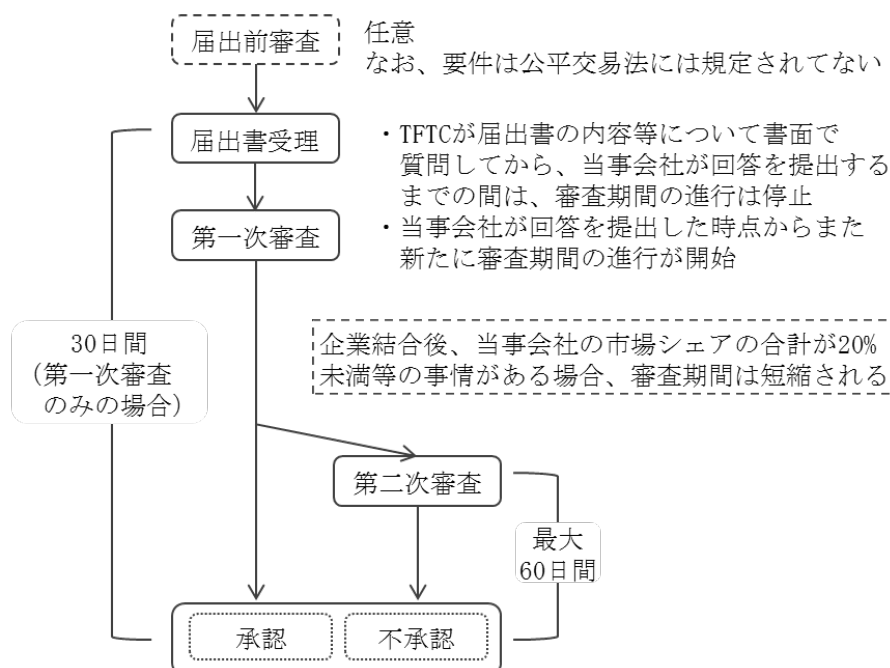
① 届出基準

以下の企業結合²⁵を行う場合、当事会社は事前に TFTC に届出を行わなければならない（公平交易法第 11 条）。ただし、一の当事会社が他の当事会社の議決権の 50%以上を保有する等、一定の事情がある場合には事前の届出は必要ない（同第 12 条）。

- ア 企業結合後の市場シェアが 3 分の 1 を超えるとき
- イ 一の当事会社の市場シェアが 4 分の 1 を超えるとき
- ウ 全当事会社の最終事業年度の世界における売上高が 400 億台湾元以上、かつ、少なくとも 2 以上の当事会社の最終事業年度の台湾における売上高が 20 億台湾元以上のとき
- エ 一の当事会社の最終事業年度の台湾における売上高が 150 億台湾元以上、かつ、他の当事会社の最終事業年度の台湾における売上高が 20 億台湾元以上のとき

② 審査手続

公平交易法に定める TFTC による企業結合審査の流れは以下の通り。



ウ 届出懈怠に対する制裁

当事会社が届出を懈怠した場合に TFTC が行う制裁を表 20 に示す。（公平交易法第 39 条）

²⁵ TFTC は、2016 年 12 月に届出基準を上記の通り改正した。

表 20 制裁の概要

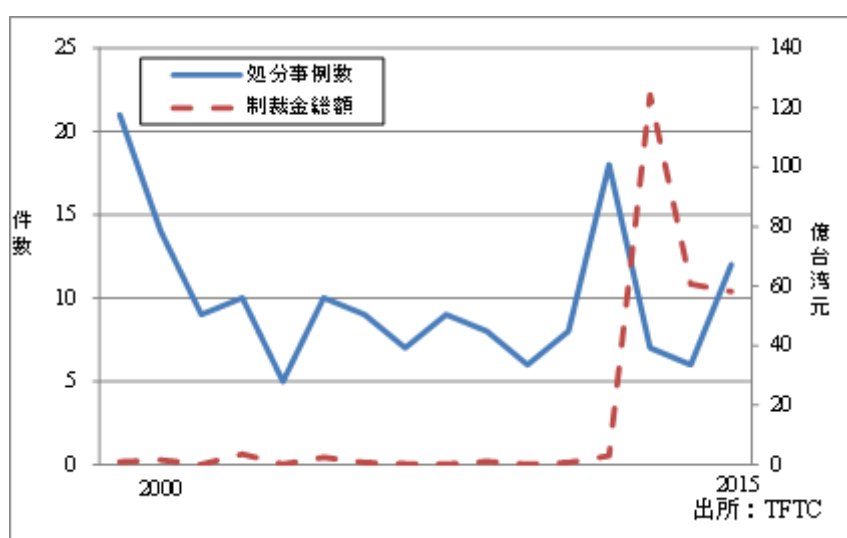
措置	制裁金
・企業結合の実行の禁止命令	あり（20 万台湾元以上
・会社分割、事業譲渡等の必要な措置を講じる命令	5,000 万台湾元以下）

2. 競争法の執行状況

(1) カルテルの摘発状況

TFTC が課した処分事例数及び制裁金総額の推移は図 6 の通り。

図 6 処分事例数及び制裁金総額の推移



TFTC は、主に国内カルテル事件の摘発・処分を強化している。2015 年 1 月に公平交易法が改正されてカルテル制裁金額の引上げや時効期間の延長が認められ、TFTC は更に積極的に大規模なカルテル事件の摘発・処分を行うようになった。

TFTC は、国際カルテルも積極的に摘発し始めており、これまでに摘発し制裁金を課した 2 件の国際カルテル(表 21 参照)にはいずれも日本企業が含まれている。

表 21 国際カルテルの処分事例

年	事案の概要	制裁金（台湾元）	
		総額	個社に対する最高額
2015	アルミニウム電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサのセンシティブ情報の交換	5,796,600,000	日本ケミコン: 2,245,000,000
2012	光ディスク装置の価格カルテル	54,000,000	東芝サムスン: 25,000,000

(2) カルテル以外の行為の摘発状況

再販売価格維持行為、不公正な取引方法及び不当表示に対して TFTC が課した処分事例数及び制裁金総額の推移は図 7 から図 9 の通り。TFTC は、公平交易法違反行為のうち、不当表示に対する執行を非常に活発に行っていると言える。

なお、TFTC は市場支配的地位の濫用の摘発は積極的には行っておらず、2000 年から 2015 年まで合計 15 件の摘発にとどまっている。

図 7 再販売価格維持行為に対する処分事例数及び制裁金総額の推移

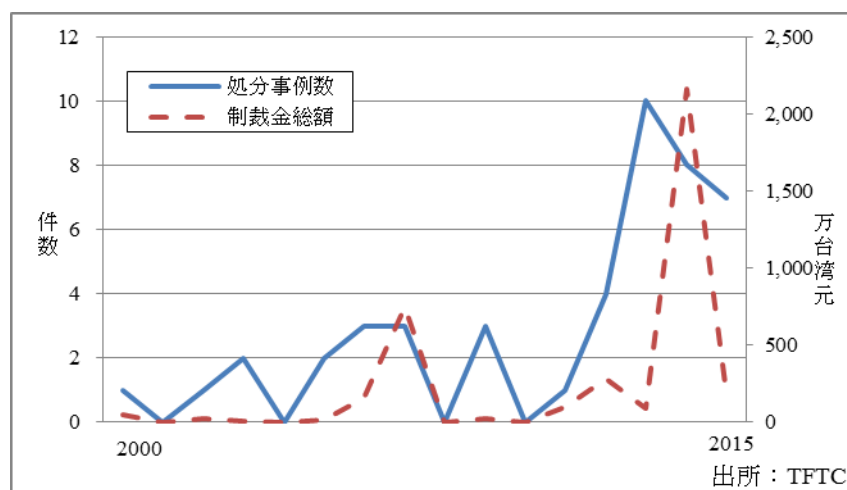


図 8 不公正な取引方法に対する処分事例数及び制裁金総額の推移

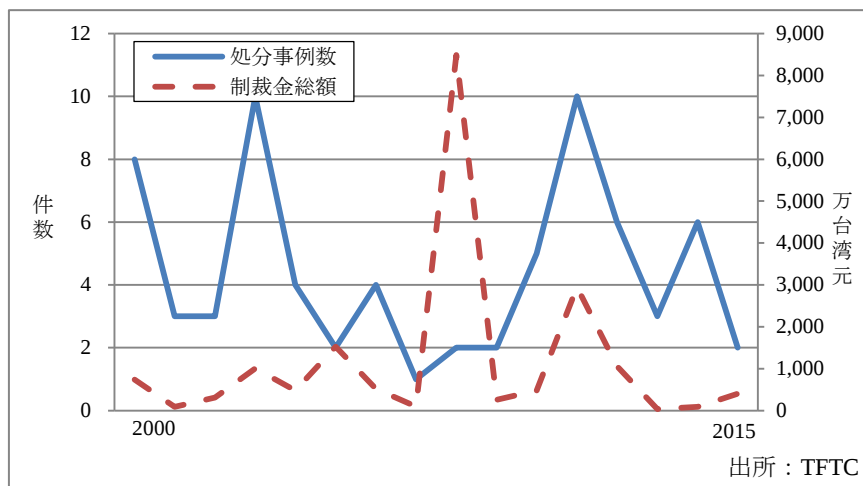
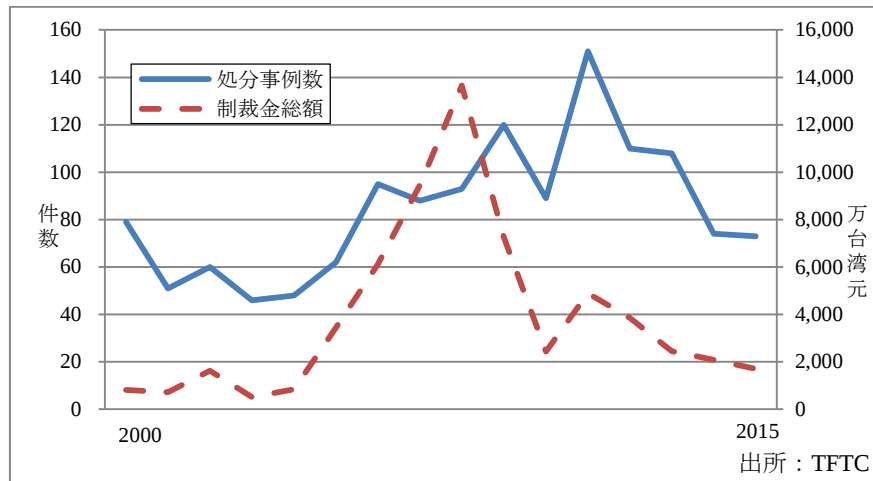


図 9 不当表示に対する処分事例数及び制裁金総額の推移



(3) 届出義務懈怠に対する摘発状況

TFTC は、2000 年から 2015 年にかけて、日本企業を含む外国企業も対象に、40 事案について合計 8,867 万台湾元の制裁金を賦課している。

(4) 域外適用

公平交易法には域外適用に関する明文の規定はない。しかし、例えば、2012 年に制裁金を課された光学ディスク装置の価格カルテル事件など、TFTC は、台湾以外の法域でなされた公平交易法違反行為でも、台湾の関連市場に競争制限効果をもたらすものに対して公平交易法を適用している。

3. 民事訴訟の動向

(1) 概要

公平交易法に違反して他人の権利又は利益を侵害した事業者は、被害者に対して損害賠償責任を負う（同第 30 条）。

しかしながら、台湾では損害を被った事業者が違反事業者に対して損害賠償請求訴訟を提起することは一般的ではない。なお、詳細の統計データが公表されていないため、件数は不明である。

(2) 当局調査を踏まえた訴訟（follow-on action）の活用状況

公平交易法違反で follow-on action が提起されることも一般的ではなく、訴訟が提起された事実は見当たらなかった。

(3) その他の訴訟（stand alone action）の活用状況

公平交易法違反で stand alone action が提起されることも一般的ではなく、訴訟が提起された事実は見当たらなかった。

(4) 独禁法民事訴訟固有の法制度

違反事業者が故意に公平交易法に違反した結果、重大な権利侵害を生じた場合、裁判所は違反事業者に対して、被害者に生じた損害額の 3 倍以下の賠償責任を認めることができる（懲罰的損害賠償。公平交易法第 31 条）。

4. 競争当局の執行状況に関する考察・分析

以前から台湾はアジアの中では競争法を積極的に執行する法域の一つである。2015 年のコンデンサカルテルに対する制裁金額は日本円にして 200 億円を超える大規模なものであり、TFTC は今後も積極的に公平交易法を執行する可能性が高いため、公平交易法に対するコンプライアンスの取組を強化しておくべきと言えよう。他のアジア各国にも共通するところ、とくに台湾においては濃密な人間関係や親日的な環境の下、競合他社との接触の機会が多くなることもあり、注意が必要である。

企業結合の審査制度は概ね合理的に運用されていると評価されているところ、届出基準に市場シェア要件を採用している数少ない法域のため、注意を要する。自社のある商品・役務に台湾でのシェアが 25%を超えるものがあれば、他の商品・役務に関する企業結合であったとしても、また、台湾で取引が行われていない商品・役務に関する企業結合であったとしても、形式的には常に台湾の届出基準を満たすため、企業結合計画の早い段階から専門家と対応について協議をしておく必要性が高い。審査期間については、TFTC からの質問に回答した時点で改めて第一次審査期間のカウントが始まるため、この特殊性を踏まえて M&A 取引のスケジュールを策定しなければならない。

5. その他参考情報

2015 年 2 月、公平交易法は施行後初めて全面的に法改正が行われ、カルテルに対する制裁金額の引き上げや TFTC の調査権限強化等が行われた。これを受けて、今後、台湾における公平交易法の執行リスクがより高まると考えられる。

IV. シンガポール

1. 競争法の整備状況

(1) 規制対象

シンガポール共和国（以下「シンガポール」という。）の 2004 年競争法（2004 年 10 月成立、2005 年 1 月施行。以下「2004 年競争法」という。）は、主に

規制対象行為	2004 年競争法上の用語
カルテル	競争制限的協定
垂直的取引制限	
市場支配的地位の濫用	支配的地位の濫用
企業結合	企業結合

を規制対象としている。

(2) カルテル等（企業結合以外）に関する規制

ア 概要

① カルテル及び垂直的取引制限

2004 年競争法は、カルテル及び垂直的取引制限を競争制限的協定として規制しており、シンガポール国内における競争を阻害、制限、歪曲する目的又は効果のある事業者間の協定、事業者団体の決定、共同行為は禁止されている（2004 年競争法第 34 条）。2004 年競争法の執行機関であるシンガポール競争委員会（CCS²⁶）は、競争に相当の悪影響を与える合意が同法に抵触する旨を定めたカルテルに関するガイドライン²⁷を策定し、禁止される行為として以下を例示列举している。

- ・直接的又は間接的に価格を拘束する行為
- ・入札談合
- ・市場分割
- ・生産・投資を制限、支配する行為
- ・取引条件を拘束する行為
- ・共同購買、共同販売
- ・情報の共有
- ・価格情報、非価格情報の交換
- ・広告・宣伝を制限する行為
- ・技術・設計の仕様を設定する行為

²⁶ Competition Commission of Singapore の略称。

²⁷ Guidelines on the Section 34 prohibition 2016。

垂直的取引制限として、(i) 貿易産業大臣が指定したもの²⁸、及び(ii) 知的財産権を主たる目的とする契約（ライセンス契約等）が禁止されている（同第 35 条・別表 3 第 8 項）。

② 市場支配的地位の濫用

市場支配的地位を有する一又は複数の事業者が以下の濫用行為を行うことは禁止されている（2004 年競争法第 47 条）が、市場支配的地位を有すること自体は禁止されていない。

- ・競争事業者に対する略奪的な行為
- ・生産、販売、技術革新を制限することにより消費者に損害を与える行為
- ・同等の取引に関して、相手方によって異なる条件を設定して当該相手方に競争上の不利益を与える行為
- ・取引の相手方に、性質上又は商慣習上、当該取引と関係ない追加的義務を負担させる行為

市場支配的地位を有するか否かの基準は 2004 年競争法には規定されていないが、CCS はガイドライン²⁹で「関連市場において 60%超の市場シェアを有する事業者は支配的地位を有すると判断する可能性がある」との考え方を示している。

イ 執行機関

2004 年競争法の執行機関である CCS の権限は表 22 の通り。なお、CCS は、同法の執行範囲を明確にするガイドラインを数多く策定している。

表 22 CCS の権限

違反行為の調査権限	行政上の制裁権限	刑事上の制裁権限
あり	あり	なし（※）

（※）ただし、検察官に対する告発権限あり。

ウ 制裁

① 概要

カルテル、垂直的取引制限及び市場支配的地位の濫用に対する制裁の概要は表 23 の通り。（2004 年競争法第 69 条）

²⁸ 2017 年 3 月 24 日現在、貿易産業大臣が垂直的取引制限として指定したものは存在しない。

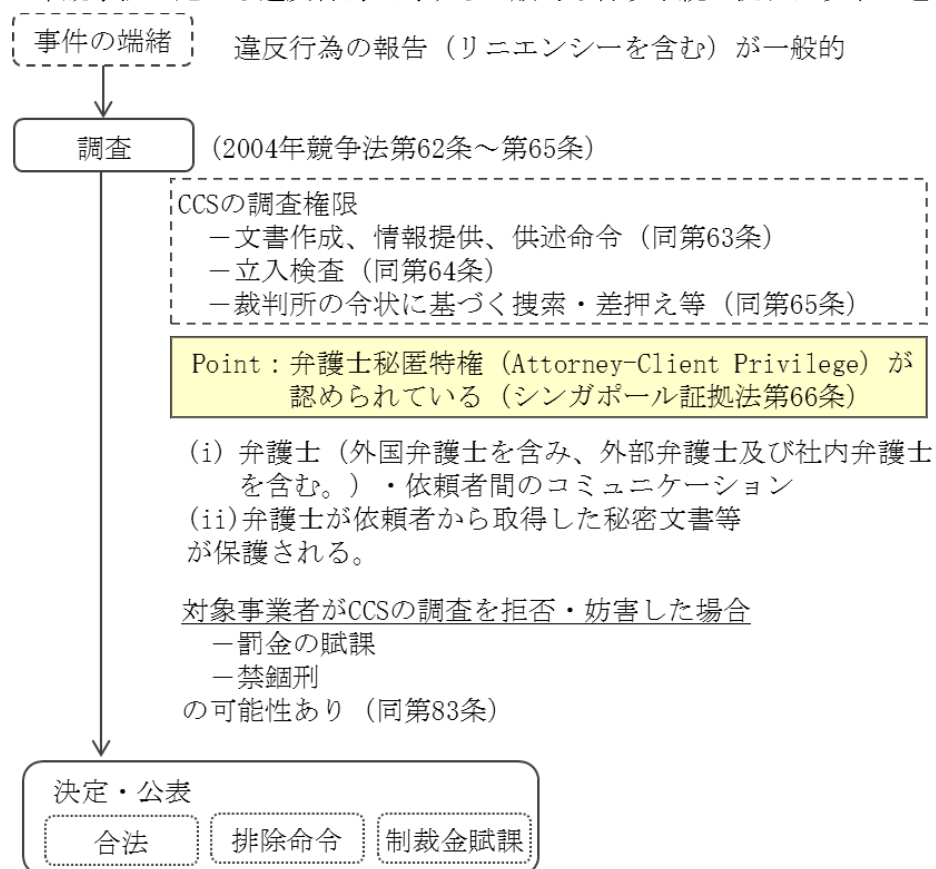
²⁹ Guidelines on the Section 47 prohibition 2016 第 3.8 項。

表 23 制裁の概要

行政上の制裁	刑事上の制裁
・違反行為の排除 ・競争制限効果を防止、縮減する協定の締結 ・制裁金の賦課（国内総売上高の 10%以下×3 年間を超えない違反行為継続期間）	なし

② 手続

2004 年競争法に定める違反行為に対する一般的な行政手続の流れは以下の通り。



エ リニエンス・確約制度

① リニエンス制度

CCS のガイドライン³⁰に定めるカルテルに対するリニエンス制度の概要は表 24 の通り。

³⁰ Guidelines on Lenient Treatment for Undertaking Coming Forward with Information on Cartel Activity 2016.

表 24 カルテルに対するリニエンシー制度の概要

順位	減免率	要件
1 位 (調査開始前)	全額免除	・当該カルテル行為に関する全ての情報、書類、証拠を提供（ただし、CCS が違反行為を立証するのに十分な情報を有していない場合に限る。） ・CCS の調査への継続的な協力 ・申告後、違反行為への関与の取り止め ・違反行為を主導した事業者ではないこと ・他の事業者に対して当該カルテル行為に参加するよう強制した事業者ではないこと
1 位 (調査開始後)	100%以下 減額 (CCS の 裁量)	

Point : リニエンシー申請者数の上限は定められていない。

第 2 順位以降の申請者は、調査開始の前後を問わず、最大 50%の制裁金の減額を受けられる。減額は、(i) 事業者が報告を行った段階、(ii) CCS が既に有している証拠、(iii) 事業者の提供する情報の内容が考慮される。

Point : リニエンシープラス制度（※1）が認められている。

（※1）あるカルテル事件（以下「本件」という。）の調査対象事業者が、他のカルテル事件（以下「別件」という。）について CCS にリニエンシー第 1 順位で申請した場合、別件について制裁金が全額免除されるとともに、本件についても制裁金の追加的な減額を受けられる制度。

Point : 内部告発制度（※2）が認められている。

（※2）CCS が、違反行為者の内部情報を提供した者に報償を与える制度。
CCS は、当該告発に基づき事件の調査を開始することもある。

② 確約制度

2004 年競争法及び CCS のガイドラインには、確約制度に類似する制度は規定されていない。

ただし、CCS は、自発的にカルテルのおそれがある行為を取り止める旨を申告した事業者に対しては、行政上の制裁を行わないという運用を行っている。

オ 時効

2004 年競争法には、時効に関する規定がない。

(3) 企業結合規制

ア 概要

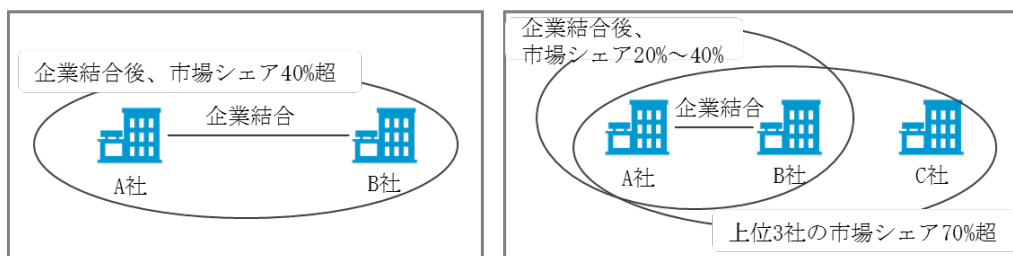
2004 年競争法は、シンガポール国内市場における競争を実質的に減少又はそのおそれがある企業結合を禁止している（2004 年競争法第 54 条）。

イ 届出制度の概要

① 届出基準

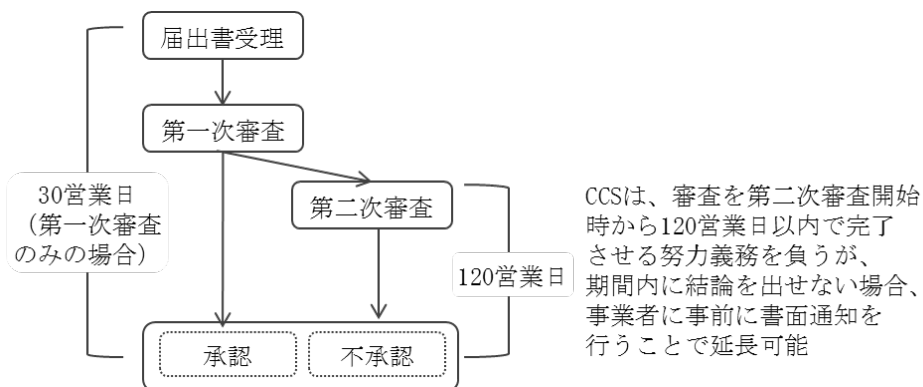
Point：2004 年競争法は、当事会社に事前届出を義務付けていない。

2004 年競争法違反のおそれがある場合に任意で届出を行うように奨励するに留まる（2004 年競争法第 57 条及び第 58 条）ため、届出基準は規定されていない。ただし、CCS は、以下のいずれかの企業結合は実質的に競争を減少しうるとして、これらに該当する場合は届出を行うことが望ましいと考えられる。



② 審査手続

2004 年競争法に定める CCS による企業結合審査の流れは以下の通り。



2. 競争法の執行状況

(1) カルテルの摘発状況

CCS は、これまで合計 10 件のカルテル事件に対して制裁金を課している。

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
件数	0	0	1	1	1	2	1	1	2	0	1

2004 年競争法が施行された当初、CCS は、シンガポール国内事業者のみが関与する国内カルテル事件に対して制裁金を課していたが、近時は国際カルテル事件の摘発・処分に積極的な姿勢を示している。これまでに CCS が域外適用した国際カルテル事件は表 25 に示す 2 件であり、いずれも日本企業に対しても制裁金が課されている。なお、ボールベアリングの価格カルテルでは、総額・個社に対する金額共に過去最高額となる制裁金が課された。

表 25 国際カルテルの処分事例

年	事案の概要	制裁金（シンガポールドル ³¹ ）	
		総額	個社に対する最高額
2014	国際航空貨物運送運賃の価格カルテル	7,150,852	日本通運: 2,072,386
2014	ボールベアリングの価格カルテル	9,306,977	NSK: 7,564,950

(2) カルテル以外の行為の摘発状況

CCS が市場支配的地位の濫用に対して制裁金を課した事例は 1 件のみである³²。ただし、CCS は市場支配的地位の濫用について他にも過去 3 件の調査を行っており、今後も動向は注視する必要がある。

(3) 届出義務懈怠に対する摘発状況

企業結合の届出は任意のため、CCS が届出義務懈怠に対して制裁を賦課した事例はない。

(4) 域外適用

2004 年競争法は、シンガポール国外でなされた 2004 年競争法違反の行為でも、国内の関連市場に競争制限効果をもたらすものに対しては適用される（2004 年競争法第 33 条）。

3. 民事訴訟の動向

(1) 概要

シンガポールでは、2004 年競争法違反により損害を被った者が違反事業者に対して損害賠償請求訴訟を提起することは一般的ではなく、これまでに当該訴訟が提起されたことはない。

³¹ 為替レート：1 シンガポールドル＝81.46 円（2016 年 12 月 30 日時点）。

³² 2014 年に SISTIC 社に対して 989,000 シンガポールドルの制裁金を課した事例。なお、SISTIC 社の不服申立てを受けて、競争上訴評議会（Competition Appeal Board's Decision）が制裁金額を 769,000 シンガポールドルまで減額している。

(2) 当局調査を踏まえた訴訟（follow-on action）の活用状況

2004 年競争法違反で提起された follow-on action は見当たらなかった。

(3) その他の訴訟（stand alone action）の活用状況

CCS の決定の確定、事業者の不服申立ての終結、又は裁判所に対する上訴の終結等の事由が生じた後でなければ 2004 年競争法違反を理由とする民事訴訟を提起できないため（2004 年競争法第 86 条第 2 項）、シンガポールで stand alone action を提起することはできない。

(4) 独禁法民事訴訟固有の法制度

2004 年競争法違反を理由とする民事訴訟は、CCS による決定等が確定してから 2 年を経過した場合、提起することができなくなる（2004 年競争法第 86 条第 6 項）。

4. 競争当局の執行状況に関する考察・分析

シンガポールは巨大な国内市場を持つ法域ではないが、近時は国際カルテルの摘発に力を入れているとみられるため、2004 年競争法違反の懸念のある行為が社内で見つかった場合には、複数の法域に対するリニエンシー申請を検討する中でも、優先的に検討すべき法域の一つとなっている。

再販売価格維持行為を含む垂直的な合意は、市場支配的地位の濫用に該当しない限り、2004 年競争法違反とならないことが特徴的である。もっとも、国際的な取引においては、直接の取引先がシンガポール所在の事業者であっても、シンガポール以外の競争法が適用される可能性はありうるため、その点は注意する必要がある。

5. その他参考情報

特になし。

V. マレーシア

1. 競争法の整備状況

(1) 規制対象

マレーシアの競争法 2010（2010 年 6 月 10 日公布、2012 年 1 月 1 日施行。以下「競争法 2010」という。）は、主に

規制対象行為	競争法 2010 上の用語	
カルテル	水平的協定	反競争的協定
垂直的取引制限	垂直的協定	
市場支配的地位の濫用	支配的地位の濫用	

を規制対象としている。

なお、競争法 2010 は、カルテル、垂直的取引制限又は市場支配的地位の濫用に抵触する企業結合は禁止しているものの、企業結合規制に関する具体的な規定はない。

(2) カルテル等（企業結合以外）に関する規制

ア 概要

① カルテル及び垂直的取引制限

競争法 2010 は、カルテル及び垂直的取引制限を反競争的協定として規制しており、競争を実質的に阻害、制限又は歪曲する目的又は効果を有する水平的協定又は垂直的協定は禁止されている（競争法 2010 第 4 条）。なお、口頭の合意、紳士協定、事業者団体の活動も含むなど、対象は広く捉えられている。

以下を目的とするカルテルは競争制限的效果を有するとみなされるため（同第 4 条第 2 項）、競争法 2010 の執行機関であるマレーシア競争委員会（MyCC³³）は反競争的な効果について立証する必要がある。

- ・ 購入価格、販売価格その他の取引条件を直接的又は間接的に拘束すること
- ・ 市場、供給元の分割
- ・ 生産、市場参入、技術開発、投資を制限又は支配すること
- ・ 入札談合

垂直的取引制限についても、競争制限的效果がある場合にのみ禁止されるが、カルテルとは異なり、競争制限効果のみなし規定は設けられていない。MyCC のガイドラインでは、垂直的取引制限として(i) 再販売価格維持行為、及び(ii) 協定の当事者のそれぞれ関連市場におけるシェアが 25%超の場合を禁止している。

³³ Malaysia Competition Commission の略称。

② 市場支配的地位の濫用

市場支配的地位を有する事業者が、単独又は共同で、濫用行為を行うことは禁止されており（競争法 2010 第 10 条）、具体例として以下が挙げられている。なお、市場支配的地位を有するか否かの基準は、競争法 2010 には規定されていない。

- ・ 不公正な購入価格、販売価格又は取引条件を、仕入先、顧客に直接的又は間接的に課す行為
- ・ 生産、市場参入、技術開発、投資を制限又は支配することにより消費者を害する行為
- ・ 特定の事業者に対して供給を拒絶する行為
- ・ 取引の相手方に対して、性質上又は商慣習上、当該取引の主要な部分と関係のない追加的な条件を受諾させる行為
- ・ 競争事業者に対する略奪的行為
- ・ 正当な理由なく、希少な中間財又は資源を買い占める行為

イ 執行機関

競争法 2010 違反の執行機関である MyCC の権限は表 26 の通り。なお、MyCC は、これまで 6 つのガイドライン³⁴を制定している

表 26 MyCC の権限

違反行為の調査権限	行政上の制裁権限	刑事上の制裁権限
あり	あり	なし（※）

（※）ただし、検察官の同意を得て刑事訴追を行う権限あり。

ウ 制裁

① 概要

カルテル、垂直的取引制限及び市場支配的地位の濫用に対する制裁の概要は表 27 の通り。

表 27 制裁の概要

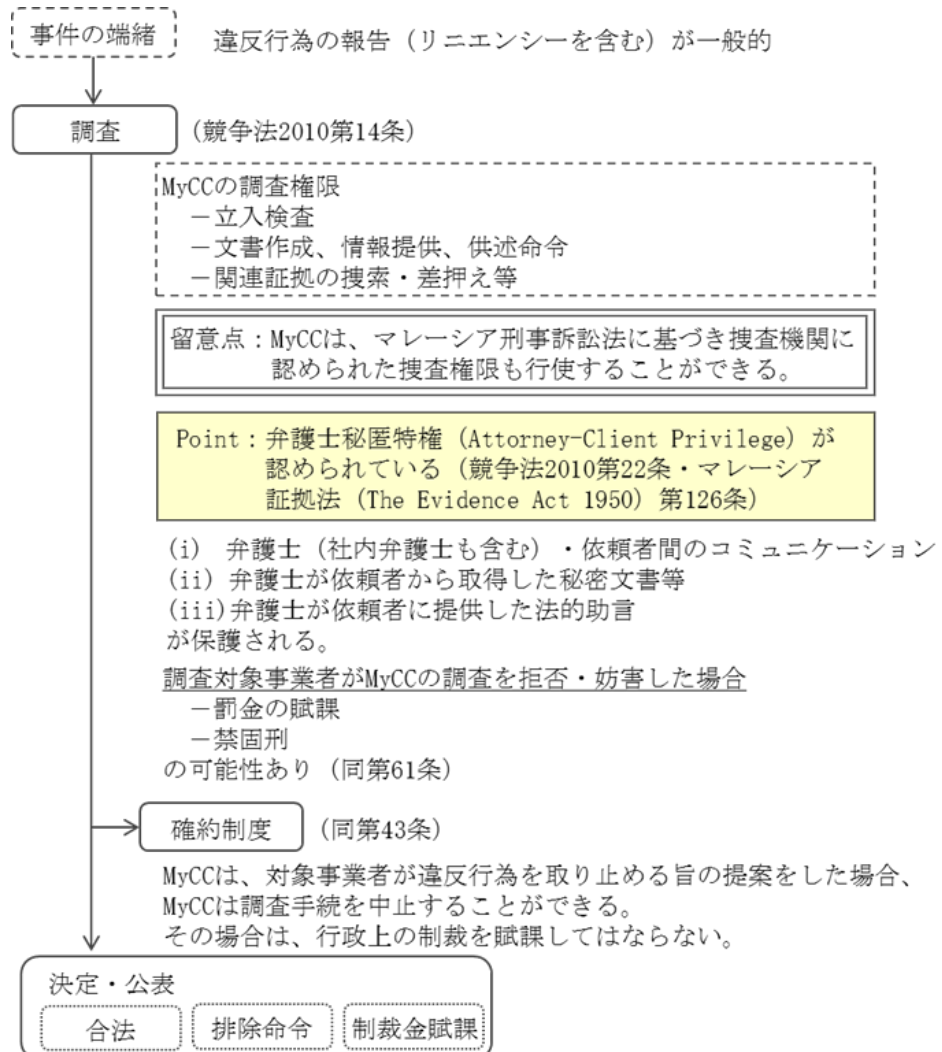
行政上の制裁 (競争法 2010 第 40 条)	刑事上の制裁（同第 61 条）	
	禁錮	罰金
・ 違反行為の排除 ・ 制裁金の賦課（違反行為継続期間（上限なし）における世界売上高の 10%以下）	個人：5 年以下の 禁錮刑	法人：500 万リンギット 以下 個人：100 万リンギット 以下

³⁴ 「違反申告手続」「市場確定」「反競争的協定」「市場支配的地位の濫用」「制裁金算定」及び「リーニエンシープログラム」に関するガイドラインである。（<http://www.mccc.gov.my/final-guidelines>）

留意点：競争法 2010 の施行日以前の売上高は制裁金の算定に含まれない。ただし、違反行為継続期間の上限の規定がない上、制裁金は「世界売上高」を基準として算定されるため、他の国や法域と比較しても非常に高額となる可能性がある。

② 手続

競争法 2010 に定める違反行為に対する一般的な行政手続の流れは以下の通り。



エ リニエンシー・確約制度

① リニエンシー制度

競争法 2010 第 41 条及び MyCC のガイドラインに定めるカルテルに対するリニエンシー制度の概要は表 28 の通り。なお、減額されるリニエンシー申請者数は明文で規定されておらず、また、運用実績も少ないため、その運用は明らかではない。

表 28 カルテルに対するリニエンシー制度の概要

順位	減免率	要件
1 位	100%以下 減額	MyCC が認知していないカルテルに関して ・ 当該カルテルを行ったことを自認 ・ MyCC の調査に情報提供その他の方法により協力
2 位以下	明文の 規定なし	減額は、調査の進捗度合及び当該申請者の提供した情報の価値等を勘案して決定

② 確約制度

確約制度は競争法 2010 第 43 条に規定されている。

オ 時効

競争法 2010 には、時効に関する規定がない。

(3) 企業結合規制

留意点：競争法 2010 には、企業結合規制に関する規定がない。

2. 競争法の執行状況

(1) カルテルの摘発状況

競争法 2010 が施行されてから日が浅いこともあり、MyCC が制裁金を賦課したカルテル事件は少なく、適用はマレーシア国内の事業者に限定されている。MyCC がこれまでに制裁金を賦課したカルテルの処分事例を表 29 に示す。

表 29 カルテルの処分事例

年	事案の概要	制裁金総額 (リンギット)
2016	デポゲート使用料の価格カルテル	645,774
2015	菓子及びパンの価格カルテル	247,730
2015	ブロックアイス及びキューブアイスの価格カルテル	283,600

なお、MyCC は、市場分割カルテルを行っていたとして、2014 年にマレーシア航空から各社に 1,000 万リンギットの制裁金を賦課したが、その後、競争上訴裁判所において当該制裁金は取り消され、現在は高等裁判所に上訴されて審議中である。

(2) カルテル以外の行為の摘発状況

MyCC が市場支配的地位の濫用として摘発した事例は、2016 年に MyEG 社に対して 2,272,200 リンギットを賦課した 1 件のみである。

(3) 届出義務懈怠に対する摘発状況

企業結合の届出制度は存在しないため、MyCC が届出義務懈怠に対して制裁を賦課した事例はない。

(4) 域外適用

競争法 2010 は、マレーシア国外でなされた競争法 2010 違反の行為でも、マレーシア国内の関連市場に競争制限効果をもたらすものに対しては適用される（競争法 2010 第 3 条）。

3. 民事訴訟の動向

(1) 概要

MyCC は、カルテル、垂直的取引制限及び市場支配的地位の濫用行為を未だ十分に摘発・処分していないため、競争法 2010 違反を理由とする民事訴訟は積極的に活用されていない。

(2) 当局調査を踏まえた訴訟（follow-on action）の活用状況

競争法 2010 違反で提起された follow-on action は見当たらなかった。

(3) その他の訴訟（stand alone action）の活用状況

競争法 2010 違反で提起された stand alone action は見当たらなかった。

(4) 独禁法民事訴訟固有の法制度

特になし。

4. 競争当局の執行状況に関する考察・分析

競争法 2010 は弁護士秘匿特権を保障するなど先進的な部分もあるが、MyCC は未だ国際カルテルに対して執行しておらず、リニエンシーの第 1 順位に 100%減額が保証されるか確実ではないため、マレーシア国内に影響を及ぼす国際カルテルが行われた場合にどのような事件処理が行われるかは判然としない。

もともと、各種ガイドラインの整備等は目覚ましく、将来の企業結合審査制度の導入も含め、いつ競争法先進国レベルの厳格かつ活発な執行に移行してもおかしくないため、今後、法と執行体制の整備状況を注視する必要がある。

5. その他参考情報

特になし。

VI. タイ

1. 競争法の整備状況

(1) 規制対象

タイ王国（以下「タイ」という。）の取引競争法（1999 年 3 月 31 日公布、1999 年 4 月 30 日施行。以下「取引競争法」という。）は、主に

規制対象行為	取引競争法上の用語
カルテル	競争制限的協定
市場支配的地位の濫用	市場支配力の濫用
不公正な取引方法	不正行為
企業結合	企業結合

を規制対象としている。（本報告書では、カルテル、市場支配的地位の濫用、企業結合について説明する。）

(2) カルテル等（企業結合以外）に関する規制

ア 概要

① カルテル

取引競争法は、カルテルを競争制限的協定として規制している。事業者は、特定の商品・役務の市場において、独占、競争の低下又は制限につながる協定を他の事業者と締結してはならず、具体的には以下の類型が禁止されている。（取引競争法第 27 条）。

- ・ 商品・役務の販売価格、販売数量の制限
- ・ 商品・役務の購入価格、購入数量の制限
- ・ 市場支配に関する協定の締結
- ・ 入札談合
- ・ 商品・役務の販売又は購入に関する市場分割カルテル、顧客分割カルテル
- ・ 市場の需要以下に供給量を減らすための商品・役務の生産、購入、販売数量の設定
- ・ 商品・役務の品質を落としながら、価格を維持し又は値上げして生産、販売する行為
- ・ 画一的又は合意された様式を確保するために、商品・役務の購入、販売に関する条件、又は方法を設定する行為

② 市場支配的地位の濫用

市場支配的地位を有する単一又は複数の事業者による以下の行為は禁止されている。（取引競争法第 25 条）

- ・不当に商品・役務の販売価格・購入価格を固定、維持すること
- ・不当に自己の顧客に対して、商品・役務の生産、購入、供給を制限し、又は商品・役務の供給、他の事業者からの信用供与の機会を制限するような条件を直接的又は間接的に設定すること
- ・正当な事由なく役務の供給、生産、購買、販売、委託又は輸入を不合理に抑制、減少又は制限すること
- ・市場の需要量より下回らせるために商品を損壊すること
- ・正当な事由なく他の事業者の事業活動に介入すること

取引競争法の執行機関であるタイ取引競争委員会（TCC³⁵）の「市場支配力を有する事業者に関する通知」によれば、市場支配的地位を有する事業者の定義は以下の通り。

- ・市場シェアが 50%以上、かつ最終事業年度の売上高が 10 億バーツ以上の事業者
- ・市場シェア上位 3 社の合計が 75%以上、かつ最終事業年度の売上高の合計額が 10 億バーツ以上の各事業者
(ただし、市場シェアが 10%又は売上高が 10 億バーツに満たない事業者を除く)

③ キャッチオール条項

事業者は、自由かつ公正な競争ではなく、かつ他の事業者の事業運営を破壊、阻害、又は制限するいかなる行為も禁止されている（取引競争法第 29 条）。当該条項は、事業者間の合意や市場支配は要求しておらず、特定の行為によって競争制限効果が生じていると TCC が認めた場合にはいつでも介入できるよう、TCC に非常に広範な権限を与えている。ただし、公表情報によれば、TCC が本条違反を追及した事案はごくわずかである。

イ 執行機関

取引競争法の執行機関である TCC の権限は表 30 の通り。なお、各分野の特定の競争法については、通常は、指定された各分野の規制当局が執行する。

表 30 TCC の権限

違反行為の調査権限	行政上の制裁権限	刑事上の制裁権限
あり	あり	なし（※）

（※）ただし、検察官に対する告発権限あり。

³⁵ Office of Trade Competition Commission の略称。

ウ 制裁

① 概要

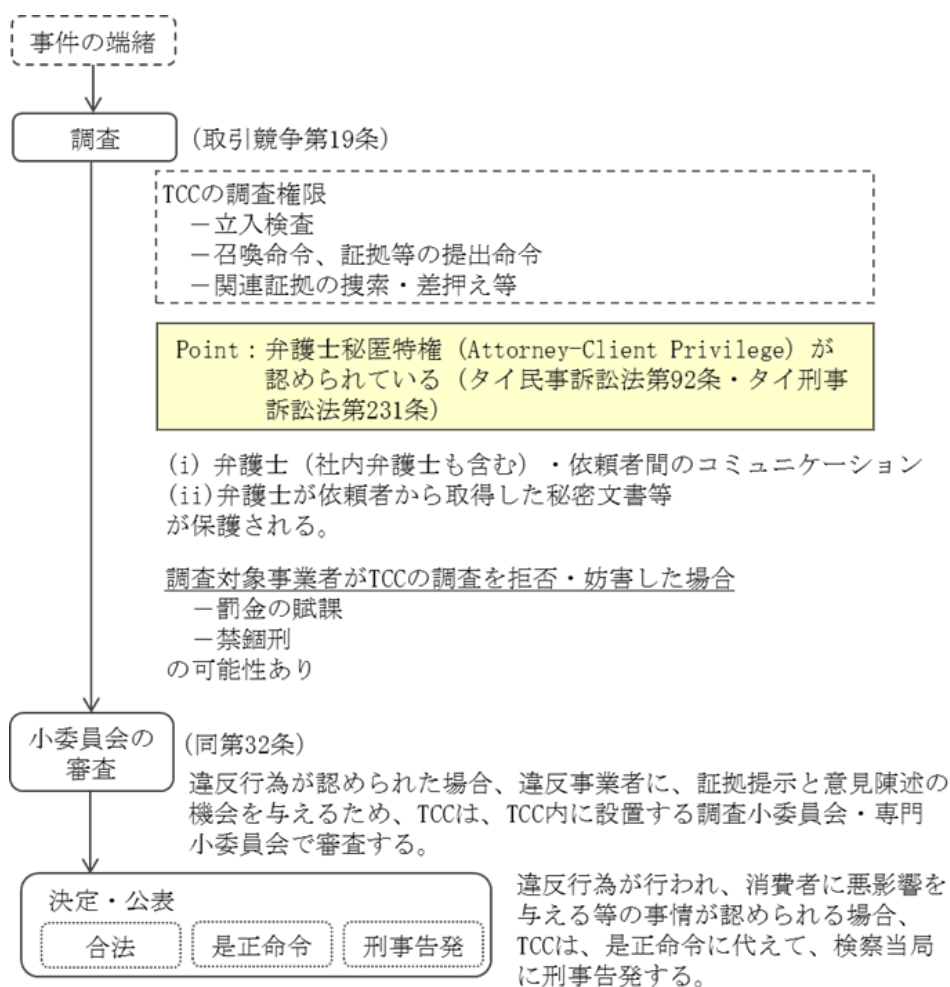
カルテル及び市場支配的地位の濫用に対する制裁の概要は表 31 の通り。(取引競争法第 51 条)

表 31 制裁の概要

行政上の制裁	刑事上の制裁	
	禁錮	罰金
違反行為の是正命令	3 年以下の禁錮	600 万バーツ以下の罰金

② 手続

取引競争法に定める違反行為に対する一般的な行政手続の流れは以下の通り。



エ リニエンシー・確約制度

① リニエンシー制度

取引競争法には、リニエンシー制度に関する規定がない。

② 確約制度

取引競争法には、確約制度に類似する制度は規定されていない。

オ 時効

取引競争法には、時効に関する規定がない。

(3) 企業結合規制

ア 概要

企業結合は以下の通り定義され、独占又は不正競争につながる企業結合は TCC の承認を得なければ実行できない。(取引競争法第 26 条)

- ・ 合併
- ・ 事業経営、執行、管理方針を支配するために、他の事業者の資産、株式の全部又は一部を取得する行為

イ 届出制度の概要

届出基準は TCC が公表すると規定しているものの (タイ競争法第 26 条)、未だ公表されていないため、タイにおける企業結合届出制度は運用されていない。

2. 競争法の執行状況

(1) カルテルの摘発状況

TCC がカルテルに対して行政処分又は刑事罰を科した事例はない。

(2) カルテル以外の行為の摘発状況

TCC が市場支配的地位の濫用に対して行政処分又は刑事罰が科した事例はない。

(3) 届出義務懈怠に対する摘発状況

企業結合の届出制度は運用されていないため、TCC が届出義務懈怠に対して制裁を賦課した事例はない。

(4) 域外適用

取引競争法には域外適用に関する明文の規定はない。しかし、タイ刑法には、タイ国内に結果が発生するタイ国外でなされた刑法犯行為に適用されるという一般法則があることから、タイ国外でなされた取引競争法違反であっても、タイ国内の関連市場に競争制限効果をもたらすものに対しては適用されるものと一般的に解されている。

3. 民事訴訟の動向

(1) 概要

タイでは、取引競争法違反により損害を被った事業者が違反事業者に対して損害賠償請求訴訟を提起することは一般的ではない。なお、詳細の統計データが公表されていないため、件数は不明である。

(2) 当局調査を踏まえた訴訟（follow-on action）の活用状況

取引競争法違反に対して行政処分又は刑事罰が科された事例は存在しないため、follow-on action が提起されたことはない。

(3) その他の訴訟（stand alone action）の活用状況

取引競争法違反で stand alone action が提起されることは一般的ではない。ただし、詳細の統計データが公表されていないため、件数は不明である。

(4) 独禁法民事訴訟固有の法制度

特になし。

4. 競争当局の執行状況に関する考察・分析

これまでタイでは取引競争法違反に対する行政処分が行われた事案はなく、次項に記載する法改正や TCC の体制強化が行われるまでは執行が活発化する見込みが高いとはいえない。

ただし、取引競争法は全く執行されていないわけではなく、調査対象となって起訴の直前まで進んだ事案も現に存在するため、取引競争法遵守の体制構築について軽視されるべきではない。

タイで製造される製品の多くは、製品そのもの又は製品を組み込んだ完成品として欧米を含む外国で販売されるケースも多いため、外国の競争法の適用の可能性がありうる点にも注意する必要がある。

5. その他参考情報

2016 年 10 月 11 日、内閣が取引競争法の改正案（以下「取引競争法改正案」という。）を承認した。取引競争法改正案は、現在、国会で審議中であり、2017 年中旬までには成立する見込みである。

取引競争法改正案は、各違反類型に対する行政上の制裁の強化、企業結合の事後届出制度、届出懈怠に対する制裁の創設等を内容としており、取引競争法違反に対する TCC の執行が活発化するものと予想される。

VII. インドネシア

1. 競争法の整備状況

(1) 規制対象

インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）の独占的行為及び不公正な事業競争の禁止に関するインドネシア共和国法（1999年3月公布、2000年9月施行。以下「インドネシア競争法」という。）は、主に

規制対象行為	インドネシア競争法上の用語
カルテル	競争制限的協定、競争制限的行為
垂直的取引制限	
市場支配的地位の濫用	市場支配的地位の濫用
企業結合	企業結合

を規制対象としている。

(2) カルテル等（企業結合以外）に関する規制

ア 概要

① カルテル及び垂直的取引制限

インドネシア競争法は、カルテル及び垂直的取引制限を競争制限的協定又は競争制限的行為として規制しており、表 32 の通り、行為類型毎に詳細な定義を設けて各行為を禁止している（インドネシア競争法第 4 条～第 24 条）。

表 32 競争制限的協定及び競争制限的行為

行為類型		定義
競争制限的協定	寡占 (第 4 条)	事業者が、他の事業者と商品・役務の生産、販売を共同で支配することを目的としており、結果的に独占的行為又は不公正な競争が生じる協定を締結すること (なお、複数事業者が当該市場の 75%以上を支配している場合、当該事業者は寡占に該当すると推定される)
	価格拘束 (第 5 条～第 8 条)	事業者が、競争事業者又は取引段階の異なる事業者と、自らが供給する商品・役務につき、(i) 販売価格の決定、(ii) 差別対価、(iii) 不当廉売、又は(iv) 再販売価格維持を定めた協定を締結すること
	市場分割 (第 9 条)	事業者が、自らが供給する商品・役務につき、販売地域又は市場の分割を目的とする協定を締結すること
	排他的行為 (第 10 条)	事業者が、競争事業者と、(i) 他の事業者が国内外市場で同一の事業を行うことを妨害する、(ii) 他の事業者が提供する商品・役務に損失を与え若しくはそのおそれがある、又は(iii) 他の事業者の当該市場における販売、購入を制限することとなる協定を締結すること

行為類型		定義
	カルテル (第 11 条)	事業者が、競争事業者と、商品・役務の生産数量、販売数量を調整することにより価格に影響を与えることとなる協定を締結すること
	トラスト (第 12 条)	事業者が、競争事業者と、商品・役務の生産、販売を支配する目的で、合併会社、大規模な会社を設立し、又は個々の会社の存続を確保することにより、独占的行為又は不公正な競争を生じる結果となる協定を締結すること
	買手寡占 (第 13 条)	事業者が、他の事業者と、共同で商品・役務の購入、需要を支配することでその価格を支配する目的で、独占的行為又は不公正な競争を生じる結果となる協定を締結すること (なお、複数の事業者が当該市場の 75%以上を支配している場合には、当該事業者は上記に該当するものと推定される)
	垂直的統合 (第 14 条)	事業者が、他の事業者と、特定の商品・役務の、直接又は間接の生産工程に含まれる複数の製品の生産を支配する目的で、不公正な競争又は社会損失を生じる結果となる協定を締結すること
	閉鎖的協定 (第 15 条)	事業者が、他の事業者と、自らが供給する商品・役務の需要者に対する再販売先の制限や抱き合わせ販売を定めた協定等を締結すること
競争制限的行為	独占 (第 17 条)	事業者が、商品・役務の生産、販売を支配することにより、独占的行為又は不公正な競争を生じさせること (なお、次のいずれかの場合は独占に該当すると推定される (i) 当該商品・役務の代替品が存在しない場合 (ii) 他の事業者の新規参入が不可能である場合 (iii) 単独の事業者又は事業者グループ ³⁶ が一定の商品・役務に関し当該市場の 50%以上を支配している場合)
	購入独占 (第 18 条)	事業者が、関連市場で商品・役務の購入を支配し、又は唯一の購入者となることで、独占的行為又は不公正な競争を生じさせること
	市場支配 (第 19 条～ 第 21 条)	・事業者が、単独で又は他の事業者と共同して、(i) 他の事業者の新規参入阻害、(ii) 需要者に対する排他条件付取引、(iii) 流通・販売の制限、又は(iv) 特定の事業者に対する差別行為を行うことにより、独占的行為又は不公正な競争を生じさせること ・競争事業者を排除することを目的とした不当廉売
	共謀 (第 22 条～ 第 24 条)	事業者が、他の当事者と、(i) 入札談合、(ii) 競争事業者の営業秘密の入手、又は(iii) 競争事業者の商品・役務の生産、販売を妨害するために共謀すること

³⁶ インドネシア競争法には「事業者グループ」の明確な定義は規定されていないが、事業者が直接・間接に支配する事業者、又はこれらを直接・間接に支配する事業者、事業者集団を指すと解されている。

Point：違反行為に対する制裁は行為類型毎に異なる（表 35 参照）

② 市場支配的地位の濫用

事業者が、直接的又は間接的に、市場支配的地位の濫用にあたる以下の行為を行うことは禁止されている。（インドネシア競争法第 25 条第 1 項）

- ・ 競合する商品・役務を消費者が購入することを妨害、阻害する目的で、価格・品質に関する取引条件を決定すること
- ・ 販売、技術開発を制限すること
- ・ 潜在的な競争事業者の関連市場への参入を阻害すること

なお、以下の事業者は、市場支配的地位を有するものとみなされる（同第 2 項）。

- ・ 単独事業者又は事業者グループの市場シェアが 50% 以上の場合
- ・ 複数事業者の市場シェアが 75% 以上の場合

イ 執行機関

インドネシア競争法を根拠法として設置されている同法の執行機関である事業競争監視委員会（KPPU³⁷）の権限は表 33 の通り。

表 33 KPPU の権限

違反行為の調査権限	行政上の制裁権限	刑事上の制裁権限
あり	あり	なし（※）

（※）ただし、行政制裁を遵守しない違反行為者を検察官に告発する権限あり。

ウ 制裁

① 概要

カルテル、垂直的取引制限及び市場支配的地位の濫用に対する行政上の制裁の概要は表 34 の通り（インドネシア競争法第 47 条）。

表 34 行政上の制裁の概要

- ・ 違反行為の排除措置命令
- ・ 被害者に対する損害賠償命令
- ・ 制裁金（10 億ルピア³⁸以上 250 億ルピア以下）の賦課

なお、違反行為者は、行政制裁を遵守しない場合には表 35 の刑事制裁を科せられるおそれがある（同第 48 条）。

³⁷ Komisi Pengawas Persaingan Usaha の略称である。

³⁸ 為替レート：1 ルピア＝0.0099 円（2016 年 12 月 30 日時点）。

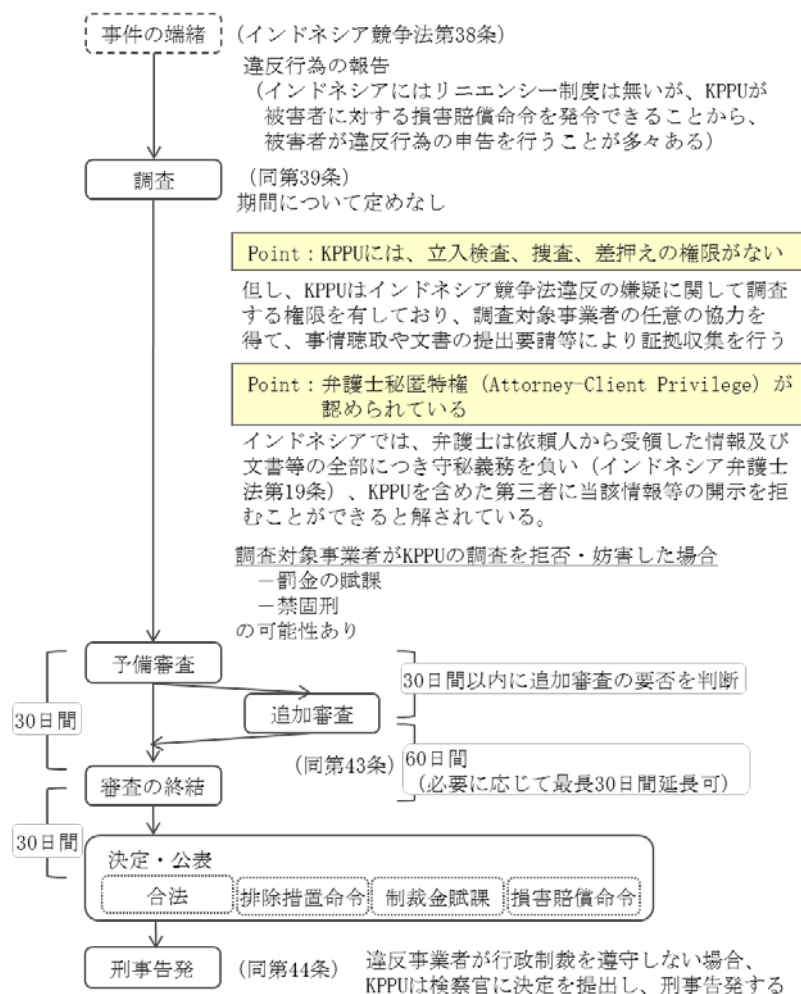
表 35 刑事上の制裁の概要

行為類型	刑事罰	
	禁錮	罰金
寡占、市場分割、排他的行為、カルテル、トラスト、垂直的統合、独占、市場支配、市場支配的地位の濫用	6 か月以下	250 億ルピア以上 1000 億ルピア以下
価格拘束、不当廉売、再販売価格維持行為、差別対価、入札談合、共謀	5 か月以下	50 億ルピア以上 250 億ルピア以下

さらに、刑事罰として、事業免許の取消し又は2年以上5年以下の役員就任の禁止措置が併科されるおそれもある（同第49条）。

② 手続

インドネシア競争法に定める違反行為に対する一般的な行政手続の流れは以下の通り。



エ リニエンシー・確約制度

① リニエンシー制度

インドネシア競争法には、リニエンシー制度に関する規定がない。

ただし、KPPU は、制裁金を算定するにあたり、KPPU の調査に対する違反行為者の協力の有無、程度を考慮している。

② 確約制度

インドネシア競争法には、確約制度に類似する制度は規定されていない。

オ 時効

インドネシア競争法には、時効に関する規定がない。

(3) 企業結合規制

ア 概要

以下の企業結合は禁止されている（インドネシア競争法第 26 条～第 28 条）。

- ・ 同一又は密接に関連する市場に所在する複数の事業者の役員を兼任すること
- ・ 独占的行為又は不公正な競争を生じさせ得る市場シェアを有する複数の事業者の役員を兼任すること
- ・ 競争事業者の株式の過半を保有して市場支配的地位を取得すること
- ・ 合併又は株式取得により、独占的行為又は不公正な競争をもたらすこと

Point : インドネシア競争法は、役員兼任及び株式の持合いを規制する、数少ない競争法の一つである。

イ 届出制度の概要

① 届出基準

他の当事会社の支配³⁹権を取得⁴⁰した結果、以下のいずれかに該当する当事会社は、企業結合の効力発生日から 30 営業日以内に KPPU に届出を行わなければならない（事後届出。インドネシア競争法第 29 条）。

ア インドネシア国内の総資産の合計額が 2 兆 5,000 億ルピア超

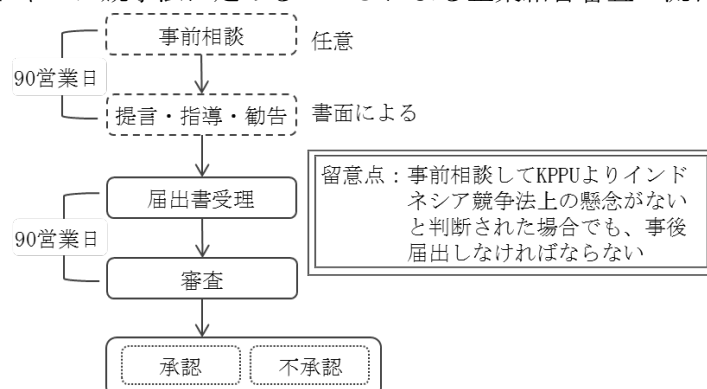
イ インドネシア国内の売上高の合計額が 5 兆ルピア超

³⁹ 「支配」とは、(i) 株式又は議決権の保有割合が 50%超、又は(ii) 株式又は議決権の保有割合が 50%以下、かつ、対象会社の経営方針や経営について影響を与える又は決定することができることを指す（政令 2010 年第 57 号第 5 条）。

⁴⁰ インドネシア競争法第 29 条は、「支配権の取得」ではなく「合併又は株式取得」と規定しているが、文言にかかわらず、届出対象となる企業結合は、支配権の取得行為を指すものと一般的に解されている。

② 審査手続

インドネシア競争法に定める KPPU による企業結合審査の流れは以下の通り。



ウ 届出懈怠に対する制裁

当事会社が届出を懈怠した場合に KPPU が行う制裁を表 36 に示す。(インドネシア競争法第 47 条)

表 36 制裁の概要

措置	制裁金
企業結合の取消命令	あり（上限 10 億ルピア以上 250 億ルピア以下） 届出義務懈怠に対しては、1 日あたり 10 億ルピアの制裁金を賦課する旨、KPPU の規則 ⁴¹ に規定されている。

エ 刑事上の制裁（インドネシア競争法第 48 条）

インドネシア競争法が禁止する企業結合を実行した事業者は、表 37 の刑事制裁を科せられるおそれがある。

表 37 刑事上の制裁の概要

行為類型	刑事罰	
	罰金	禁錮
株式取得、合併	250 億ルピア以上 1000 億ルピア以下	6 か月以下
役員兼任	50 億ルピア以上 250 億ルピア以下	5 か月以下

2. 競争法の執行状況

(1) カルテルの摘発状況

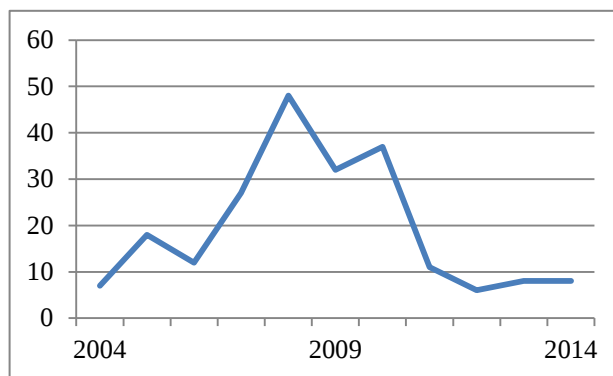
KPPU は、これまで主に国内の入札談合事件やインドネシア国内事業者が関与する国内カルテル事件の摘発・処分を行ってきた。

⁴¹ KPPU Regulation Number 4 Year 2012 on the Guidelines of Administrative Sanction on Overdue Post-Notification

(<http://eng.kppu.go.id/newkppu/wp-content/uploads/2017/01/KPPU-Regulation-Number-4-Year-2012.pdf>)

経済協力開発機構（OECD）が公表する統計資料⁴²によれば、2004年から2014年に、KPPUは、カルテル、垂直的取引制限及び市場支配的地位の濫用に関して、合計214件の決定を行っており（図10参照）、約80%は入札談合、残りのほとんどは国内カルテル事件である。

図10 KPPUの処分件数



出所：OECD

近年、KPPUは、日本企業を含む国際カルテル事件の摘発・処分も強化している。代表的な2つの事例を表38に示す。

表38 国際カルテルの処分事例

年	事案の概要	制裁金
2017	二輪自動車の価格カルテル	2社（二輪自動車を製造・販売する日本企業の子会社）にそれぞれ250億ルピア、225億ルピア ⁴³
2015	四輪自動車用タイヤの価格カルテル	6社（日本企業のインドネシア子会社2社を含む）各社に25億ルピア（合計150億ルピア）

(2) カルテル以外の行為の摘発状況

KPPUは、市場支配的地位の濫用を活発には摘発していないものの、処分事例が全くないわけではなく、Bank Rakyat Indonesia社を含めた3社に対して合計57億ルピアの制裁金を賦課した事例がある。

(3) 届出義務懈怠に対する摘発状況

KPPUは、これまでに8件の届出義務懈怠事案に対して制裁金を課しており、2016年だけでも2件の事案に対して合計100億ルピアの制裁金を課している。KPPUは、今後より一層活発に届出義務懈怠を摘発するものと推測される。

⁴² 「ANNUAL REPORT ON COMPETITION POLICY DEVELOPMENTS IN INDONESIA -- 2014 --」
[file:///C:/Users/1466/Desktop/DAF-COMP-AR\(2015\)41.pdf](file:///C:/Users/1466/Desktop/DAF-COMP-AR(2015)41.pdf)

⁴³ KPPUが過去に賦課した制裁金の最高額

(4) 域外適用

インドネシア競争法には域外適用に関する明文の規定はない。しかし、KPPU は、インドネシア国外で行われた企業結合についても審査を行うなど企業結合に対して域外適用していることから、カルテル、垂直的取引制限及び市場支配的地位の濫用に関しても同様に域外適用の可能性があるものと解されている。

3. 民事訴訟の動向

(1) 概要

インドネシア競争法違反を理由とする民事訴訟は活発には利用されていない。

表 34 に掲載の通り、KPPU は、被害者に対する損害賠償を違反事業者に命令できるため、被害者は自らが民事訴訟を提起するよりも KPPU に違反事業者のインドネシア競争法違反を申告する方が合理的な選択であるからと推察される。

実際に、KPPU は、被害者に対する損害賠償を違反事業者に命令しており、2007 年の PT EMI Indonesia 及び EMI Music South East Asia に対する 38 億ルピアの損害賠償命令などが挙げられる。

(2) 当局調査を踏まえた訴訟（follow-on action）の活用状況

インドネシア競争法違反で提起された follow-on action は見当たらなかった。

(3) その他の訴訟（stand alone action）の活用状況

インドネシア競争法違反で提起された stand alone action は見当たらなかった。

(4) 独禁法民事訴訟固有の法制度

特になし。

4. 競争当局の執行状況に関する考察・分析

KPPU のカルテルに対する執行は極めて積極的であり、日本企業もしばしば対象となっているため、注意が必要な法域である。他方、現行法ではリニエンシー制度がない上、KPPU による立入検査等の強制調査手段を欠いており、事実認定はかなり（一時期は 50%超）の割合で裁判所で覆される。したがって、調査対象となった場合、企業で十分な事実の確認を行い、適切な主張や反証を展開することが重要である。

企業結合審査に関しては、企業結合実行後の事後審査として行う数少ない法域の一つである。届出懈怠に対する執行は積極的なため、届出漏れがないよう、企業結合の計画段階から、届出の要否や届出準備にかかる弁護士費用・翻訳費用等を見込んでおくことが重要である。

5. その他参考情報

現在、リニエンシー制度の導入、企業結合における事後届出制度の事前届出制度への変更、KPPU の調査権限の強化等を内容とするインドネシア競争法の修正案がインドネシア国民協議会において審議されているが、承認される見込みは立っていない。

VIII. ベトナム

1. 競争法の整備状況

(1) 規制対象

ベトナム民主共和国（以下「ベトナム」という。）の競争法（2004 年 11 月 9 日成立、2005 年 7 月 1 日施行。以下「ベトナム競争法」という。）は、主に

規制対象行為	ベトナム競争法上の用語
カルテル	競争制限協定
垂直的取引制限	
市場支配的地位の濫用	支配的地位の濫用又は独占的地位の濫用
不公正な取引方法	不公正競争行為 ⁴⁴
企業結合	経済集中

を規制対象としている。（本報告書では、カルテル、垂直的取引制限、市場支配的地位の濫用、企業結合について説明する。）

(2) カルテル等（企業結合以外）に関する規制

ア 概要

① カルテル及び垂直的取引制限

ベトナム競争法は、表 39 の通り、カルテル及び垂直的取引制限を競争制限協定として規制している（ベトナム競争法第 8 条及び第 9 条）。

表 39 カルテル及び垂直的取引制限の概要

行為類型	禁止される場合
商品・役務の価格を拘束する協定	参加事業者の 関連市場における合計シェアが 30%以上の場合
商品・役務の販売市場、原料供給を分割する協定	
商品の生産量、購入量、販売量、役務の供給量を制限する協定	
技術開発、投資を制限する協定	
取引の相手方に対して、新規の売買契約にあたり条件を課す、又は契約事項に直接関係しない義務を強要する協定	
他の事業者の新規参入又は事業の拡大を阻止、妨害する協定	市場シェアに 関係なく一律
協定に参加しない事業者を市場から排除する協定	
入札談合	

⁴⁴ 虚偽表示や営業秘密の侵害等が禁止されている（ベトナム競争法第 39 条～第 48 条）。

② 市場支配的地位の濫用

市場支配的地位を有する事業者が以下の濫用行為を行うことは禁止されている（ベトナム競争法第 13 条）。

- ・ 競争事業者を排除する目的で行う不当廉売
- ・ 不当な販売価格、購入価格を強制する行為
- ・ 最低再販売価格拘束
- ・ 消費者に不利益をもたらす商品・役務の生産・流通の抑制、販売の制限、技術開発の妨害行為
- ・ 同種の取引について、事業者毎に異なる取引条件を付与することにより競争上の不平等を生じさせる行為
- ・ 取引の相手方に対して、新規契約の際に契約とは直接関係しない条件を課す、又は義務を強要する行為
- ・ 競争事業者の新規参入を阻害する行為

留意点：ベトナム競争法には「支配的地位」「独占的地位」と別々に規制がある。

以下に示す事業者は、市場支配的地位を有する（同第 11 条）。なお、ベトナム競争法には、競争の実質的制限に関する推定規定も、具体的な考慮要素に関する規定もない。

1 社のシェアが 30%以上	又は	市場での競争を実質的に制限することが可能な場合
2 社の合計シェアが 50%以上	かつ	共同して市場での競争を制限するための活動を行っている場合
3 社の合計シェアが 65%以上		
4 社の合計シェアが 75%以上		

また、独占的地位（市場に競争事業者がいない場合をいう）にある事業者が以下の濫用行為を行うことは禁止されている（同第 12 条及び第 14 条）。

- ・ ベトナム競争法第 13 条に規定される濫用行為
- ・ 取引相手に不利益な条件を強制する行為
- ・ 合理的な理由なく一方的に契約内容を変更、破棄する行為

イ 執行機関

ベトナム競争法の執行機関はベトナム競争庁（VCA⁴⁵）及びベトナム競争評議会（VCC⁴⁶）であり、それぞれの権限は表 40 の通り。

表 40 VCA 及び VCC の権限

	違反行為の調査権限	行政上の制裁権限	刑事上の制裁権限
VCA	あり	あり	なし
VCC	あり	なし	なし

ウ 制裁

① 概要

カルテル、垂直的取引制限及び市場支配的地位の濫用に対する制裁の概要は表 41 の通り（ベトナム競争法第 118 条）。

表 41 制裁の概要

行政上の制裁	刑事上の制裁	
	禁錮	罰金
・ 警告 ・ 制裁金の賦課（違反行為者の <u>直近事業年度の総売上高</u> の 10%以下）	なし	なし

留意点：違反行為の対象商品・役務の売上高ではなく 直近事業年度の総売上高 を基礎に制裁金が算定されるため、制裁金額が高額になるおそれがある。

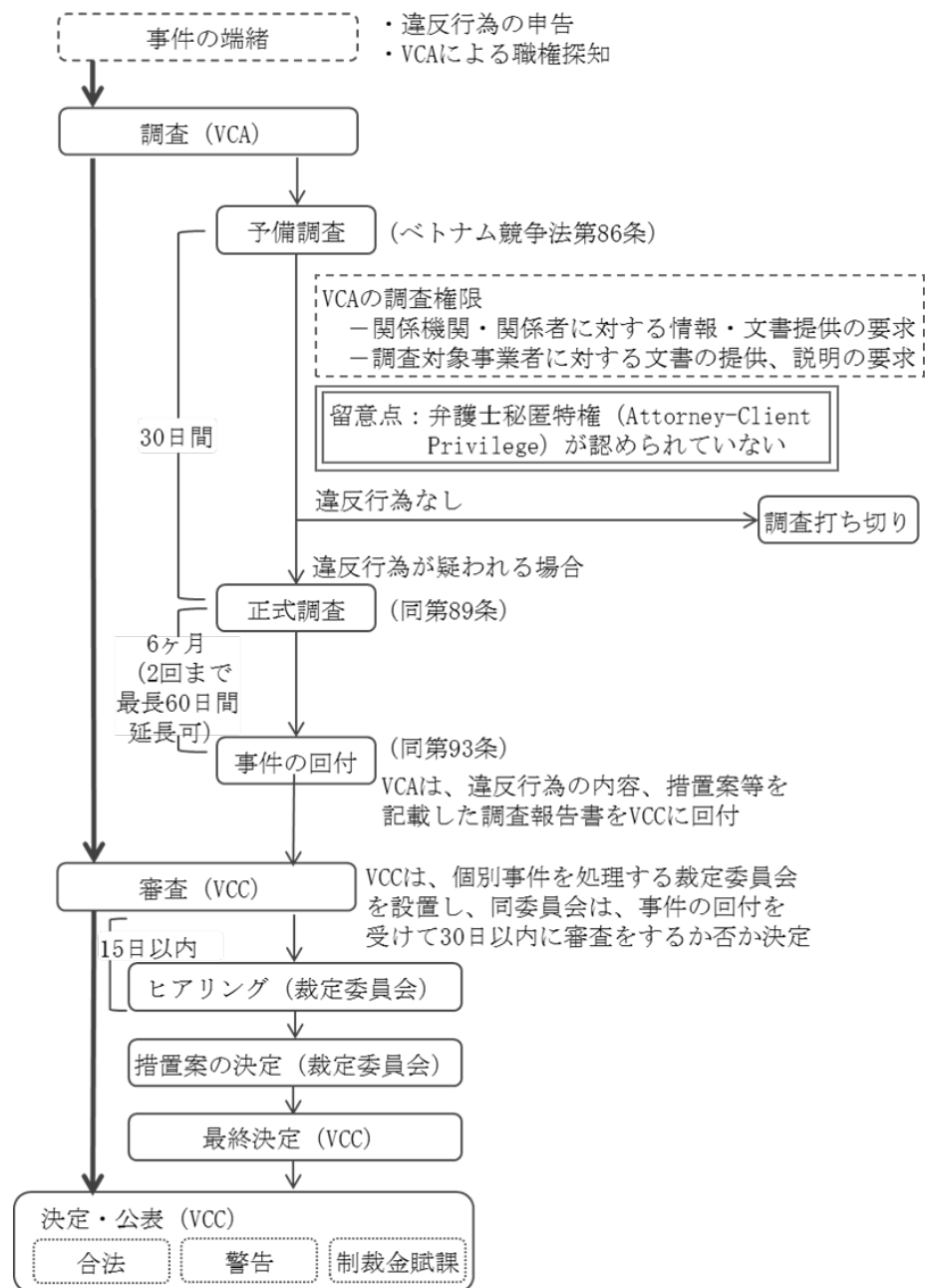
留意点：事案の性質に基づき、必要に応じて、違反行為の排除や事業登録の抹消や事業免許の取消等の措置が採られる。

⁴⁵ Vietnam Competition Authority の略称である。

⁴⁶ Vietnam Competition Council の略称である。

② 手続

ベトナム競争法に定める違反行為に対する一般的な行政手続の流れは以下の通り。



エ リニエンシー・確約制度

① リニエンシー制度

ベトナム競争法には、リニエンシー制度に関する規定がない。

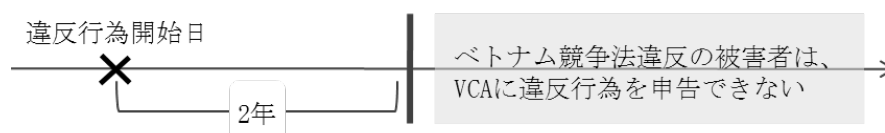
ただし、VCA は、職権探知する前に違反行為者が自主的に違反事実を申告するなどの事情が認められる場合には制裁金を減額し得る。

② 確約制度

ベトナム競争法には、確約制度に類似する制度は規定されていない。

オ 時効

ベトナム競争法は、時効に関して以下の通り規定している（ベトナム競争法第 58 条第 2 項）。



(3) 企業結合規制

ア 概要

企業結合は以下の通り定義され、関連市場における当事会社のシェアの合計が 50%を超える企業結合は禁止されている。（ベトナム競争法第 17 条及び第 18 条）

- ・ 新設合併、吸収合併
- ・ 企業買収⁴⁷
- ・ JV 設立

イ 届出制度の概要

① 届出基準

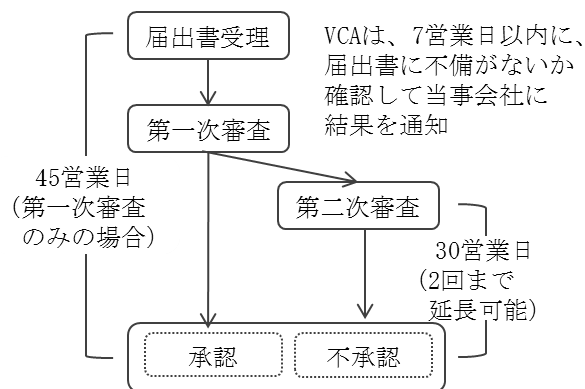
企業結合の結果、関連市場における合計シェアが 30%以上 50%以下となる当事会社は、VCA に事前に届出を行わなければならない（ベトナム競争法第 20 条第 1 項前段）。ただし、企業結合後の新会社が中小会社⁴⁸となる場合には、届出は必要ない（同後段）。

② 審査手続

ベトナム競争法に定める VCA による企業結合審査の流れは以下の通り。

⁴⁷ 企業買収は「他の事業者の支配を取得する行為」と定義されているが（同第 17 条第 3 項）、ベトナム競争法には「支配」の定義規定がない。

⁴⁸ 中小企業の定義規定はない。



ウ 届出懈怠に対する制裁

当事会社が届出を懈怠した場合に VCA が行う制裁を表 42 に示す。(ベトナム競争法第 47 条)

表 42 制裁の概要

措置	制裁金
企業結合の取消命令等	あり（違反行為者の直近事業年度における総売上高の 1%以上 3%以下）

2. 競争法の執行状況

(1) カルテルの摘発状況

VCA がこれまでに調査、決定したカルテル事件件数として公表しているものは表 43 の通り。公表情報を見る限り、執行は限定的といえなくもないが、VCA が公表していない調査・処分事例も存在するため、VCA 及び VCC によるカルテル調査の状況を過小評価することは適切ではない。

表 43 VCA によるカルテル事件調査及び処分事例数の推移

年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
予備調査	5	3	7	7	10	10	14	12	10	5
正式調査	0	1	1	1	1	2	1	0	1	0
決 定	0	0	0	1	2	0	0	1	1	0

VCC がカルテルに対して制裁金を課した事例は 1 件のみである（2010 年 7 月、自動車保険料の価格カルテルで、ベトナム国内の損害保険会社 19 社に対して総額 1,700,000,000 ベトナムドン⁴⁹を賦課）。制裁金は 19 社の 2007 年の総売上高合計額に 0.025%を乗じて算定されており、VCC は警告としての性格が強い旨を明らかにしている。

⁴⁹ 為替レート：1 ベトナムドン＝0.005142 円（2016 年 12 月 30 日時点）。

(2) カルテル以外の行為の摘発状況

VCC が市場支配的地位の濫用に対して制裁金を賦課した事例は 1 件のみである（2009 年 4 月、ベトナム国内唯一の航空燃料供給会社に対して総額 3,378,086,720 ベトナムドンを賦課）。

(3) 届出義務懈怠に対する摘発状況

VCC が届出義務懈怠に対して制裁金を賦課した事例は見当たらなかった。

(4) 域外適用

ベトナム競争法には域外適用に関する明文の規定はない。また、先例も存在しないため、ベトナム競争法が域外適用されるか否かは不明である。

3. 民事訴訟の動向

(1) 概要

ベトナム競争法違反を理由とする民事訴訟は提起されていない、

(2) 当局調査を踏まえた訴訟（follow-on action）の活用状況

ベトナム競争法違反で提起された follow-on action は見当たらなかった。

(3) その他の訴訟（stand alone action）の活用状況

ベトナム競争法違反で提起された stand alone action は見当たらなかった。

(4) 独禁法民事訴訟固有の法制度

特になし。

4. 競争当局の執行状況に関する考察・分析

ベトナムは、市場支配的地位の濫用及び企業結合審査において市場シェアを基準とすることになっている点に特徴があるが、外国企業に対する執行実績がないため、対応が難しい法域の一つである。現時点では、VCC の調査に備え、専門家と相談の上、市場画定の考え方等について適切な主張ができるよう備えておくことが重要と思われる。

5. その他参考情報

特になし。

IX. フィリピン

1. 競争法の整備状況

(1) 規制対象

フィリピン共和国（以下「フィリピン」という。）の競争法（2015 年 7 月 21 日成立、2015 年 8 月 8 日施行。以下「フィリピン競争法」という。）は、主に

規制対象行為	フィリピン競争法上の用語
カルテル	反競争的合意
垂直的取引制限	
市場支配的地位の濫用	支配的地位の濫用
企業結合	企業結合

を規制対象としている。

(2) カルテル等（企業結合以外）に関する規制

ア 概要

① カルテル及び垂直的取引制限

フィリピン競争法は、表 44 の通り、カルテルを反競争的合意として規制している（フィリピン競争法第 14 条）。

表 44 カルテルの概要

類型		内容
(i)	当然違法	・ 価格その他の取引条件に関する競争を制限する合意 ・ 入札談合
(ii)	競争制限の目的 又は効果がある 場合に違法	・ 生産、販売、技術開発、投資を制限する合意 ・ 販売・購入の数量、地域、商品・役務の種類、 仕入先・顧客等に関する市場分割又は割当ての合意
(iii)	競争制限の目的 又は効果がある 場合に違法	・ (i) (ii)以外の合意 ・ ただし、商品・役務の生産・流通が向上する、又は技術・ 経済が促進する場合で、消費者が利益を得るものは除く

(i) (ii)は条文上「競争事業者間の」合意に限定されておりカルテルを規制対象としているが、(iii) には条文上「競争事業者間の」という文言が含まれていないことから垂直的取引制限も規制されるものと解されている。

② 市場支配的地位の濫用

市場支配的地位を有する事業者が以下の濫用行為を行うことは禁止されている（フィリピン競争法第 15 条）。

- ・ 市場競争を排除する目的で、原価を下回る価格で商品・役務を提供する行為
- ・ 競争事業者の市場への参入を妨げる行為
- ・ 反競争的な方法により競争事業者の市場での成長を妨げる行為
- ・ 取引の相手方に、性質上又は商慣習上、当該取引と関係のない義務を負担させる行為
- ・ 同一の商品・役務につき、不合理に差別的な価格その他の条件を設定することで、実質的に競争を制限する目的又は効果がある行為
- ・ 商品・役務の提供、賃貸に関して、(i) 価格の拘束、(ii) ディスカウントやリベートの提供、(iii) 競争事業者との取引の制限、又は(iv) 商品・役務を再販売する場所、相手方、取引方法を制限することで実質的に競争を制限する目的又は効果がある行為
- ・ 直接関係ない別の商品・役務の購入を条件として、特定の商品・役務を供給する行為
- ・ 農水産業関連の企業や中小企業が購入する商品・役務について、直接的又は間接的に不公正に低い価格を設定する行為
- ・ 競争事業者、顧客、仕入先、消費者に対して、直接的又は間接的に不公正な購入価格、販売価格を設定する行為
- ・ 製造、販売、技術開発を制限することで消費者を害することとなる行為

なお、市場シェア 50%以上の事業者は、市場支配的地位を有するものと推定される（フィリピン競争法施行規則（以下「PCC 規則」という。）第 8 条第 3 項）。

イ 執行機関

フィリピン競争法の執行機関はフィリピン競争委員会（PCC⁵⁰）及び司法省独禁局（DOJ-OFC⁵¹）であり、それぞれの権限は表 45 の通り

表 45 PCC 及び DOJ-OFC の権限

機関	権限
PCC	フィリピン競争法違反に対する行政上及び刑事上の制裁を科す
DOJ-OFC	類型(i)(ii)のカルテル被疑事件に対する刑事訴追及び関連する調査を行う

⁵⁰ Philippine Competition Commission の略称。

⁵¹ The Office for Competition under the Department of Justice の略称。

ウ 制裁

① 概要

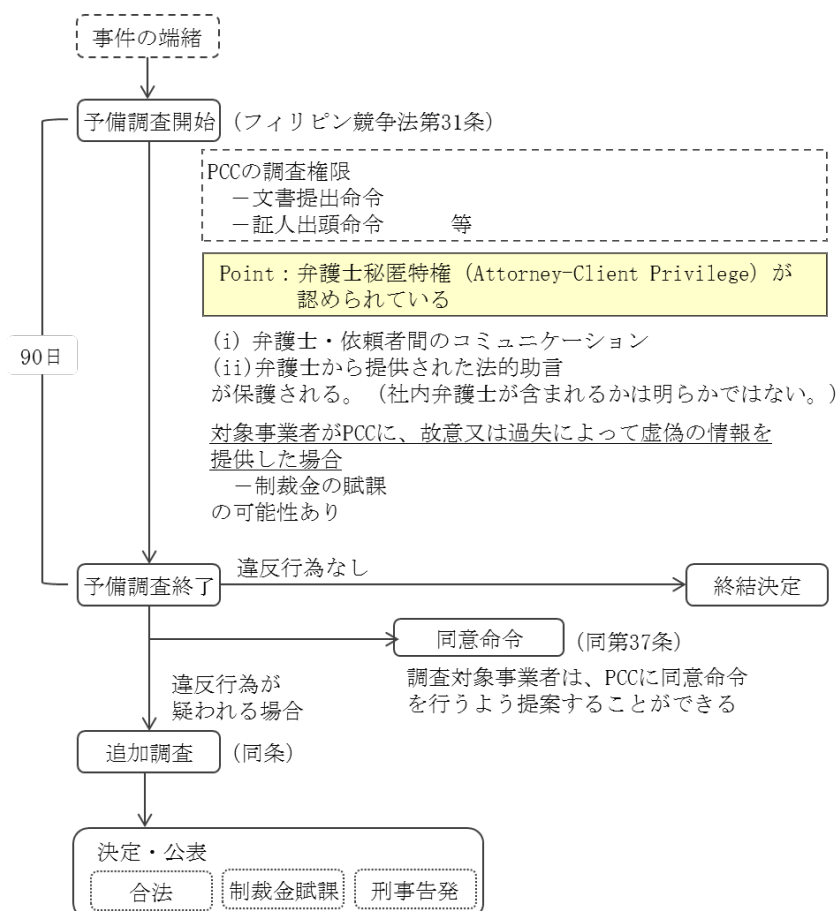
カルテル及び市場支配的地位の濫用に対する制裁の概要は表 46 の通り（フィリピン競争法第 29 条及び第 30 条）。

表 46 制裁の概要

行為類型		行政上の制裁 (制裁金の賦課)	刑事上の制裁	
			禁錮	罰金
カルテル	(i)	初回の違反	2 年以上 7 年	5,000 万ペソ以上
	(ii)	→1 億ペソ ⁵² 以下	以下の禁錮刑	2 億 5,000 万ペソ以下
	(iii)	2 回目以降の違反	なし	なし
市場支配的地位の濫用		→1 億ペソ以上 2 億 5,000 万ペソ以下	なし	なし

② 手続

フィリピン競争法に定める違反行為に対する一般的な行政手続の流れは以下の通り。



⁵² 為替レート：1 ペソ 2.50 円 (2016 年 12 月 30 日時点)。

エ リニエンシー・確約制度

① リニエンシー制度

類型(i)(ii)のカルテルを行った事業者が、違反行為を PCC に自主的に申告し、PCC の調査に完全に協力する等の一定の要件を満たす場合には、免責又は制裁金や罰金の減額を受けられる（フィリピン競争法第 35 条）。

なお、リニエンシー制度の詳細は、今後 PCC が規定する予定である。

② 確約制度

フィリピン競争法には、確約制度に類似する制度として同意命令（フィリピン競争法第 37 条）が存在する。事業者は、(i)制裁金又は罰金の支払い、(ii) 損害を被った私人に対する損害賠償、(iii) PCC が講ずる措置の実施等を条件として、最終決定に代えて同意命令を行うよう PCC に提案することができる。

オ 時効

フィリピン競争法は、時効に関して以下の通り規定している（フィリピン競争法第 46 条）。



(3) 企業結合規制

ア 概要

フィリピン競争法が定義する企業結合は以下の通り。

- ・ 合併
- ・ 支配権を取得する目的で、契約その他の手段によって、他の事業者の株式又は資産を取得する行為（同第 4 条）

フィリピン競争法は、(i) 企業結合による効率性の向上が競争制限効果を上回る場合、又は(ii) 当事会社の倒産救済策であり他の手段と比較して最も競争制限効果が少ない場合を除き、関連市場における競争を実質的に制限し、又は阻害する企業結合を禁止している（フィリピン競争法第 21 条）。

イ 届出制度の概要

① 届出基準

企業結合が以下いずれかの届出基準を満たす場合、当事会社は PCC に事前届出を行わなければならない（フィリピン競争法第 17 条）。

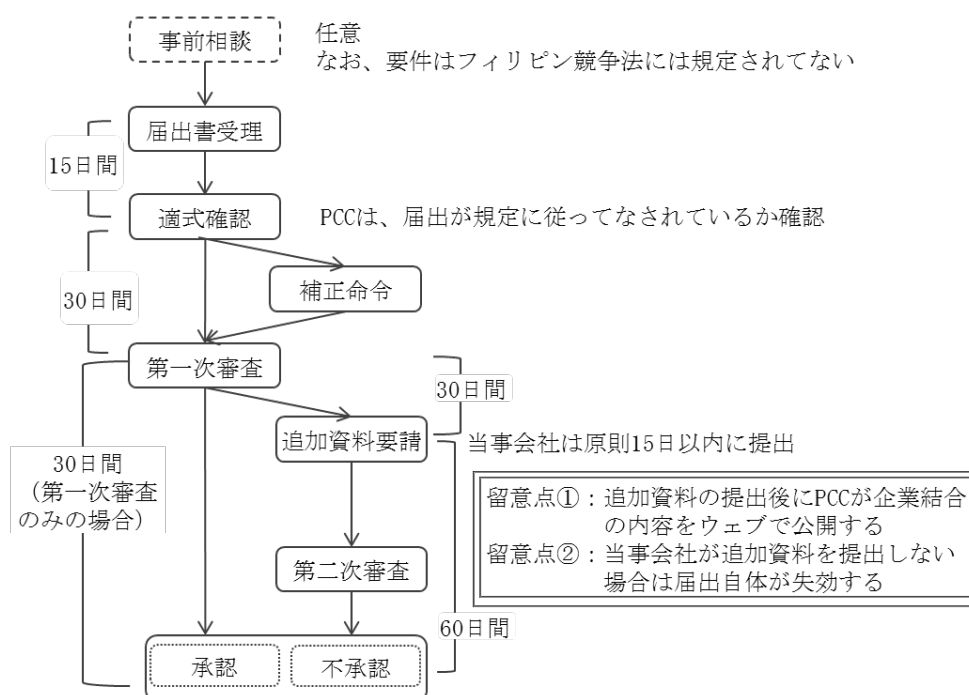
行為類型	要件	
	当事会社規模	取引規模
国内の合併、資産取得	いずれかの当事会社の最終親会社が支配する全会社の国内の資産又は売上高が 10 億ペソ超	・ 取得する国内資産が 10 億ペソ超、又は ・ 取得資産からの国内収入が 10 億ペソ超
国外の合併、資産取得		・ 当事会社の国内資産が 10 億ペソ超、又は ・ 取得資産からの国内収入が 10 億ペソ超
国内外の合併、資産取得		・ 取得資産からの国内収入が 10 億ペソ超、又は ・ 取得対象会社の国内売上高が 10 億ペソ超
株式取得（※）		・ 取得資産からの国内収入が 10 億ペソ超、又は ・ 取得対象会社の国内売上高が 10 億ペソ超

（※）株式を 35%超取得又は追加取得の結果 50%超となる場合のみ対象。

留意点：フィリピン競争法の企業結合は、フィリピンの国内か国外かの行為類型に応じて届出基準の要件である取引規模が異なる。

② 審査手続

フィリピン競争法に定める PCC による企業結合審査の流れは以下の通り。



ウ 届出懈怠に対する制裁

当事会社が届出を懈怠した場合に PCC が行う制裁を表 47 に示す。(フィリピン法第 17 条)

表 47 制裁の概要

措置	制裁金
届出対象行為は無効	あり（取引額の 1～5%）

2. 競争法の執行状況

(1) カルテルの摘発状況

フィリピン競争法は施行してから間もないことから、PCC がカルテルに対して行政処分又は刑事罰を科した事例はない。

(2) カルテル以外の行為の摘発状況

PCC が市場支配的地位の濫用に対して制裁金を課した事例はない。

(3) 届出義務懈怠に対する摘発状況

PCC が届出義務懈怠に対して制裁金を賦課した事例はない。

(4) 域外適用

フィリピン競争法は、フィリピン国外でなされたフィリピン競争法違反の行為でも、フィリピン国内の取引に直接的、実質的かつ合理的に予見可能な影響をもたらすものに対しては適用される（フィリピン競争法第 3 条）。

3. 民事訴訟の動向

(1) 概要

フィリピン競争法違反により直接損害を被った者は、PCC の予備調査終了後でなければ民事訴訟を提起することができない（フィリピン競争法第 45 条）。フィリピン競争法は施行して間もなく、PCC の予備調査が終了した事件も未だ存在しないことから、フィリピン競争法違反を理由とする民事訴訟はこれまで提起されていない。

(2) 当局調査を踏まえた訴訟（follow-on action）の活用状況

フィリピン競争法違反で提起された follow-on action は見当たらなかった。

(3) その他の訴訟（stand alone action）の活用状況

フィリピン競争法違反で提起された stand alone action は見当たらなかった。

(4) 独禁法民事訴訟固有の法制度

PCC の予備調査終了後でなければ民事訴訟を提起することができず、また、請求原因が生じた時点から 5 年経過した場合には民事訴訟を提起することができない（同第 46 条）。なお、一般的に、請求原因が生じた時点とは違法行為がなされた時点と解されている。

4. 競争当局の執行状況に関する考察・分析

フィリピン競争法は 2015 年に施行された世界で最も新しい競争法の一つであり、執行状況について述べるのは時期尚早である。しかし、リニエンシー制度や秘匿特権の保障を備えた包括的な内容であり、かつ、PCC がフィリピン国内の関連市場に影響を及ぼす可能性のある企業結合（例えば、2016 年 5 月 30 日に公表されたフィリピン国内の携帯電話事業者による企業結合等）に対して積極的な関心を示していることを踏まえると、早い時期に執行が活発化することは十分にありうる。

企業結合審査については、施行直後から届出を行う実務が既に定着している。届出懈怠に対する執行の度合いは未知数であるが、届出基準が比較的低く設定されているため、届出漏れがないよう留意する必要がある。

5. その他参考情報

経過措置として、フィリピン競争法施行日前のカルテル又は市場支配的地位の濫用については、施行日（2015 年 8 月 8 日）から 2 年以内に解消されれば、行政上又は刑事上の制裁は課されないとされている（フィリピン競争法第 53 条）。

万が一、関連会社においてフィリピンの関連市場に対して影響を与えるカルテル又は市場支配的地位の濫用に該当することが疑われる行為がなされている場合には、上記期間内に関連会社のフィリピン競争法対応を確認することが望ましい。

X. インド

1. 競争法の整備状況

(1) 規制対象

インド共和国（以下「インド」という。）の 2002 年競争法（2003 年 1 月成立、その後段階的に施行⁵³。以下「2002 年競争法」という。）は、主に

規制対象行為	2002 年競争法上の用語
カルテル	反競争的協定
垂直的取引制限	
市場支配的地位の濫用	支配的地位の濫用
企業結合	企業結合

を規制対象としている。

(2) カルテル等（企業結合以外）に関する規制

ア 概要

① カルテル及び垂直的取引制限

2002 年競争法は、インド国内の競争に相当な悪影響を及ぼす、又はそのおそれがある以下に示すカルテル及び垂直的取引制限を、反競争的協定として規制している。

規制対象行為	内 容
カルテル (2002 年競争法 第 3 条第 1 項、 第 2 項)	競争事業者間の以下の行為 ⁵⁴ ・直接的又は間接的に購入価格、販売価格を決定すること ・商品の生産、供給、販売、技術開発、投資、役務の提供を制限、支配すること ・市場の地理的範囲、商品・役務の種類、顧客の数を割り当てること等により、市場、原材料、役務提供を分割すること ・入札談合
垂直的取引制限 (同第 4 項)	取引段階の異なる事業者間の抱き合わせ取引、排他的供給契約、排他的流通契約、取引拒絶、再販売価格維持行為

⁵³ 2009 年 5 月よりカルテル、垂直的取引制限及び市場支配的地位の濫用に関する規制が施行され、2011 年 6 月には全面的に施行された。

⁵⁴ ただし、商品の生産、供給、流通、保管、取得、管理、役務の提供に係る効率を向上させるジョイントベンチャー協定は、カルテルとは推定されない（同第 2 項但書）。

② 市場支配的地位の濫用

市場支配的地位を有する事業者又は事業者グループ⁵⁵が以下の行為を行うことは禁止されている（2002 年競争法第 4 条）。

- ・直接的又は間接的に、不公正又は差別的な取引条件、価格（略奪的な廉売を含む）を課すこと
- ・商品の生産、役務提供の制限、商品・役務に係る技術的・科学的な開発を制限することによって消費者利益を損なうこと
- ・競争事業者に対して市場への参入の拒絶につながるような取引方法を採用すること
- ・契約とは関係のない付随的義務を相手方に負わせること
- ・他の市場に参入するために市場支配的地位を行使すること

市場支配的地位の有無は、2002 年競争法の執行機関であるインド競争委員会（CCI⁵⁶）が、(i) 行為者の市場シェアや規模、(ii) 競争事業者の規模、(iii) 市場構造、(iv) 市場規模等を考慮して判断する（同第 19 条第 4 項）。

イ 執行機関

2002 年競争法の執行機関はインド競争委員会（CCI）及び競争控訴審判所（CompAT⁵⁷）であり、それぞれの権限は表 48 の通り。なお、CCI の下には事務局が設置されており、事務局長が違反行為の調査権限を行使することが一般的である。

表 48 CCI 及び CompAT の権限

	違反行為の 調査権限	行政上の制裁権限	刑事上の 制裁権限
CCI	あり	被害者に対する損害賠償命令以外	なし
CompAT	なし	被害者に対する損害賠償命令	なし

ウ 制裁

① 概要

カルテル、垂直的取引制限及び市場支配的地位の濫用に対する制裁の概要は表 49 の通り（2002 年競争法第 27 条及び第 28 条）。

⁵⁵ 直接又は間接に、(i) 他の事業者の 26%以上の議決権を行使できる、(ii) 他の事業者の取締役会の構成員を過半数以上任命できる、又は(iii) 他の事業者の経営や業務を支配できる 2 以上の事業者の集団を指す。

⁵⁶ Competition Commission of India の略称。

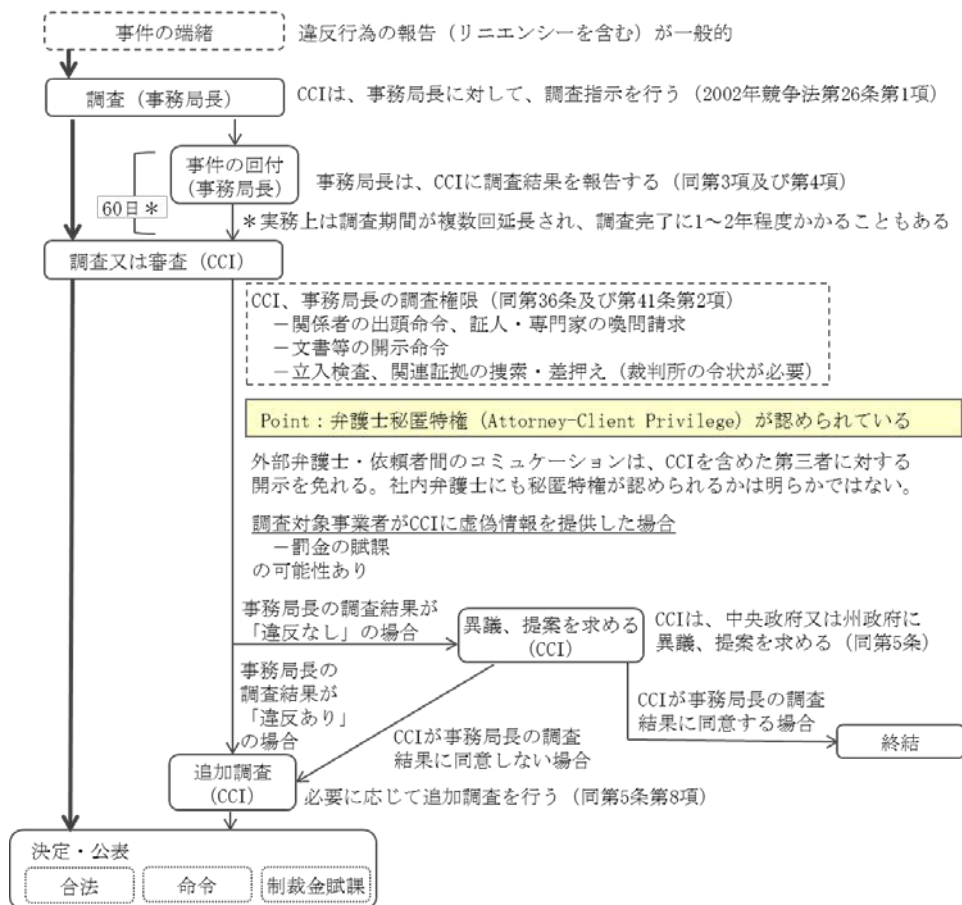
⁵⁷ The Competition Appellate Tribunal の略称。

表 49 制裁の概要

	行政上の制裁		刑事上の制裁
	命令	制裁金	
カルテル 垂直的取引 制限	・ 停止命令 ・ 再度防止命令 ・ 被害者に対する損害賠償命令 ・ 協定の内容を CCI が指定する方法、範囲に変更させる命令 等	違反行為継続期間の利益の 3 倍額、又は当該期間の売上高 ⁵⁸ の 10%のいずれか高い方	なし
市場支配的地位の濫用	・ 停止命令 ・ 再発防止命令 ・ 被害者に対する損害賠償命令 ・ 違反行為者の事業を分割する命令等	直近 3 事業年度の売上高平均の 10% 以下	

② 手続

2002 年競争法に定める違反行為に対する一般的な行政手続の流れは以下の通り。



⁵⁸ 「売上高」は、違反行為者の売上高全体を指すのか、違反行為と関連のある売上高を指すのか明らかではないが、インド競争法控訴審裁判所は後者の見解を採っている（2013年10月競争法控訴審裁判所判決）。

エ リニエンシー・確約制度

① リニエンシー制度

2002 年競争法第 46 条及び CCI（制裁減額）規則⁵⁹に定めるカルテルに対するリニエンシー制度の概要は表 50 の通り。

表 50 カルテルに対するリニエンシー制度の概要

順位	減免率	要件
1 位	100%以下減額	・ 申請後、違反行為への参加の取りやめ ・ CCI に違反行為に関する重要な情報を提出 ・ CCI が要求する全ての情報、文書、証拠を提出 ・ CCI の調査その他の手続への協力 ・ 違反行為の立証に資する文書を隠匿、廃棄、改ざん、持ち去りしない
2 位	50%以下減額	リニエンシー第 1 順位申請者が開示しておらず、かつ CCI が独自調査でも認識していない重大な付加価値のある情報を提供
3 位	30%以下減額	

留意点：2002 年競争法第 26 条に基づく事務局長の報告書が CCI に提出された後は、リニエンシー申請は認められない。

Point：リニエンシー申請手続にはマーカー制度⁶⁰が採用されている。

リニエンシー制度は 2009 年に導入され、相当数の申し立てがなされたといわれているが、リニエンシー制度に基づき制裁金を減免された事例は 2017 年 1 月 18 日に公表された 1 件のみ（第 1 順位申請者に対して 75%の制裁金減額が認められた事例）であり、CCI への調査協力の程度と減免率の関係は不明である。

② 確約制度

2002 年競争法には、確約制度に類似する規定がない。

オ 時効

2002 年競争法には、時効に関する規定がない。

⁵⁹ http://www.cci.gov.in/sites/default/files/regulation_pdf/regu_lessor.pdf

⁶⁰ リニエンシー申請が認められるための十分な証拠を有していない場合でも、CCI が指定する期間内に所定の資料、証拠を収集・提出することを約した事業者は、申請に係る優先順位の留保を受けられる制度。

(3) 企業結合規制

ア 概要

企業結合は以下の通り定義され、インド国内の関連市場における競争に著しい悪影響を与え、又はそのおそれのある企業結合は禁止されている（2002 年競争法第 6 条第 1 項）。

- ・ 他の事業者の支配権、株式、議決権、資産の取得
- ・ 対象会社と類似する商品の生産、役務の供給を行う事業者を直接又は間接に支配している場合に、当該企業の支配権を取得する行為
- ・ 合併

イ 届出制度の概要

① 届出基準

企業結合が以下⁶¹いずれかの届出基準を満たす場合、当事会社は、取締役会における合併の承認日、又は支配権の取得に係る契約締結日から 30 日以内に CCI に届出を行わなければならない（2002 年競争法第 6 条第 2 項）。

	売上	資産
当事会社の 国内の合計額	600 億ルピー ⁶² 超	200 億ルピー超
当事会社グループの 国内の合計額	2400 億ルピー超	800 億ルピー超
当事会社の 全世界の合計額	30 億米ドル超 (内、国内の合計額が 300 億ルピー以上)	10 億米ドル超 (内、国内の合計額が 100 億ルピー以上)
当事会社グループの 全世界の合計額	120 億米ドル超 (内、国内の合計額が 300 億ルピー以上)	40 億米ドル超 (内、国内の合計額が 100 億ルピー以上)

Point : 2021 年 3 月 4 日までは、(i) 外国企業間の企業結合、かつ(ii) 当事会社のインド国内の「資産額が 35 億ルピー未満」又は「売上高が 100 億ルピー未満」の場合、上表を満たしていても、届出義務は免除される。(CCI 2016 年 3 月 4 日付告示⁶³)

⁶¹ CCI の 2016 年 3 月 4 日付告示 (Notification S.O. 674(E)及び Notification S.O. 675(E)) で改正された届出基準及び届出除外要件である。

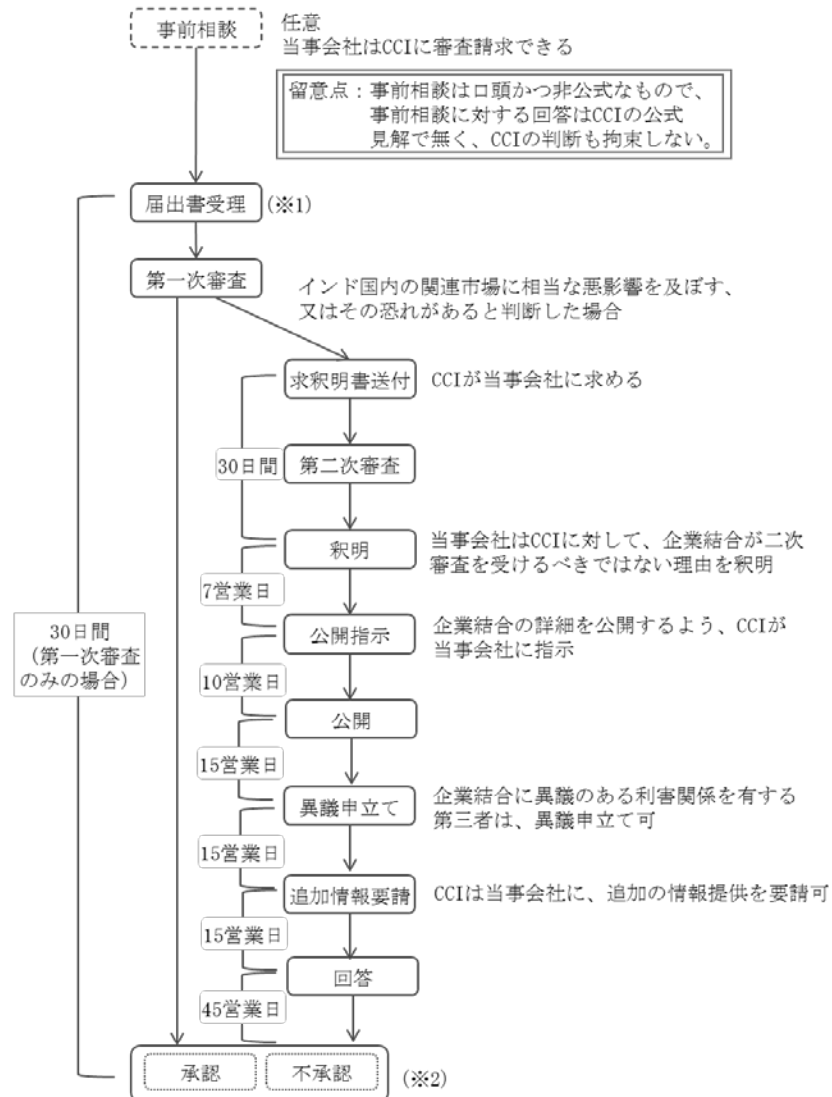
⁶² 為替レート : 1 ルピー = 1.87 円 (2016 年 12 月 30 日時点)。

⁶³ <http://www.cci.gov.in/sites/default/files/notification/SO%20673%28E%29-674%28E%29-675%28E%29.pdf>

Point : (i) 純粋な投資目的又は通常の業務過程で 25%以下の株式又は議決権は取得するものの支配権は取得しない企業結合、(ii) 当事会社グループ内における企業結合等も届出義務の対象外
(同第 6 条第 4 項及び CCI (企業結合取引に関する手続) 規則第 4 条⁶⁴⁾)

② 審査手続

2002 年競争法に定める CCI による企業結合審査の流れは以下の通り。



(※1) 届出書には、簡易の記載で足りる Form 1 と詳細の記載が必要な Form 2 がある。

通常は Form 1 での届出が求められるが、CCI は、第一次審査で Form 2 に記載する情報が必要と判断したときは、当事会社に Form 2 の提出を指示する（企業結合規則第 5 条第 5 項）。

(※2) 2002 年競争法は、問題解消措置の検討期間を定めている。CCI が「適切な問題解消措置を講じれば承認できる」と判断した場合、CCI は当事会社に対して問題解消措置案を提示する（同第 31 条第 3 項）。当事会社が当該措置案を受け入れない場合は 30 営業日以内に対案を提示できるが（同第 6 項）、CCI が当該対案に同意しない場合は当事会社に対して CCI の当初の措置案を受け入れるか否かを検討するため 30 営業日の熟慮期間を与える（同第 8 項）。

ウ 届出懈怠に対する制裁

当事会社が届出を懈怠した場合に CCI が行う制裁を表 51 に示す。（2002 年競争法第 43 条 A）

表 51 制裁の概要

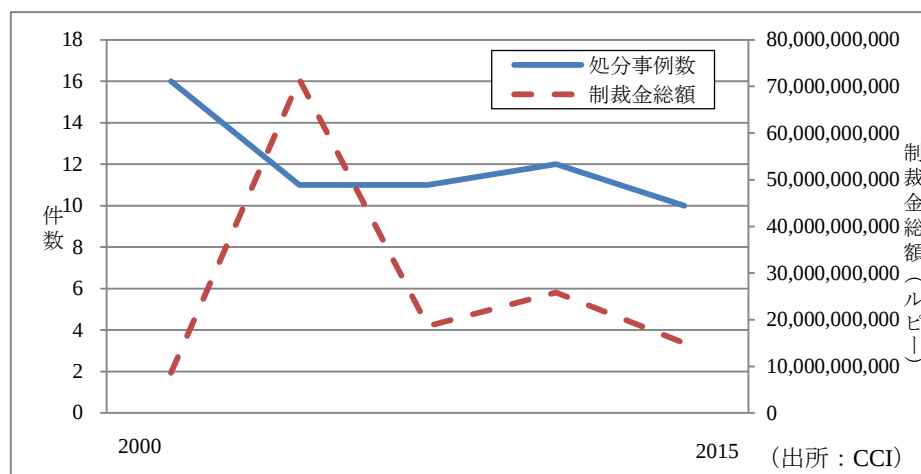
措置	制裁金
なし	あり（違反行為者の資産額又は総売上高のいずれか高い方の 1%以下）

2. 競争法の執行状況

(1) カルテルの摘発状況

CCI が課した制裁金総額及び処分事例数の推移は図 11 の通り。

図 11 制裁金総額及び処分事例数の推移



CCI はカルテル事件の摘発・処分を強化、厳格化する傾向にあり、複数の産業分野で調査を行っている。制裁金も高額化しつつあり、例えば 2016 年にインド国内のセメント製造・販売業者及びその業界団体は合計 671 億ルピーもの制裁金が課された。

(2) カルテル以外の行為の摘発状況

CCI は、市場支配的地位の濫用及び垂直的取引制限の摘発も強化、厳格化する傾向にある。制裁金も高額化しつつあり、例えば 2014 年に日系企業を含めた自動車製造・販売業者 14 社が、カルテル及び市場支配的地位の濫用を理由として、合計 254 億 4,000 万ルピーもの制裁金を課された。

(3) 届出義務懈怠に対する摘発状況

CCI は、表 52 の通り、過去 5 年間に、11 件の届出義務懈怠事案に対して合計 1 億 7,600 万ルピーの制裁金を課しており、比較的活発に届出義務懈怠を摘発しているといえる。

表 52 届出義務懈怠事案に対する摘発状況

年	2011	2012	2013	2014	2015
件数	-	1	3	4	3
制裁金額（ルピー）	-	500,000	25,000,000	90,000,000	60,500,000

(出所：CCI)

(4) 域外適用

2002 年競争法は、インド国外でなされた 2002 年競争法違反の行為でも、インド国内の関連市場における競争に著しい悪影響を及ぼす、又はそのおそれのあるものに対しては適用される（2002 年競争法第 32 条）。

3. 民事訴訟の動向

(1) 最近の状況

インドでは、2002 年競争法違反により損害を受けた者は、CompAT に違反行為者に対する損害賠償命令を行うよう申し立てることができる（2002 年競争法第 42 条 A 及び第 53 条 N）ため、被害者が民事訴訟を提起することは一般的ではない。

(2) 当局調査を踏まえた訴訟（follow-on action）の活用状況

2002 年競争法違反で提起された follow-on action は見当たらなかった。

(3) その他の訴訟（stand alone action）の活用状況

2002 年競争法違反で提起された stand alone action は見当たらなかった。

(4) 独禁法民事訴訟固有の法制度

(1)の通り、インドでは、CompAT に対して損害賠償命令の申立てを行うことが一般的である。なお、当該申立ては、他の共通の利益を有する被害者を代表して集団訴訟で行うことができる（2002 年競争法第 53 条 N 第 4 項）。

4. 競争当局の執行状況に関する考察・分析

インドのリニエンシー制度に対しては、当初は懐疑的な見解もみられたところ、2017 年 1 月に初めてリニエンシー制度による制裁金の減額がなされ、今後はリニエンシー制度の利用やリニエンシー申請を端緒とした事件調査が活発化することも予想される（ただし、依然として第 1 位順位の申請者が 100%免除を得る保証はない。）。

企業結合審査については、届出基準の数値は比較的高い上、2021 年 3 月 4 日までの時限的な追加的要件もあるため、一部の大企業を除くと届出基準を満たすことは多くない。なお、第二次審査へ移行した場合、制度上は長期の審査期間を要するが、実務上は比較的長期化することなく審査が行われているように見受けられる。

5. その他参考情報

特になし。

X I. ブラジル

1. 競争法の整備状況

(1) 規制対象

ブラジル連邦共和国（以下「ブラジル」という。）の競争保護法（1994 年 6 月 11 日成立⁶⁵。以下「競争保護法」という。）は、以下いずれかの目的又は影響を有する行為を「経済秩序違反」として禁止している。（競争保護法第 36 条）

- (i) 自由競争又は創業の自由を、方法を問わず制限、抑制、阻害すること
- (ii) 商品・役務の関連市場を支配すること
- (iii) 利益を恣意的に増大すること
- (iv) 市場支配的地位を濫用すること

他の法域でカルテル又は市場支配的地位の濫用として規制される類型の行為を、競争保護法では(i)～(iv)として規制しているが、カルテル及び市場支配的地位の濫用の定義は規定していない。

また、他の法域で企業結合規制に相当する法規制を、競争保護法は「経済集中規制」として規定している。

留意点：競争保護法は、他の法域に比べると、概念の整理がされておらず、競争法の共通言語で説明することが難しい。

(2) カルテル等（企業結合以外）に関する規制

ア 概要

競争保護法は、他の法域でカルテル、垂直的取引制限又は市場支配的地位の濫用として規制される類型の行為を規制しており、以下の行為は禁止されている（競争保護法第 36 条第 3 項）。

- ・競争事業者間で、商品・役務の販売価格や数量の制限、市場（潜在的市場を含む）分割、入札談合に関して合意、協議、調整すること
- ・競争事業者間で統一的な商慣行を促進、遂行し、又は影響を及ぼすこと
- ・研究、技術開発、商品・役務の提供を制限、支配し、又は商品・役務の供給や流通に対する投資を制限する協定を締結して商品・役務の市場を規制すること
- ・市場への新規参入を制限、阻害すること
- ・他の事業者（競争者、仕入事業者、顧客、金融事業者）の設立、事業遂行又は事業拡大を困難にすること
- ・競争事業者による投入材、原材料、装置、技術の供給源や流通チャンネルへの

⁶⁵ 競争保護法は、2011 年 11 月に改正法が成立し、2012 年 5 月に施行されている。

アクセスを制限すること

- ・マスメディアを通じた広告宣伝を排他的に提供するように要請すること
- ・研究開発、商品・役務の生産を支配し、又は商品・役務の生産、流通に関する投資を抑制する契約を締結して商品・役務の市場を支配すること
- ・再販売価格維持行為
- ・差別的対価その他の差別的取引条件の設定
- ・取引拒絶
- ・不当な又は反競争的な取引条件を引き受けないことを理由に、取引関係を妨害、破壊すること
- ・原材料・中間製品・完成製品を破壊し、効用を喪失させ、買い占め、又はこれらを製造・販売・輸送するための設備の運用を破壊し、困難にさせること
- ・知的財産権、工業財産権、技術・商標に関する権利を独占的、濫用的に行使し、又は権利行使を阻害すること
- ・不当廉売
- ・生産財、消費財を提供しないこと（製造コスト回収の保証が目的の場合を除く）
- ・特定の商品・役務の提供を行うにあたり、別の商品・役務の購入、利用を条件とすること（購入強制） 等

留意点：実際には禁止行為の効果が生じていない場合や、行為者に過失がない場合にも競争保護法違反が認められるため、違反対象行為の範囲は広い。

なお、(i) 事業者が単独若しくは共同で市場の競争状況を変更できる場合、又は(ii) 事業者が 20%以上の市場シェアを支配している場合には、市場支配的地位を有するものと推定される（同第 36 条第 2 項）。

イ 執行機関

競争保護法の執行機関である経済擁護行政委員会（CADE⁶⁶）の権限は表 53 の通り。なお、CADE には、意思決定機関である経済擁護評議会（以下「評議会」という。）、競争保護法違反を調査する総監督局等の組織ある（競争保護法第 5 条）。

表 53 CADE の権限

違反行為の調査権限	行政上の制裁権限	刑事上の制裁権限
あり	あり	なし

⁶⁶ Conselho Administrativo de Defesa Economica の略称である。

ウ 制裁

① 概要

競争保護法違反に対する制裁の概要は表 54 の通り（競争保護法第 37 条及び第 38 条）。

表 54 制裁の概要

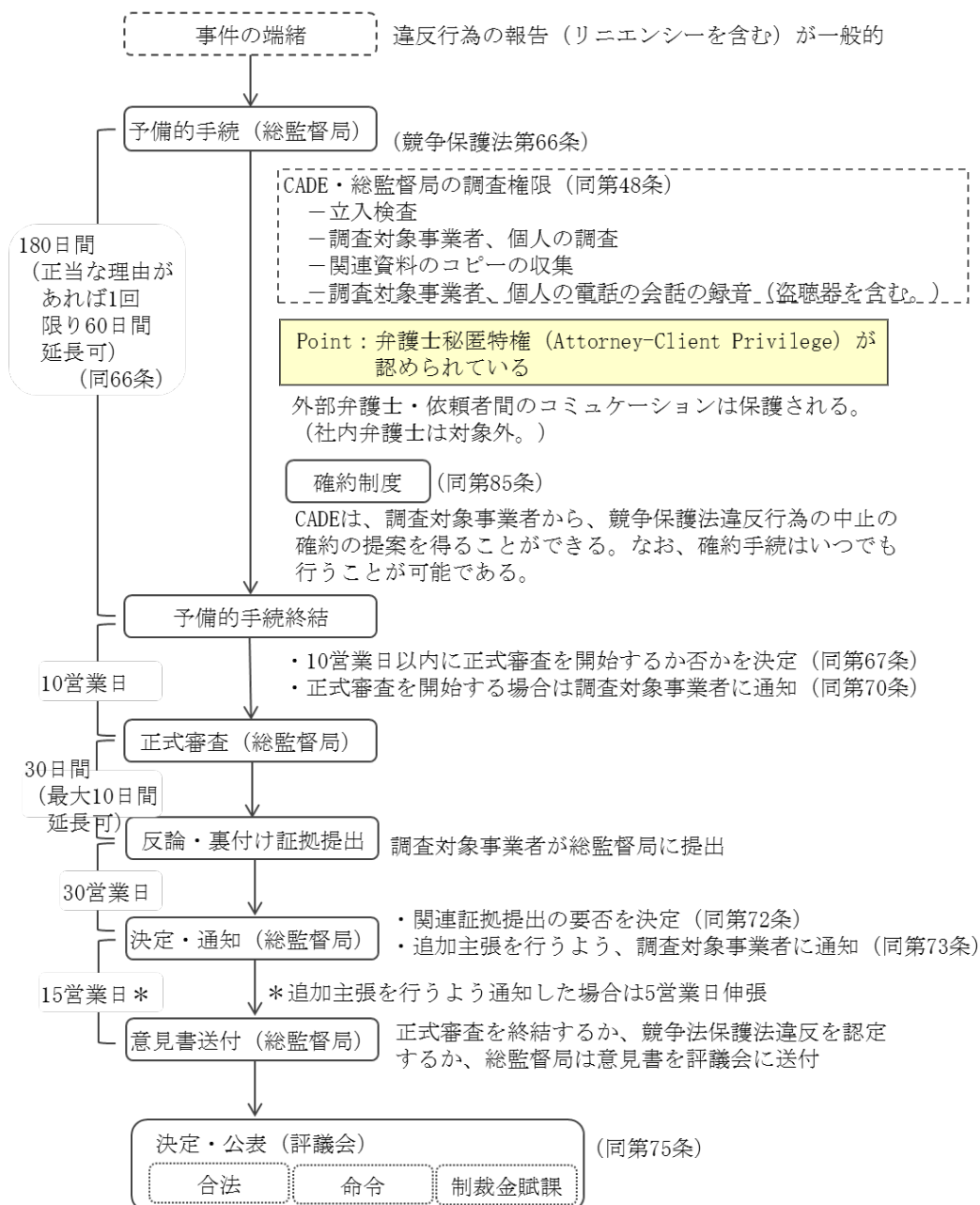
行政上の制裁		刑事上の制裁	
		禁錮	罰金
・ 制裁金の賦課		2 年以上 5 年以下	あり
事業者	最終事業年度の違反行為対象事業分野の課税前総連結売上高の 0.1%以上 20%以下（※） （違反行為で得た利益が特定できる場合はそれを下回ってはならない）		
（※）で算定できない事業者	5 万リアル ⁶⁷ 以上 20 億リアル以下		
再犯事業者	上記金額のいずれかの倍額		
事業者の管理者 ⁶⁸	事業者に課した制裁金の 1%以上 20% 以下相当額		
事業者の管理者以外の個人	5 万リアル以上 20 億リアル以下		
・ 日刊紙による公表			
・ 公共入札への参加禁止（最低 5 年間）			
・ 違反行為の効果を排除すべく会社分割、資産分割等の命令			

⁶⁷ 為替レート：1 リアル＝35.92 円（2016 年 12 月 30 日時点）。

⁶⁸ 代表者その他の事業運営の監督者を指す。

② 手続

競争保護法に定める違反行為に対する一般的な行政手続の流れは以下の通り。



エ リニエンシー・確約制度

① リニエンシー制度

競争保護法第86条及びCADEのガイドラインでは、リニエンシー第1順位申請者のみ制裁金免除の対象となる。リニエンシー申請時点でCADEが対象事案を一切把握していない場合のみ全額免除され、それ以外はCADEへの調査協力度合いに応じて制裁金が3分の1～3分の2減額される。

Point : リニエンシープラス制度 (※) が認められている。

(※) あるカルテル事件 (以下「本件」という。) の調査対象事業者が、CADE が認識していない他のカルテル事件 (以下「別件」という。) について情報提供した場合、別件について制裁金が全額免除されるとともに、本件についても制裁金が 3 分の 1 減額される。

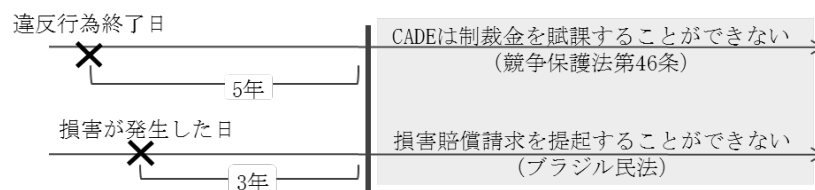
② 確約制度

競争保護法には確約制度が存在し、CADE は、事業者から、競争保護法違反行為の中止の確約の提案を得ることができる (競争保護法第 85 条)。事業者は、CADE に対して、違反行為を認め、CADE の調査に協力する旨を合意することで、制裁金の 50% 以下の減額を受けられる。

事業者が確約の合意を実施している間は審査手続が停止される (同第 9 項) が、実施しなくなった場合には、CADE は確約の合意で規定した制裁金を課すとともに、審査手続の継続等を決定する (同第 11 項)。なお、確約の合意が成立した場合には、その事実及び合意の内容が公表される。

オ 時効

競争保護法は、時効に関して以下の通り規定している (競争保護法第 46 条)。



(3) 企業結合規制

ア 概要

企業結合は以下の通り定義されている (競争保護法第 90 条)。

- 新設合併、吸収合併
- 株式又は資産取得による他の事業者の支配権⁶⁹の取得
- 提携、コンソーシアム、合併契約の締結

なお、競争保護法は、競争制限効果のある企業結合を一般的には禁止しておらず、CADE が企業結合審査手続を規定するにとどまっており、当該手続を通じて競争制限効果を有する企業結合を規制することになる。

⁶⁹ 競争保護法には「支配権」の定義規定はない。ただし、CADE は、例えば過半数に満たない株式しか保有していなくとも、拒否権等を通じて事業者の事業活動に影響を及ぼしうる場合には支配権を有するものと判断するなど、支配権をかなり広範に解釈する傾向にあるといわれている。

留意点：競争保護法が対象とする企業結合の範囲は広く、「提携契約（※）」が含まれている。

（※）「2 年以上継続する契約のうち、経済活動への関与を目的とした共同事業の構築であり、当該契約に関連する市場において競争関係にある当事者間で損益を一定割合で分担するもの」（CADE 規則⁷⁰）。

イ 届出制度の概要

① 届出基準

企業結合が以下の届出基準を満たす場合、当事会社は事前に CADE に届出を行わなければならない（競争保護法第 88 条及び CADE 規則）。

- ・一の当事会社グループのブラジル国内の売上高が7億5,000万リアル以上、かつ
- ・他の当事会社グループのブラジル国内の売上高が7,500万リアル以上

留意点：条文上は全株式数又は総議決権の過半数を取得する株式取得が企業結合に該当すると読み取れるものの、以下の場合も該当する点（CADE 規則 2012 年第 2 号）、留意する必要がある。

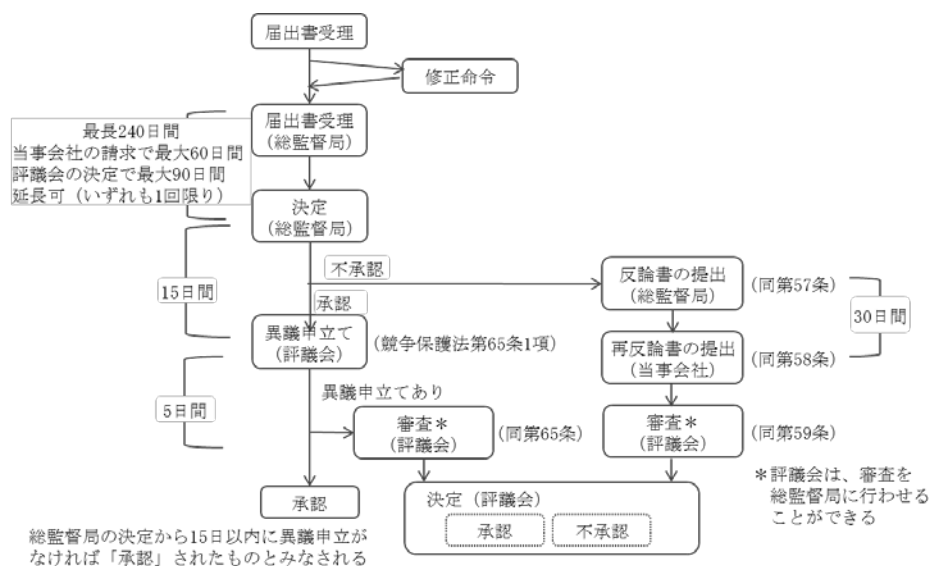
- (i) 水平的競争関係又は垂直的取引関係にあるときに、全株式数⁷¹又は総議決権の 5%以上を直接的又は間接的に取得する取引、又は
- (ii) (i)の関係にないとき、全株式数又は総議決権の 20%以上を直接的又は間接的に取得する取引

⁷⁰ CADE's Resolution No.2/2012

⁷¹ 例えば、無議決権株式 80 株及び議決権付株式 20 株を発行している会社の株式を取得する場合、水平的競争関係又は垂直的競争関係にあれば、全株式数の 5%に当たる 5 株の無議決権株式又は議決権付株式を取得する場合も届出の対象になる点に留意する必要がある。

② 審査手続

競争保護法に定める CADE による企業結合審査の流れは以下の通り。



ウ 届出懈怠に対する制裁

当事会社が届出を懈怠した場合に CADE が行う制裁を表 55 に示す。(競争保護法第 88 条第 3 項)

表 55 制裁の概要

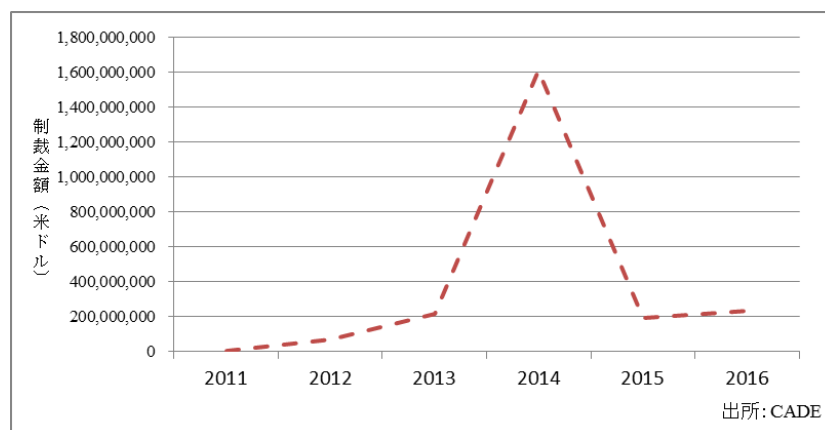
措置	制裁金
企業結合の取消し	あり (6 万レアル以上 6,000 万レアル以下)

2. 競争法の執行状況

(1) カルテルの摘発状況

CADE が課した制裁金総額の推移は図 12 の通り。なお、処分事例数は統計データが見当たらなかった。

図 12 制裁金総額の推移



CADE は、カルテル事件の摘発を強化する姿勢を明らかにしている。摘発した国際カルテル事件としては、航空貨物輸送運賃事件やマリンホース事件等が挙げられる。制裁金額も高額化しており、CADE は 2014 年にセメントの価格カルテル事件で過去最高額となる制裁金約 31 億レアルを課した。

Point : CADE は多数の確約を締結し、柔軟な事件処理に努めている。

CADE は、2012 年から 2015 年に違反行為者との間で 120 件の確約を締結して事件処理を行った（制裁金の総額は 4 億 3,800 万レアル）。国際カルテル事件について、CADE は、2015 年に自動車用ワイヤーハーネス・関連製品の価格カルテル事件や自動車用ベアリングの価格カルテル事件において、違反行為者の一部と確約を締結して調査を終結させている。

(2) カルテル以外の行為の摘発状況

CADE は、市場支配的地位の濫用及び垂直的取引制限も摘発しているが、カルテルの摘発ほど活発ではないようである。ただし、詳細の統計データが公表されていないため件数は不明である。

(3) 届出義務懈怠に対する摘発状況

CADE は、2012 年 5 月以降、合計 8 件の届出義務懈怠事案を摘発した。例えば、2016 年にブラジル国内に自転車部品の販売を独占的に行うジョイントベンチャーを設立しようとした 3 事業者に対しては、届出義務懈怠を理由に合計 150 万レアルの制裁金を課した。

(4) 域外適用

競争保護法には域外適用に関する明文の規定はない。しかし、ブラジル国外で行われた競争保護法違反の行為でも、ブラジル国内の関連市場に競争制限効果をもたらすものには競争保護法は適用されると解されており、実際に CADE は競争保護法を域外適用している。

3. 民事訴訟の動向

(1) 概要

ブラジルでは、ブラジル民法に基づいて競争保護法違反に対する損害賠償訴訟を提起することができるが、一般的には利用されていない。ただし、詳細の統計データが公表されていないため、件数は不明である。

(2) 当局調査を踏まえた訴訟（follow-on action）の活用状況

競争保護法違反で follow-on action が提起されることは一般的ではない。ただし、詳細の統計データが公表されていないため、件数は不明である。

(3) その他の訴訟（stand alone action）の活用状況

競争保護法違反で stand alone action が提起されることは一般的ではない。ただし、詳細の統計データが公表されていないため、件数は不明である。

(4) 独禁法民事訴訟固有の法制度

特になし。

4. 競争当局の執行状況に関する考察・分析

カルテル調査については、欧米等他国で摘発されたものを追いかける形で審査することが多く、調査に長期間を要することが特徴である。CADE が収集した資料が開示される範囲が広範である点にも注意が必要である（特に、リニエンシー申請者の提出資料が開示され、申請者が特定されてしまうため、ブラジルでのリニエンシー申請を検討する際に重要な要素の一つとなる）。

企業結合審査においては、水平・垂直の関係がある場合には全株式数又は総議決権の 5% の取得でも届出が必要となり、売上基準の検討においては取得対象会社のみならず、その親会社グループの売上高も算入する必要があるなど、他国に比べて特異なルールがある。なお、審査期間が非常に長期である点を懸念する声もあるが、実務上は他国と遜色ない期間でクリアランスに至ることが多い。

5. その他参考情報

特になし。

X II. メキシコ

1. 競争法の整備状況

(1) 規制対象

メキシコ合衆国（以下「メキシコ」という。）の経済競争に関する連邦法（1992年12月24日成立、1993年1月施行⁷²。以下「連邦競争法」という。）は、主に

規制対象行為	連邦競争法上の用語
カルテル	絶対的独占的行為
市場支配的地位の濫用	相対的独占的行為
企業結合	経済力集中

を規制対象としている。

(2) カルテル等（企業結合以外）に関する規制

ア 概要

① カルテル

連邦競争法は、カルテルを絶対的独占的行為として規制しており、競争事業者間における以下の目的又は効果を有する契約、協定、取決めは、原則として禁止されている（連邦競争法第53条）。なお、連邦競争法には、垂直的取引制限に関する定めはない。

- ・ 商品・役務の販売・購入価格の拘束、値上げ、協調、操作
- ・ 商品・役務の生産、供給、販売、又は購入数量の制限
- ・ 現在又は潜在の市場の分割、配分、割当て、賦課
- ・ 入札談合

② 市場支配的地位の濫用

支配的地位の濫用にあたる以下の行為であり、実質的に他の事業者を排除する又は排他的な利益を確立する目的、効果のある行為は禁止されている。（連邦競争法第54条及び第56条）ただし、違反行為が経済競争及び自由市場へのアクセスに対して効率性の観点から良い影響を与え、結果として潜在的な反競争的效果を克服し、かつ、消費者の利益を改善することを違反行為者が立証できた場合は除く（同第55条柱書）。

- ・ 取引段階を異にする複数の事業者が、商品・役務の排他的な販売力、供給力を拘束、賦課又は形成すること
- ・ 流通事業者、供給事業者に対する価格その他の取引条件を付与すること

⁷² 連邦競争法は、2014年5月に改正法が成立し、同年7月に施行されている。規制内容、制裁内容及び執行機関の新設を伴う抜本的な改正であった。

- ・商品・役務の提供にあたり、他の商品・役務の購入、販売を強制すること
- ・排他条件取引を行うこと
- ・第三者の提供する商品・役務の販売、供給を拒絶すること
- ・共同ボイコット
- ・不当廉売
- ・製造事業者又は供給事業者が、第三者の製造・販売する商品・役務を購入又は販売しないこと等を条件とし、ディスカウント、インセンティブ、利益を設定すること
- ・商品・役務の提供で得た利益で、他の商品・役務の提供で発生した損失を補填すること
- ・差別的な価格その他の取引条件を設定すること
- ・他の事業者が負担するコストの増大等を目的又は効果とする行為を行うこと
- ・一又は複数の事業者が必要不可欠な施設（以下「essential facility」という。）にアクセスすることを拒絶し、又は差別的な条件を付与すること
- ・マージン圧搾（essential facilityへのアクセス料と、当該事業者が最終顧客に供給する商品・役務との価格差である既存マージンを減額すること）

イ 執行機関

連邦競争法の執行機関である連邦競争経済委員会（CFCE⁷³）の権限は表 56 の通り。なお、CFCE には、意思決定機関である委員会、連邦競争法違反を調査する調査局等の組織がある。

表 56 CFCE の権限

違反行為の調査権限	行政上の制裁権限	刑事上の制裁権限
あり	あり	なし（※）

（※）ただし、検察官に対する告発権限あり。

ウ 制裁

① 概要

連邦競争法違反に対する制裁の概要は表 57 の通り。

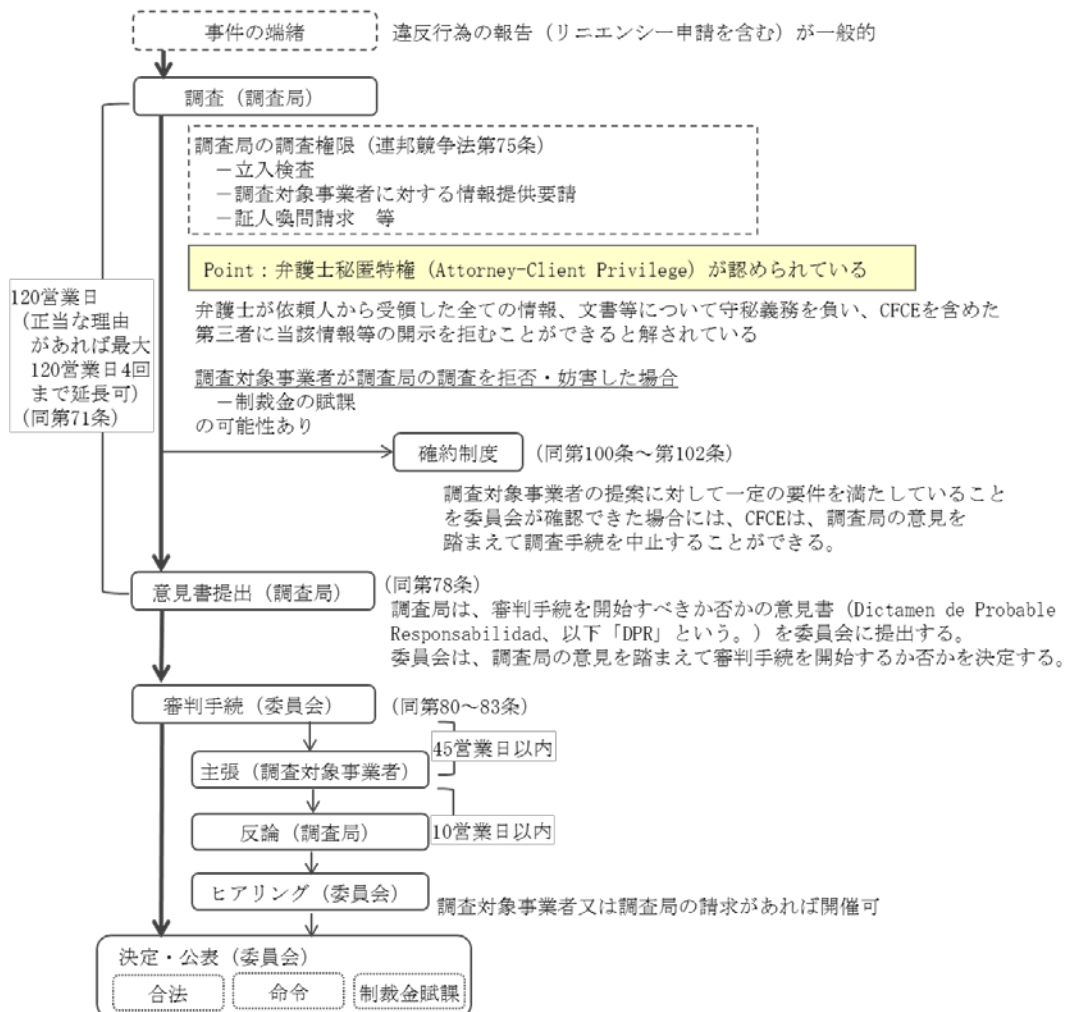
⁷³ Comisión Federal de Competencia Económica の略称。

表 57 制裁の概要

行政上の制裁（連邦競争法第 127 条）	刑事上の制裁	
	禁錮	罰金
・ 制裁金の賦課 － 国内年間売上高の 10%以下、かつ、 － 違反事業者の代表者に対して 1,460 万ペソ⁷⁴ － 個人の協力者⁷⁵に対しては 1,314 万ペソ ・ 違反行為の是正、中止命令 ・ 取締役等の資格停止（5 年以下） 等	違反行為者の代表者 個人に対する禁錮刑 （5 年以上 10 年以下） （メキシコ連邦刑法 第 254 条）	なし

② 手続

連邦競争法に定める違反行為に対する一般的な行政手続の流れは以下の通り。



⁷⁴ 為替レート：1 ペソ＝6.64 円（2016 年 12 月 30 日時点）。

⁷⁵ 法人を代表して違反行為に参加した者だけではなく、当該参加者に協力した者に対しても別途制裁金が賦課される余地がある点に留意する必要がある。

エ リニエンシー・確約制度

① リニエンシー制度

連邦競争法第 103 条及び CFCE 規則に定めるカルテルに対するリニエンシー制度の概要は表 58 の通り。

表 58 カルテルに対するリニエンシー制度の概要

順位	減免率	要件
1 位	全額免除	・調査開始に足りる十分な証拠的裏打ちある事実の申告 ・CFCE への調査協力 ・カルテル行為への関与の即時中止
2 位	50%以下減額	・CFCE が把握していない事実の申告 ・CFCE への調査協力 ・カルテル行為への関与の即時中止
3 位	30%以下減額	
4 位	20%以下減額	

② 確約制度

連邦競争法には確約制度が存在する。

調査局が DPR を発行する前に、(i) 事業者が CFCE に調査対象行為を中止又は訂正することを約束し、(ii) 当該約束に連邦競争法違反を解消する実効性があることを委員会が確認できた場合には、CFCE は、調査局の意見を踏まえて調査手続を中止することができる（連邦競争法第 100 条～第 102 条）。

オ 時効

連邦競争法には、時効に関する規定がない。

なお、メキシコ連邦刑法には、個人に対する刑事手続は 7 年半を経過した場合には実施できない旨が規定されている。

(3) 企業結合規制

ア 概要

企業結合は以下の通り定義され（連邦競争法第 61 条）、経済競争及び自由市場へのアクセスを制限、阻害又は減少させるものは違法とされる（同第 62 条）。

- ・合併
- ・他の事業者の支配権⁷⁶の取得
- ・その他の方法による統合行為

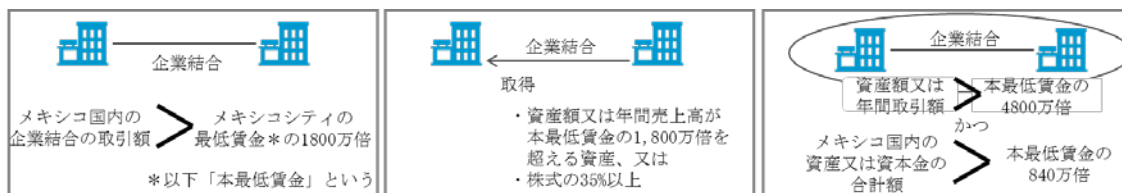
⁷⁶ 連邦競争法には「支配権」の定義規定はない。

留意点：「その他の方法による統合行為」は、企業結合を特定の行為に絞るものではないため、メキシコにおける企業結合の対象は非常に広いと言える。したがって、M&A 取引を企図する際には、当該取引が届出対象であるか否かを十分に確認する必要がある。

イ 届出制度の概要

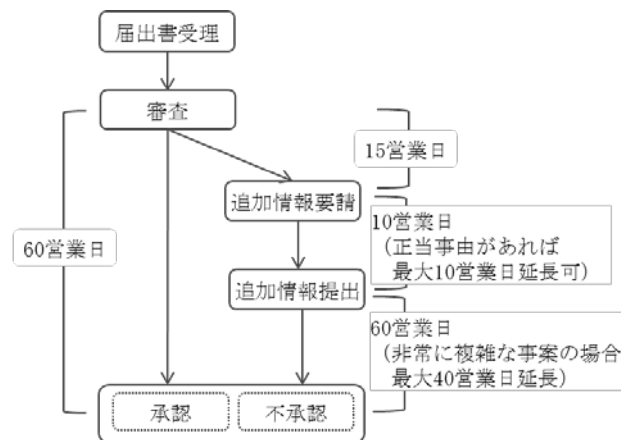
① 届出基準

企業結合が以下いずれかの届出基準を満たす場合、当事会社は CFCE に事前に届出を行わなければならない（連邦競争法第 86 条）。



② 審査手続

連邦競争法に定める CFCE による企業結合審査の流れは以下の通り。



ウ 届出懈怠に対する制裁

当事会社が届出を懈怠した場合に CFCE が行う制裁を表 59 に示す。（連邦競争法第 127 条）。

表 59 制裁の概要

措置	制裁金（ペソ）
なし	あり（本最低賃金の 5,000 倍以上～違反事業者の年間売上高の 5%以下）

2. 競争法の執行状況

(1) カルテルの摘発状況

CFCE は制裁金を課した事例を公表している。2013 年の設立以来、CFCE はカルテル及び市場支配的地位の濫用に関して 33 件を調査し、合計 5 億 9,000 万ペソの制裁金を課しており、執行は比較的活発であるといえる。CFCE が過去 3 年間に制裁金を課したカルテル事例を表 60 に示す。

表 60 カルテルの処分事例

年	事案の概要	制裁金
2016	砂糖の価格カルテル	17 事業者（うち個人事業者は 10 名）及び事業者団体に対して合計 8,888 万ペソ
2016	自動車部品の価格カルテル	日系メーカー 2 事業者に対して合計 3,600 万ペソ
2015	乗客運送事業の価格カルテル	7 事業者に対して合計 169 万米ドル

CFCE は、2017 年 3 月に「2009 年から 2015 年に行われたカルテル事件に関与した個人を刑事訴追する」旨を宣言しており、今後、行政制裁、刑事制裁の両面から連邦競争法違反の摘発をさらに強化していくものと思われる。

一方で、2009 年に、CFCE の前身である連邦競争委員会（CFC⁷⁷）が、液晶パネル、CRT ガラス、オプティカルディスクドライブのカルテル事件の調査を開始すると公表したものの未だに立件には至っていないことと鑑みると、国際カルテルに関する摘発・処分に関してはあまり積極的ではないようにも思われる。

(2) カルテル以外の行為の摘発状況

CFCE が過去 3 年間に市場支配的地位の濫用に対して制裁金を課したと公表した事例は 1 件のみである。（メキシコシティ国際空港に対して 6,300 万ペソを賦課）。

ただし、CFCE による市場支配的地位の濫用に関する調査は多数開始されており、今後、処分事例は増加する可能性がある。

なお、2013 年、市場支配的地位の濫用を理由に CFCE が PEMEX 社に賦課した制裁金 6 億 5,300 万ペソは、2017 年 1 月メキシコ最高裁判所に取り消された。

(3) 届出義務懈怠に対する摘発状況

CFCE が過去 3 年間に届出義務懈怠を理由に制裁金を課したと公表した事例は 1 件のみである（Alsea 社、Grupo Axo 社に対してそれぞれ約 150 万米ドル、約 17 万 4,000 米ドルを賦課⁷⁸）。CFCE による届出義務懈怠に対する摘発は、さほど活発で

⁷⁷ Comisión Federal de Competencia の略称

⁷⁸ CFCE の公式ウェブサイト上、「米ドル」単位で公表されている。

はないようにも思われる。

(4) 域外適用

連邦競争法には域外適用に関する明文の規定はない。しかし、メキシコ国外で行われた連邦競争法違反の行為でも、メキシコ国内の関連市場に競争制限効果をもたらすものに対しては連邦競争法が適用されると解されており、また、CFCE がメキシコ国外で行われた違反行為に連邦競争法を適用した先例もある。

3. 民事訴訟の動向

(1) 概要

メキシコでは、CFCE が連邦競争法違反の決定を行わない限り、被害者が損害賠償請求訴訟を提起することは制限されるため、活発には訴訟提起されていない。

(2) 当局調査を踏まえた訴訟（follow-on action）の活用状況

連邦競争法違反で提起された follow-on action は見当たらなかった。

(3) その他の訴訟（stand alone action）の活用状況

連邦競争法違反で提起された stand alone action は見当たらなかった。

(4) 独禁法民事訴訟固有の法制度

連邦競争法その他の法令に、独禁法民事訴訟固有の法制度を定めた規定は存在しないが、(1)の通り、CFCE による決定がなされない限り、民事訴訟は提起できないと解されている。

4. 競争当局の執行状況に関する考察・分析

多くの日本企業にとって、連邦競争法はまだあまりなじみがないように思われるところ、メキシコでは一般消費者が購買する商品・役務のカルテルの摘発が多いため、今後 B to C の商品・役務を取り扱う日本企業がメキシコに進出する際には注意が必要である。2016 年 8 月に自動車部品カルテルで複数の日本企業に対して制裁金を課し、2017 年 2 月に初の刑事処罰として個人を起訴するなど、CFCE は確実に執行を強化しているため、十分に留意する必要がある。

5. その他参考情報

特になし。

XⅢ. 南アフリカ共和国

1. 競争法の整備状況

(1) 規制対象

南アフリカ共和国（以下「南アフリカ」という。）の競争法（1998年10月30日公布、同年11月30日施行の1998年競争法第89号。以下「南アフリカ競争法」という。）は、主に

規制対象行為	競争法上の用語
カルテル	水平的制限行為
垂直的取引制限	垂直的制限行為
市場支配的地位の濫用	市場支配的地位の濫用
企業結合	企業結合

を規制対象としている。

(2) カルテル等（企業結合以外）に対する規制

ア 概要

① カルテル及び垂直的取引制限

南アフリカ競争法は、表 61 に示すカルテル及び垂直的取引制限を禁止している。

表 61 カルテル及び垂直的取引制限の概要

規制対象行為	根拠条文	内容
カルテル	水平的制限行為 (南アフリカ競争法 第4条第1項)	競争事業者間の合意又は協調的行為 であり、市場における競争を実質的に 制限し、又は減少させるもの
垂直的取引制限	垂直的制限行為 (同第5条第1項)	川上事業者・川下事業者間の合意 であり、市場における競争を実質的に 制限し、又は減少させるもの

なお、再販売価格維持行為は当然違法とされており、市場における競争制限効果の有無にかかわらず、禁止されている（同第5条第2項）。

② 市場支配的地位の濫用

市場支配的地位を有する事業者が以下の濫用行為を行うことは禁止されている（南アフリカ競争法第8条及び第9条）。

- ・消費者に損害を与えるような極端な価格を設定すること
- ・競争事業者が essential facility にアクセスすることが経済的に可能であるにもかかわらず、その提供を拒否すること

- ・排他的行為（顧客誘引、供給拒絶、抱き合わせ、不当廉売等）
- ・同等の取引に関して、相手方によって差別的な価格を設定すること

なお、以下に示す事業者は市場支配的地位を有するものとされる（同第 7 条）。

- ・市場シェアが 45%以上の事業者
- ・市場シェアが 35%以上 45%未満の事業者であり、かつ関連市場に対する影響力を有していないことを自ら反証できない場合
- ・市場シェアが 35%未満の事業者であり、かつ当該事業者が関連市場に対する影響力を有していることを競争委員会等が立証できた場合

イ 執行機関

南アフリカ競争法の執行機関は競争委員会及び競争裁判所であり、それぞれの権限は表 62 の通り。

表 62 競争委員会及び競争裁判所の権限

	違反行為の調査権限	行政上の制裁権限	刑事上の制裁権限
競争委員会	あり	なし	なし
競争裁判所	なし	あり	なし

ウ 制裁

① 概要

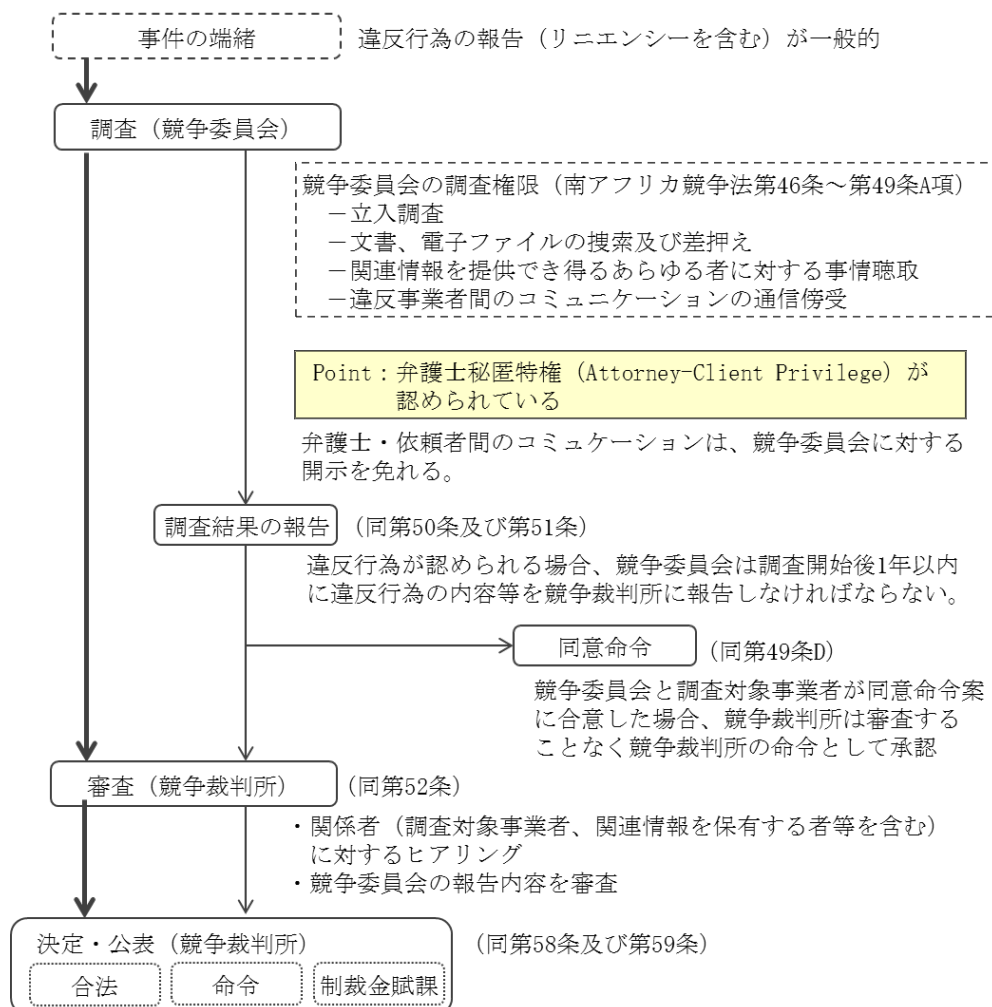
南アフリカ競争法違反に対する制裁の概要は表 63 の通り（南アフリカ競争法第 58 条及び第 59 条）。

表 63 制裁の概要

行政上の制裁	刑事上の制裁
・違反行為の禁止命令 ・（価格差別等を行った事業者に対して）合理的に必要な取引条件で商品・役務を提供するよう要請する命令 ・課徴金の賦課（違反行為者の直近事業年度における年間売上高の 10%以下） ・違反行為者の協定の全部又は一部の無効 ・essential facility へのアクセス命令 等	なし

② 手続

南アフリカ競争法に定める違反行為に対する一般的な行政手続の流れは以下の通り。



エ リニエンシー・確約制度

① リニエンシー制度

南アフリカ競争法では、カルテルに関与した事業者に対するリニエンシー制度が存在し、以下の要件を全て満たす第1順位申請者のみ課徴金の全額免除の対象となる。

- ・競争委員会の調査開始前であること
- ・関連情報・証拠・書面を競争委員会に提出すること
- ・調査及び他の関与者への訴追の過程で競争委員会に完全に協力すること
- ・他の関与者や第三者にリニエンシー申請の事実を明かさないこと
- ・関連情報・証拠・書面を破壊、改ざん、隠匿しないこと
- ・競争委員会に不正な虚偽報告をしないこと

② 確約制度

南アフリカ競争法には、確約制度に類似する制度として、同意命令制度（南アフリカ競争法第 49 条 D）が存在する。

留意点：同意命令は、違反行為者に対して賦課される課徴金が 10%～50%減額される一方で、被害者に対する損害賠償義務が規定され得る。

オ 時効

南アフリカ競争法は、時効に関して以下の通り規定している（南アフリカ競争法第 67 条第 1 項）。



(3) 企業結合規制

ア 概要

南アフリカ競争法は、企業結合を「他の事業者の事業の全部又は一部を直接的に又は間接的に取得し又はその支配⁷⁹を確立する行為」と定義しており（南アフリカ競争法第 12 条第 1 項(a)）、株式取得、資産取得、合併を例に挙げている（同(b)）。

南アフリカ競争法では、企業結合を表 64 に示す 3 類型に分類している。

表 64 企業結合の 3 類型

	当事会社の南アフリカ国内の 資産額又は連結売上高 (いずれか高額な方)、かつ	買収者の南アフリカ国内の 資産額又は連結売上高 (いずれか高額な方)
大規模企業結合	1 億 9,000 万ランド ⁸⁰ 以上	66 億ランド以上
中規模企業結合	8,000 万ランド以上 1 億 9,000 万ランド未満	5 億 6,000 万ランド以上 66 億ランド未満
小規模企業結合	大規模企業結合・中規模企業結合に該当しないもの	

留意点：南アフリカ競争法では、企業結合の類型に応じて、審査の機関・期間等が異なるため、M&A 取引のスケジュール管理に留意する必要がある。

⁷⁹ 南アフリカ競争法には「支配」の定義規定はないが、①議決権の保有割合、②役員の大過半数の指名権の有無、③経営の重要事項に関する拒否権の有無、④経営に対する実質的な影響力の有無等を総合的に考慮して判断すべきであると解されている。

⁸⁰ 為替レート：1 ランド=10.08 円（2016 年 12 月 30 日時点）。

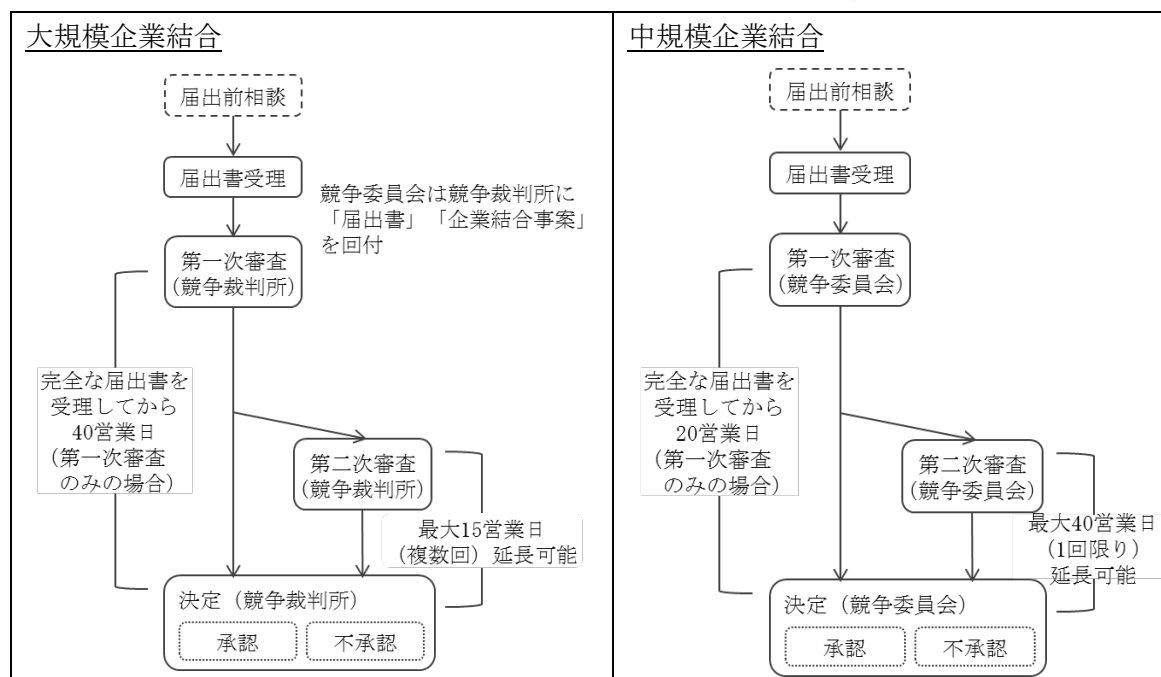
イ 届出制度の概要

① 届出基準

企業結合が大規模企業結合又は中規模企業結合の場合、当事会社は、競争委員会に事前に届出を行わなければならない（南アフリカ競争法第 11 条）⁸¹。

② 審査手続

南アフリカ競争法に定める競争委員会による企業結合審査の流れは以下の通り。



Point : 南アフリカ競争法上、企業結合審査は「公共の利益に照らして正当化されるかどうか」の観点からが行われる特徴がある。

具体的には、(i) 特定の産業分野又は地域、(ii) 雇用、(iii) 歴史的に差別されてきた者により支配又は所有されている小規模企業が競争的になるための能力、及び(iv) 国際市場における競争力への影響、を考慮して判断される。

ウ 届出懈怠に対する制裁

当事会社が届出を懈怠した場合に競争裁判所が行う制裁を表 65 に示す。（南アフリカ競争法第 59 及び 60 条）

⁸¹ 小規模企業結合の場合、当事会社は南アフリカ競争法上の届出義務等は負わないものの、競争委員会に任意の届出を行うことができる（南アフリカ競争法第 13 条第 2 項）。なお、小規模企業結合の場合でも、競争委員会が(i) 企業結合が競争を実質的に制限又は減殺しうる、又は(ii) 公共の利益の観点から正当化できない、と判断した場合には、企業結合の実行日後 6 か月以内に、競争委員会は当事会社に対して届出を行うよう請求することができる（同第 3 項）。

表 65 制裁の概要

措置	課徴金
・企業結合の実行の禁止命令 ・会社分割、事業譲渡等の必要な措置を講じる命令	あり (違反行為者の直近事業年度における年間売上高の 10%以下)

エ その他制裁（南アフリカ競争法第 58 条～第 60 条）

競争委員会又は競争裁判所が南アフリカ競争法違反と決定した企業結合を実行した当事会社に対して、競争裁判所は以下の措置を講じることができる。

- ・制裁金の賦課（違反行為者の直近事業年度における年間売上高の 10%以下）
- ・株式又は資産の売却命令
- ・企業結合に係る契約の無効化

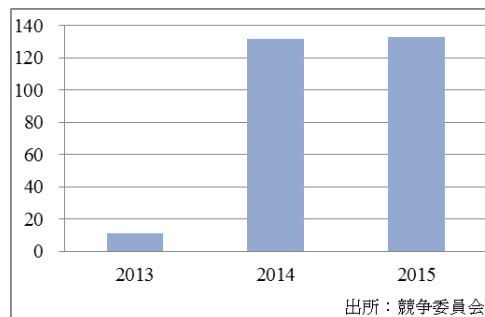
2. 競争法の執行状況

(1) カルテルの摘発状況

近年、競争委員会及び競争裁判所によるカルテルの摘発・処分が非常に活発になっている。

過去 3 年間で新規に開始されたカルテル事件調査件数の推移は図 13 の通りであり、積極的に調査に乗り出していることが分かる。競争委員会は、国際カルテル調査も強化しており、2017 年 2 月には競争裁判所に、日系企業を含む金融機関に南アフリカ競争法違反の疑いがあると報告した。

図 13 競争委員会が新たに調査を開始したカルテル事件数の推移



留意点：他の法域の競争当局が国際的に進めているカルテル調査に続くケースも少なくなく、日系企業が調査対象となっている事例も散見される。

制裁金の高額化も顕著であり、例えば競争裁判所は 2015 年に自動車海上輸送の入札談合及び市場分カルテルに関して日系企業を含めた運送事業者に対して合計で 2 億ランドを超える制裁金を賦課した。

Point : 多くの制裁金を賦課した事例（市場支配的地位の濫用等を含む。）において、競争委員会及び競争裁判所が同意命令を積極的に活用している点は注目に値する（表 66 参照）。

表 66 同意命令の利用件数

年	2010	2011	2012	2013	2014	2015
件数	5	21	27	14	42	43

(2) カルテル以外の行為の摘発状況

南アフリカ競争法施行以来、市場支配的地位の濫用及び垂直的取引制限を摘発する動きはさほど活発ではなかった。しかし、競争裁判所は 2015 年に Media 24 による略奪的廉売行為が市場支配的地位の濫用に該当すると判断した⁸²など、今後、摘発や処分は活発化する可能性もあるため、動向に注視する必要がある。

(3) 届出義務懈怠に対する摘発状況

競争裁判所は、2016 年に違反事業者に対して 1,000 万ランドの制裁金を賦課する旨の同意命令を承認するなど、近時も届出義務懈怠に対する摘発は行っている。ただし、詳細の統計データが公表されていないため、件数は不明である。

(4) 域外適用

南アフリカ競争法には域外適用に関する明文の規定はない。しかし、例えば、2015 年に制裁金を課された海上自動車輸送の市場分割カルテル事件など、競争委員会及び競争裁判所は、南アフリカ国外でなされた南アフリカ競争法違反の行為でも、南アフリカ国内の関連市場に競争制限効果をもたらすものに対しては南アフリカ競争法を適用している。

3. 民事訴訟の動向

(1) 概要

南アフリカでは、2010 年に初めて南アフリカ競争法違反を理由に 2 つの集団訴訟が提起されて以来、私人による南アフリカ競争法のエンフォースメント及び被害者救済の方法として民事訴訟が重要な役割を果たしている。民事訴訟における損害賠償額も近年高額化しており、例えば、ケープタウン市は近時、南アフリカ競争法に違反したコンクリートの製造・販売業者に対して、総額約 4 億 8,500 万ランドの損害賠償を求めて集団訴訟を提起した。

南アフリカ競争法は、競争裁判所の決定について裁判所拘束力を認めている

⁸² 競争裁判所が、事業者の略奪的行為を市場支配的地位の濫用行為として摘発したのは、南アフリカ競争法施行後初めてである。

ことから（南アフリカ競争法第 65 条第 2 項）、提起される民事訴訟も follow-on action が多い。

(2) 当局調査を踏まえた訴訟（follow-on action）の活用状況

(1)の通り、南アフリカ競争法は、競争裁判所の決定に裁判所拘束力を認めているため、被害者は、法人、個人を問わず、follow-on action を利用することが多い。詳細の統計データが公表されていないため、follow-on action の件数は不明であるが、2016 年に市場支配的地位の濫用を行った相手方の航空会社に対して 1 億 460 万ランドの損害賠償責任が南アフリカ航空に認められた⁸³事例などがある。

(3) その他の訴訟（stand alone action）の活用状況

詳細の統計データが公表されていないため、stand alone action の活用状況については不明であるが、follow-on action ほど積極的には活用されていないと思われる。

(4) 独禁法民事訴訟固有の法制度

南アフリカ競争法は、被害者救済の観点から、独禁法民事訴訟に関する特則を規定している。(1)の通り、競争裁判所の決定には裁判所に対する拘束力を認めている（南アフリカ競争法第 65 条第 2 項）。また、被害者が独禁法民事訴訟を提起する場合には、競争裁判所が南アフリカ競争法違反があった旨の証明書を発行・提供するところ（同第 6 項 b）、その証明書内で言及された各証拠も独禁法民事訴訟を取り扱う裁判所に対する拘束力を有する（同第 7 項）。

また、南アフリカでは、集団訴訟による独禁法民事訴訟の提起も多い。

留意点：同意命令により損害賠償を受けた被害者は独禁法民事訴訟を提起することはできない（同第 6 項 a）など、一定の権利制約もある。

4. 競争当局の執行状況に関する考察・分析

競争委員会及び競争裁判所は、自動車部品カルテルや自動車海上輸送カルテルなど国際カルテル事件を活発に摘発している。リニエンシー制度の活用も定着し、民事訴訟も活発化しているなど、南アフリカ競争法の対応には競争法先進国と同等のレベルが求められる。

企業結合審査においては、純粋な競争法以外の側面から審査が行われる点に特徴があり、M&A 取引のスケジュールに影響を与えないよう、これらの審査事項に対応するための準備を行っておく必要がある。

⁸³ 2005 年、競争裁判所は、他の南アフリカ国内の航空会社に対する市場支配的地位の濫用を行ったとして、南アフリカ航空に 4,500 万ランドの制裁金を賦課した。

5. その他参考情報

特になし。

XIV. おわりに

各国の競争法の整備状況や執行状況には相当の差異があるものの、全体としては、多数の国で、欧米で採用されているリニエンシー制度や弁護士秘匿特権等、様々な制度の整備が進んでおり、また、各国競争当局の執行が活発化していることを指摘することができる。

企業は、本報告書を手掛かりとして、各国における競争法コンプライアンス体制の構築・強化に努めるとともに、競争当局からの事件審査や企業結合審査の対象となった際には、本報告書で示した各国競争法に関する基礎的知識を専門家との議論の土台として活用されることを期待したい。

以上

各国の競争法の概要

		中国	韓国	台湾	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	ベトナム	フィリピン	インド	ブラジル	メキシコ	南アフリカ	
競争法の名称		中国独禁法	公正取引法	公平交易法	2004 年競争法	競争法 2010	取引競争法	インドネシア 競争法	ベトナム 競争法	フィリピン 競争法	2002 年競争法	競争保護法	連邦競争法	南アフリカ 競争法	
施行年		2008 年	1981 年	1992 年	2005 年	2012 年	1999 年	2000 年	2005 年	2015 年	2009 年	1994 年	1993 年	1998 年	
※1	規制 対象 行為	カルテル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		垂直的取引制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
		支配的地位濫用	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		企業結合	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
執行機関		SAIC NDRC MOFCOM	KFTC	TFTC	CCS	MyCC	TCC	KPPU	VCA VCC	PCC DOJ-OFC	CCI CompAT	CADE	CFCE	競争委員会 競争裁判所	
行政上の制裁		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
刑事上の制裁		×	○	○	×	○	○	○	×	○	×	○	○	×	
リニエンシー制度		○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	
確約制度		○	○	○	×	○	×	×	×	○	×	○	○	○	
域外適用		○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
※1									(不明)						
	時効		×	○	○	×	×	×	○	○	×	○	×	○	
	弁護士秘匿特権		×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	
	企業結合届出制度		○ (事前)	○ (事後／事前)	○	○ (任意)	×	×	○ (事後)	○ (事前)	○ (事前)	○ (事前)	○ (事前)	○ (事前)	○ (事前)
※2	民事執行の動向		○	○	△	×	—	—	△	—	—	△	△	○	

凡例

- ※1 「○」：制度が存在する。
「×」：制度が存在しない。
- ※2 「○」：活発に行われている。
「△」：活発には行われていない。
「×」：行われていない。
「—」：データ不見当